近代支那財政史

關西學院大學助教授 柏井象雄 著

發兌 教育圖書株式會社

序

本書の著者柏井象雄君は關西學院大學助教授であり同時に京都帝國大學人文科學研究所の囑託を兼ねてゐる。今は北滿の地に陸軍主計中尉として朔北の野にシベリヤ吹雪に曝されつつ祖國防衛の第一線に立つてゐる。

柏井君が財政學の研究を始めたのは京都帝國大學經濟學部の學生として財政學金融論演習に參加してよりの事である。昭和七年に同大學を卒業するや、引續き大學院に入り比較財政學の研究に從ひ、文字通り十年一日の如く研究に精進して來た。最初の研究題目は獨逸の所得稅と佛蘭西の所得稅であつて、その勞作は我等同人の財政金融研究會紀要の第三卷「各國所得稅制論」に收められてゐる。支那事變勃發するや柏井君は直ちに召されて北支中支に赴き、磯谷兵團に從つて轉戰すること前後三ケ年、この間從軍距離數千粁に及び拔群の功績を樹て、主計將校ながら功五級に叙せられた。征旅の間既に實務の體驗は支那財政に强き興味

を懐かしむるに至り昭和十五年凱旋後は直ちにその研究に專ら精力を集中する事となつたが、同年に京都帝國大學人文科學研究所と關西學院大學より派遣せられて滿洲國と北支を視察するに及び、支那財政の研究に對する熱意は一層昂められたのであつた。柏井君が比較財政學の對象を支那財政にむけて收穫したる最初のものが本書であり、支那學者 Ming-Chung Tay の見たる近代支那財政史を、柏井象雄君が自己の體驗と研究を通じ修正補足したものである。「はしがき」にもある如く、柏井君が本書に盛らんとした最初の構想は相當に大規模のものであつたが、昭和十六年に業半ばにして再度の應召の爲めに北滿の地に旅立つた。現地より送られた原稿は著者の友人、三谷道麿君と田杉競君の助力により公刊の運びとなつた。現地新舊交錯し複雜極まりなき近代支那財政史を現地の體驗を通じて簡潔にまとめ上げたるところに本書の强味を發見し得るのである。

昭和十七年四月十三日

汐見三郎

はしがき

一、本書の第一章は著者が數年にわたり研究した結果をまとめたものであり、第二章から第四章に至る部分は、Ming-Chung Tay; Das Finanz-und Steuerwesen Chinas —— unter besonderer Berücksichtigung der Einkommensteuer (Jena, Verlag von Gustav Fischer, 1940) を紹介したものである。

一、Ming-Chung Tay; Das F.nanz-und Steuerwesen Chinas は清朝末期から蔣政權の財政改革運動と所得税の採用、從つて日支事變に至る迄に、支那の財政がどの様なコースを歩んで來たかを極く簡單にまとめたものである。非常に簡單に説明を進めてゐるので必ずしも完全なものでなく、重要な問題で缺けてゐる部分もかなりある様に思はれた。特に近代支那財政史の性格をはつきり浮び上らせる爲には、之を近代支那社會史と結びつける必要があつた。

一、此の様な意味で、第一章に「近代支那社會史の性格――外國勢力の侵入と新舊の交錯――」を加へることとした。又はしがきの終りに、近代支那財政史の理解を助ける爲に、清末以降における支那財政改革運動の經過を簡單に記しておいた。いづれも嘗て「商學論究」（關西學院大學商經學部機關雜誌）及び「財政」に寄稿したものに加筆したものである。

一、此の他にも原著を補ふ意味で、原著に掲げられた統計數字や稅法等を一つ一つ根本資料について調査し、詳細なものと置き代へる積りであつた。譯語等にしても一應我國で慣用されてゐるものを掲げた上、之に原語を加へる豫定であつた。文獻目錄も歐文・華文のものをできるだけ網羅したいと思つてゐた。然し此の様な計畫で邦譯を進めてゐる途中に、私の一身上に大きな變化が起つた。そして此の變化のため此等の計畫をすべて放棄しなければならなかつた。しかもその後も非常にあわたゞしい環境の中で此の邦譯を進めて行かなければならなかつた。何度となく邦譯を中止しなければならない様な場合があつた。又これを斷念しようと思つたことも度々あつた。此の様な事情の爲、本書は最初に私の計畫したものと著

しく異つたものになつてしまつた。その他の點でも意に充たない個所が少くない。久しい間親しく手を取つて導いて頂いた京都帝國大學經濟學部教授汐見三郎先生に申し譯ないと思つてゐる。

然し此の樣な意に充たないものが、却つて現在私にとつて、何時かは大きな記念になる樣に思はれる。

昭和十六年十月

滿洲佳木斯にて

柏井象雄

目次

支那財政改革運動の經過

支那歴史は阿片戰爭を中心として大きく二つに區切られてゐる。阿片戰爭に至る迄、支那社會は孤立を守り外部から何の影響を受けることもなく、獨自のコースを歩んでゐた。此の樣な支那社會の性格が阿片戰爭の結果一變した。それまで外部から遮斷されてゐた支那社會は、今やヨーロッパ商品に對する市場として開放され、それ自らのコースを歩み續けてゐた支那社會と世界歴史との交渉が開始せらるるに至つたのである。日清戰爭における清朝の敗北は此の傾向に拍車を加へた。清朝は下關條約に基きヨーロッパ資本に對して支那進出の機會を公然と與へた。旣に夫々の生產力の發展に伴つて、厖大な量にまで蓄積されてゐたヨーロッパ諸國の資本は、鐵道の敷設・鑛山の採掘・銀行の設立・工場の創設・外債應募等、あらゆる導管を通じて、支那社會に流れ込んで來た。商品と資本の支那社會への滲透は、當然支那社會の動きに大きな影響を與へた。舊い支那の社會經濟機構

がこれらの影響を受けて崩潰し始め、隨所に新しいものが芽生えて來た。

かうして外部からの强大な壓力に依つて、舊いものが崩潰し始め夫に代つて新しいものが芽生えて來ただけで無く、支那社會そのものの中にも、自らの力に依つて新しい方向へ進まうとする一つの運動が生れて來た。例へば李鴻章・曾國藩・左宗棠等の指導の下に、清朝政府に依つて富國强兵政策が採用され、各地に近代的な組織を持つた軍需工場が創設された。そのほか一般商品に關しても、或は官營の或は官督商辨の工場が設立された。更に日清戰爭以後に於ける外資の侵入は、支那民族資本に大きな刺戟を與へ、民族資本に依つても新しい組織と設備を持つた企業が各地に起され始めた。已に海外において蓄積されてゐた華僑資本も之に呼應した。此の樣な動きを促進すべきものとして清朝政府はあらゆる手段を採つた。康有爲・梁啓超等に依る變法自强の提案があつたのも此の頃である。特に康有爲に依つては、(一)君主立憲制と中央集權確立、(二)新軍の編成・訓練、(三)兵工廠の創設、(四)經濟建設計畫として重工業の創設・産業の合理化・鐵道の敷設・學校の普及等の改革綱領が提案されてゐる。

辛亥革命以後における政治的な混亂に基く社會の動搖にも拘らず、常に支配者の地位に立つたものが意圖した所は、前資本主義的な段階に止まつてゐた傳統的支那社會を、一段高い所に引き上げそして新しいものに作り變へることであつた。例へば幣制の統一・銀行の發展・その他産業の保護政策等が絶えず考慮されてゐた。新支那建設綱領としての三民主義・建國方略が孫文に依つて發表された。

辛亥革命以後混亂を極めてゐた支那社會は、一九二五年における蔣介石の擡頭とそれ以後における彼の北伐の成功、國内統一への努力に依つて一應の安定を見た。爾來、蔣介石を中心とする國民政府の舊い支那の破壞と新しい支那の建設への努力が、孫文　三民主義と建國方略を基礎とする方針に從つて、極めて强い力をもつて展開せられて行つた。彼の努力は舊い傳統の中に眠り續けてゐた支那社會に、一つの活力を與へることに依つて、近代的な性格を備へた支那社會を建設しようとしたのであつた。

勿論この様な清朝末期から蔣介石の經濟建設計畫に至るまでの一連の努力は、必ずしもそのすべてが支那社會の内部にまで滲透して行つたのではない。清朝末期以降試みられた此等

の上からの社會への働きかけは、强い力をもつては支那社會の內部にまで滲透して行かなかつた。勿論、海岸・大河川に沿ふ大都會の樣な支那社會の一部分では近代的な生活が始められてゐたが、爾餘の部分では傳統的な生活が因襲のラインに沿つて續けられてゐた支那社會の根强い傳統的な性格はなほ餘命を繫いでゐた。

此の樣に支那社會の舊い機構と制度は解體し切らずに最近に至るまでも持ち越されてゐたのであるが、少くとも此等の舊い機構と制度を破壞し、之に代へて新しいものを建設し、次の新しい段階へ支那社會を持ち上げる事は、淸朝末期以降すべての支配者が一貫して企圖した所であつた。支那社會の傳統的な性格が强靱であり、その新しい方向への運動に對する抵抗が頑强であつただけ、彼等のその樣な努力も大きな苦しみを經驗し乍ら續けられてゐたのであつた。此の樣な近代支那社會史の性格を特徵づける一つの運動は、そのまま近代支那財政史にも見られるのである。

×　　×　　×

目まぐるしいばかりの王朝の交替にも拘らず、由來支那においては「量入定出」の原則

が、その財政運營における最高の理想とせられてゐた。支那最後の王朝としての清朝も亦、その初期には此の原則を踏襲してゐた。卽ち土地と農民に對する課稅を以て中心的收入とし、關稅・鹽稅その他雜稅を補完的收入として、その上に獨立の財政を維持してゐたのである。それが阿片戰爭を轉機として此の樣な財政狀態に大きな變化が現はれた。爾來・清朝の直面した多くの內憂外患と、その影響の下に清朝の採用した富國强兵政策は、莫大な經費を淸朝財政に要求し、その財政を窮乏におとしいれた。特に阿片戰爭以來の清朝の勢威失墜はその收入にまでも影響し此の傾向に拍車をかけた。卽ち當時、清朝は極端な地方分權的な性格を持つ財政機構の上に立つてゐたのである。中央政府が直接支配し得たものは、關稅と鹽稅收入の一部に過ぎず、その他の租稅收支はすべて各省の課稅權の下に置かれてゐたのであつた。勿論、御用金・獻金等の方法も時には清朝の財源調達手段として採られてゐたが、此等は決して安定した性格を持つものでは無かつた。中央財政官廳としての戶部も、最高官廳としての名を持つのみであり、地方長官としての督撫と同一の資格に於て皇帝に隷屬し、地方財政官廳たる布政使は各省長官の支配下にあつた。だから中央に於て新しい經費の必要を

生じた場合にも、中央の勢威失墜に伴つて、戸部の威令を以てしては、各省の財政に迄も干渉し、新しい經費に對應すべき收入を調達する事が不可能となつたのである。

此の樣な事實の他に、更に次の樣な事情が清朝財政を一層窮迫せしめた。卽ち各省もまた當時、多の事變に伴つて、經費膨脹と收入減少のため著しい財政窮乏におちいつてゐたのである。各省が自らの財政窮乏を救ひ或は中央の要求に應ずる爲に新しい財源を求めるとしても、前資本主義的な段階に止まつてゐた當時の支那の經濟機構が之を許さなかつた。此の樣な社會に對して新しい財源を要求したとしても、前資本主義的な段階に止まつてゐた支那社會が、その要求に應ずべき新しい豐かな財源を提供し得る筈が無かつた。だから各省が收入增加策として採つた所は、常に從來から存してゐた課稅對象の上に、新しい名目で附加稅を設定するか、稅率を引き上げるかの方法であつた。かうして絕えず土地と農民が、或は鹽の消費が或は貨物の移動が課稅の對象として選ばれ、夫々の擔稅力が極度に利用されるのみであつた。然し此の樣な社會の租稅負擔力にも自ら一定の限度が附せられてゐた。そしてよし各省が中央の需めに應じようとした所で、その努力には狹い限界が設けられてゐた。

此の様な多くの事情がからみ合つて、清朝の財政窮乏を益々强めてゐたのである。

かやうな環境の下に置かれてゐた清朝が、その財政窮乏を救濟すべき彌縫策として選んだのが外債依存政策であつた。同治四年（一八六五年）伊犁地方に於ける回教徒の亂平定に際して、その急に應ずるためロシアから外債を起して以來、あらゆる收入調達の手段を奪はれてゐた清朝は、絶えず此の最も安易な方法に依賴した。然し此の様な手段はその採用に伴つて、それだけその財政を窮乏せしめるものであつた。日清戰爭に於ける戰費調達、賠償金の支拂、團匪事件に基く賠償金の支拂等も、殆どそのすべてを外債に依存した。かうして莫大な支出の生ずる毎に外債が利用され、從つて清朝の外債額は尨大な量にまで累增して行つた。後には、臨時的支出の爲のみならず、經常支出に應ずる爲にさへも外債が利用され始めた。

勿論、日清戰爭に於ける戰費の調達、賠償金の支拂等に、內國債の發行に依つて之に應じようとした事もあつた。然し第一に支那社會に於ける資本の缺乏、第二に金融機關の不整備、第三に國家と社會との遊離、第四に誤つた民衆の公債觀等に妨げられて所期の目的を達

し得なかつた。

此の樣な間隙にヨーロッパ資本が流れ込んだのである。ヨーロッパ資本は一應は清朝財政の急を救ふに役立ちはしたが、常にその背後に夫々の政治的意思を伴ひ、支那社會の植民地化を助けて行つた。債權國に依つて恐る可き交換條件が要求されたにも拘らず、清朝に許された財源調達の手段は外債への依存のみであり、此の樣な條件の中に外債は累增し清朝の財政を益々窮乏に追ひ込んだのである。當時、清朝に依つて收入增加策として增稅・御用金等が、或は經費節減策が、財政整理の手段として採られたが、何れも單なる糊塗的なものに過ぎなかつた。此の樣な方法が採られても、支那社會の實情と特異な財政機構に大きな變化の現はれない限り、それに大きな期待を懸け得る筈が無く、此の樣な努力にも拘らず、多くの事件に伴ふ外債の累增に依つて、清朝財政はただ窮乏への道を辿るのみであつた。

かうして清朝の財政が極度の窮乏におちいり、更に將來に於ける窮乏を豫想せしめるに至ると共に、遂に此等の事實は清朝を驅つて根本的な財政改革の方向に一歩前進せしめる事となつたのである。例へば光緒三十二年（一九〇六年）の上諭には、將來憲政を實施すべき事

官制の改革に着手すべき事、等が述べられてゐた。財政改革に關しても、第一年には淸理財政章程を頒布する事、第二年には各省歲出の總數を調査する事、第三年には各省歲出入總數を覆査し、地方稅章程を釐定し、併せて各省の豫算・決算を試辦する事、第四年には會計法を制定すると共に、地方稅章程の頒布及び國家稅章程の改訂を爲す事、第五年には國家稅章程を頒布する事、第六年には全國豫算を試辦する事、第七年には全國決算を試辦し會計法を頒布する事、第八年には皇室經費を確定し、會計法を實行すると共に審計院を設立する事、第九年には憲法を發布し議院法を定むると共に、議會に提出すべき豫算案を確定する事、等が豫定せられてゐた。此等の豫定に基き光緖三十四年には、財政の根本的缺陷を救ひ、その中央集權化を企てるものとして淸理財政章程が定められた。また度支部（戶部）の權限も此の結果著しく擴大され、從來督撫の支配下にあつた布政使を度支部に隸屬すべきものと定めた。更に宣統二年には試辦豫算册式及例言二十二條を制定して、各省に對して此の規定に從つて豫算案を提出すべき事を命じ、宣統三年には豫算が之に基き編成せられる事となつたのである。かうして窮乏と混亂を極めてゐた淸朝末期の財政は、此等の努力に依つて漸く新し

い機構と制度の上に運營せられようとしたのであつた。然し支那社會と財政の根强い傳統的な性格が大きな障碍として此等の新しい方向への努力の前に立ちはだかつてゐた。謂はば近代國家の財政制度がその儘、その基礎的な地盤としての社會狀態を無視して模倣されてゐただけであつた。此の樣な大改革を爲すには、清朝は已に勢威を失ひ政治的な權力を持つてゐなかつた。たださへ支那の國家と社會は遊離し、國家の意思が社會の內部にまで浸み込んで行くと云ふ事は無かつたのである。國家と社會を結びつけるものは由來、租稅行政と警察行政と云ふ極めて弱い二つの紐帶のみであつた。社會は常に國家から遊離し、國家の干渉から自らを守り、國家の干渉に依る影響を最小限度に喰ひ止め乍ら、自らの力に依つて自らの機能を續けてゐたのであつた。だから已に全くその力を失つてゐた淸朝が、此の樣な大改革を此の樣な社會に於て成就し得る筈は無かつた。國家も社會も謂はば中世紀的な性格を多分に殘してゐたのである。此の樣な基本的條件も基礎的地盤も全く缺けた所に、已にその力を全く失つてゐた淸朝が、條件と地盤を考へることなく近代國家の先例を模倣したところで、それが失敗に終るのは當然の事であつた。かうして淸朝の新しい方向への大きな努力にも拘

らず、夫等の努力は實を結ぶ事無く、革命を經て新しい政府に從來の儘の財政機構と制度とそしてその結果としての財政窮乏と財政混亂が引き繼がれて行つたのである。

× × ×

辛亥革命後、新しい政府に依つて清朝末期に於ける財政窮乏と財政機構がそのまま受け繼がれた。此の樣な財政狀態の上に財政改革運動も繼承された。

民國年間になつてから新しい政府が財政改革の根本目標とした所も、やはり清朝末期に於ける財政改革運動が中心目標とした所と同じく、財政の中央集權化、豫算制度の確立と國庫制度の改善等、近代的財政機構と財政制度の樹立にあつた。財政權の統一と官制の改革が計畫され、その結果、中央財政官廳としての財政部の權限擴大が企てられた。例へば租稅制度に關しては民國元年十一月に各省國稅廳草案及釐定國家地方稅章程が制定された。その後、若干の修正を加へられ國稅、地方稅が次の樣に定められてゐる。

（一） 國　稅

田賦・鹽稅・關稅・常關稅・統捐・釐金・鑛稅・契稅・牙稅・當稅・牙捐・當捐・烟稅・

酒稅・茶稅・糖稅・漁業稅

（二）地　方　稅

田賦・附加稅・商稅・牲畜稅・糧米捐・土膏捐・油捐及醬油捐・船捐・雜貨捐・店捐・房捐・戲捐・車捐・樂戶捐・茶館捐・關捐・魚捐・その他雜稅と雜捐

（三）將來設く可き國稅

印花稅・登錄稅・相續稅・營業稅・所得稅・出產稅・紙幣發行稅

（四）將來設く可き地方稅

家屋稅・國稅を課せざる營業稅・同上消費稅・入市稅・使用物稅・使用人稅・營業稅附加稅・所得稅附加稅

（五）地方稅に關する制限

(1)　地方特別稅にして國稅の妨害となるもの及び財政部の不當と認むるものはその徵收を禁ず

(2)　地方附加稅については次の制限を附す

（イ）　田賦附加税は百分の三十を超過する事を得ず
（ロ）　營業税附加税は百分の二十を超過する事を得ず
（ハ）　所得税附加税は百分の十五を超過する事を得ず

かうして從來殆ど各省の課税權の下に置かれてゐた租税の中、多くの重要なものを國家の直接支配の下に移すと共に、各省の課税權を制限する事に依つて財政の中央集權化を計つたのであつた。然し此の樣な理想的税制改革案も、社會の動搖と混亂に妨げられて清朝末期に於ける財政改革案と軌を一にし、單なる提案たるに止まり、實現される域にまでは至らなかつた。

その後、民國四年には中央解欵考成條例、中央專欵制等も公布され、依然中央集權的財政確立への努力が續けられたほか、民國五年には會計法が公布され豫算制度の實行に努められたが、此等も單なる法律として止まつたに過ぎず、舊い機構と制度はなほ强靱な根を張り續らしてゐた。そして財政の實情は窮乏と混亂を極め、依然として外債が大きな役割を爲してゐた。支那社會の持つ傳統主義的な性格、中央權力の微弱等の事實が此等の改革運動の實現

を妨げたのであつた。此等の財政改革運動と併行して、關稅自主權の回復運動も活潑に展開されて行つたが、此の樣な運動もただ形だけであり、當時の支那社會の實情を以てしては、到底實現し得べきものではなかつた。かうして民國初期の財政改革案は、實現される事なく蔣政權へ引きつがれて行つた。

蔣介石に依る一應の支那統一と共に、彼に依つて近代國家建設への努力が華々しく展開された。經濟に關しては廣汎な經濟建設計畫が孫文の三民主義と建國方略を基礎として企てられた。之と併んで一九二八年七月には第一次全國財政會議が開催され、混亂と窮乏の中にある財政の救濟と、その爲の手段としての近代的財政制度確立の問題が論議された。舊國債の整理、關稅自主權の回復、租稅行政の統一と中央地方を通ずる稅制改革、惡稅（特に釐金）の廢止と舊稅（特に田賦、鹽稅等）の改革、新稅（所得稅、相續稅、奢侈稅等）の創設等が財政會議に於ける中心議題であつた。そして租稅に關しては國稅と地方稅の區分が定められてゐた。

かうして一應、清朝末期から更に民國初期を通じて、絶えず中心目標とせられてゐた重要

租税收入の中央政府の支配下への移管、從つて中央集權的租税制度、中央集權的財政機構への多年の懸案が制度的には完成せられる事になつたのである。此の樣な租税制度の改革は當然、地方財政の收入減を齎らすものであつたが、之に對應すべきものとして、更に一九三三年五月には第二次全國財政經濟會議が開催され、地方財政の收入補塡が企てられた。此の他、同會議に於ては、從來混亂を極めてゐた地方の田賦附加税が制限され、更に（一）一般的社會的利益に反する租税及び公課、（二）國家の税源を損ずる如き租税、（三）二重課税の性質を持つもの、（四）あらゆる取引を妨害する租税、（五）内地通過税類似のもの等、所謂不當なる公課と混亂せる租税の廢止が決議された。

かうして清朝末期から繰り返し繰り返し企てられてゐた財政改革運動は、蔣介石の下に於て一應は制度的には完成される事になつたのである。そして久しい期間を通じて拂はれてゐた財政改革への努力が、一應は形式的にはその實を結ぶ事になつたのである。

然し乍ら蔣政權の下に於ける此の樣な改革案の表面的な成功もその實質に於ては必ずしもすべてが成功したものではなかつた。蔣政權の威令の行はれ、その權力の及ぶ僅かの地方に

於てこそ財政改革も實現されてゐた。然し多くの部分に於ては、財政改革案の表面的な完成にも拘らず依然、從來の制度が大きな力を持つてゐた。そして全國的な財政改革が實現するまではまだ相當の距離が殘されてゐた。財政部長の財政說明書に於ては、常に劃期的な財政改革の華々しい成功が報ぜられてはゐた。然し必ずしも完全な成功に迄は達してゐなかつたのである。舊い制度はなほ完全に解體し切らずにその餘命を繫いでゐた。新しいものが必ずしも支配的になつてゐなかつた。蔣政權の財政狀態は必ずしも從來の窮乏狀態から解放されてはゐなかつた。新しい銀行と結びつき、公債政策に依つてその窮狀を糊塗しつづけてゐたのであつた。

× × ×

窮乏と混亂、之を克服する爲の大きな努力、此の樣な努力の前に立ちはだかつた障碍、之が清朝末期から最近に至るまで支那財政の步んで來た道であり、最近に於ける支那財政の眞の姿であつた。

第一章　近代支那社會史の性格

——外國勢力の侵入と新舊の交錯——

第一節　外國勢力侵入の經過

支那では西紀前三千年の時代に、已に黄河上流河谷に定着農業の基礎が開かれてゐたと云はれてゐる。此の樣にヨーロッパが未だ夜の暗黒と野蠻の裡に埋もれてゐた時に、支那には偉大な文化が建設せられてゐた。支那人の社會生活・經濟生活は當時、すでに一定の段階に到達し、ヨーロッパ人のそれよりも、高い段階を示してゐたのである。爾來、支那の生産部門の支配的なるものは農業であつた。歴史の經過に從ひ農業生産力の發展に伴つて、農業的生産の基礎とその補助足場の上に工業生産が形成されて行つた。特に國家の尨大な軍事的及び治水上の諸要求は工業の發達を促した。鹽・鐵の採取部門に於ては、その自然的獨占に基く資本蓄積の可能と技術的な要求に依つて、已にマヌファクチュアの段階に達したものが隨所に現はれてゐた。商業もそれに伴つて發達した。特に近世に至つては、支配者の生活の場所として或は商品交換の場所として形成されてゐた都市に於て、市民階級が微力乍らも發生し、問屋制度的商業資本も可なりの範圍に亙つて支配的となつてゐた。特に獨占的な商業活

動（貿易獨占、鹽及び鐵の專賣）を通じて可なりの程度に蓄積された商業資本も存してゐた。此の樣にして支那社會は早くから一步前進し得べき域にまで達してゐたのであつた。にも拘らず、支那の社會は此の段階に止つてしまつて、次の新しい段階への發展を久しい間なし得なかつたのである。あたかも此の時代にヨーロッパに於ては燦然たる歷史が繰り擴げられてゐた。そしてヨーロッパ人の社會生活、經濟生活は支那人のそれを遙に追ひ越してしまつたのである。

然し乍ら支那に於ても阿片戰爭以來、世界歷史の大きな流れに洗はれて、舊い支那から新しい支那への轉換の胎動が現はれ始めてゐた。その頃から支那自體に依つても、舊い支那から新しい支那への發展の爲の努力が極めて頑强な抵抗と戰ひ乍ら拂はれてゐた。勿論その動きは極めて緩やかであつた。世界歷史の强力な影響と壓力とにも拘らず、幾多の支那社會自らの努力にも拘らず、舊い支那社會の抵抗は極めて頑强であつた。生れようとする新しいものは舊いものに打ち勝つ事が出來ず、舊いものは强く抵抗し、支那社會には舊いものと新しいものが雜然として交錯してゐた。

歴史の開始以來、支那の支配的な生産部門は農業であつた。人口の大半を占めるものも農民であつた。勿論、時代の經過と共に農業生產力の發展に伴ひ、工業、商業も獨立の生獨部門として起つたが、此等は支那社會の構造に決定的な影響を持つほどのものでは無かつた。農村は原則として支那社會の構成單位であり、それぞれ自給自足の生活を營んでゐたのであつた。支那とヨーロッパの交涉は已に早くから中央アジアを通じて、或は後には南方の海上を通じて行はれてゐた。然し此等の交涉は支配者の奢侈的需要を充たす役割を持つものに過ぎず、國民的規模に於て行はれたものでは無かつた。謂はば偶然的な性質のものであつた。むしろ支那社會は諸外國に對しては孤立的な立場を守り、外部から何の影響を受ける事もなく、極めて緩やかな足取りで、支那社會自らのコースを步み續けて來たのである。

ヨーロッパに於ける十七八世紀の革命は、此の支那の孤立に大きな影響を持つた。ヨーロッパに於ける生產力の躍進的な發展の結果、當然その生產物の販路が立ち後れた社會としての東洋に求められ、ヨーロッパ人の東洋への進出は累增した。特に此の頃東洋進出の先端に立つたのは英國であつた。卽ち十八世紀の後半期に產業革命を完成した英國の木棉工業は、

その生產物の販路を東洋に求め、印度を支配下に置き、更に支那への進出の機會を求めてゐた。それでもその當初にはヨーロッパ人の東洋特に支那への進出は必ずしも容易な事ではなかつた。支那では彼等の進出が、當時淸朝の採つた鎖國政策に依つて妨げられた。支那との貿易は廣東の一個所で、しかも公行商人を通じてのみ許された。それも支那政府の規定した極めて嚴格な統制の下に於てであつた。所が阿片戰爭の結果として情勢が急轉囘したのである。ヨーロッパ人は一八四二年の南京條約に依つて自己商品の前進基地を獲得した。卽ち南京條約に基き、協定關稅率の規定、公行制度の廢止と共に、廣州、福州、厦門、寧波、上海の五港が開港場としてヨーロッパ商品に對して開放せられ、香港が英國に割讓せられた。治外法權の制度も定められ、此の規定に依つて支那に居住するヨーロッパ人は、その身體についても財產についても支那の如何なる規定にも從はしめられることなく、如何なる時、如何なる所に於ても本國の官吏に依つて執行される本國の法律の保護を受くべき權利を與へられたのである。更に支那と英佛聯合軍の戰ひの結果としての一八五八年の天津條約に依つて、九龍の英國への割讓と天津、漢口、九江、鎭江、南京、牛莊、芝罘、潮州、瓊州、臺灣等の

開港と天津、上海、漢口に於ける租界設定及び揚子江航行權が規定せられた。かうしてヨーロッパ商品が支那に進出する足場が益々鞏固にせられると共に、ヨーロッパとの交渉に於て支那は從屬的な地位に蹴落されたのである。更にその頃に於けるスエズ運河の開通、通信技術、輸送機關の發達等は支那とヨーロッパとの關係を益々密接にした。此の樣にして支那の孤立が取り除かれ、ヨーロッパ商品が支那に殺到した。そして舊い殼の中に閉ぢ込められてゐた支那社會と世界歷史の交渉が强められ、自らの足取りを以て自らのコースを步んでゐた支那社會は遂に世界歷史の流れの中に入り込まざるを得なくなつたのである。それでも當時ヨーロッパ諸國はただ支那を自己商品の販賣市場として、或は原料の供給者として最大限に利用するに止まり、その勢力が支那の內部にまで喰ひ入つて行くと云ふことはなかつた。一八九四—一八九五年の日淸戰爭は此の傾向に一つの轉機を劃するものであつた。眠れる獅子として恐れられてゐた淸朝の弱體が完全に暴露された。日淸戰爭に於ける敗戰を契機として、周邊から支那の中樞部を窺つてゐた列强は要地を占據し、或は租借した。例へば太平天國の亂以來、北方と西方からはロシアが、西南からは英國が、南方からは佛蘭西が、それぞ

れ支那の中樞部に對する自己勢力擴張の機會を求めてゐたが、日清戰爭の後、ロシアは大連・旅順を、英國は威海衞を、佛蘭西は廣州灣を、獨逸は膠州灣をそれぞれ租借する事に依つて、支那の中樞部を支配すべき據點を確保したのである。それだけでなく清朝は下關條約の結果、諸外國に對してそれぞれの資本の支那進出を公然と許した。かくてヨーロッパ商品が支那に送られるだけでなく、已に尨大な額にまで蓄積され、そのはけ口を求めてゐたヨーロッパ資本が競つて支那に進出した。各地には近代的設備を持つ企業が外資に依つて設立された。銀行が外資進出の先驅として設立され、その支配網を全國に張り繞らした。鐵道が支那内部の要地を扶つて外資に依つて建設され、鑛山が新しい方法を以て外資に依つて採掘され始めた。更にヨーロッパ諸國は清朝の政治借款要求を媒介として、清朝の政治、行政機構の内部にまで喰ひ入り、自己の支那社會に於ける有形無形の勢力圈の擴大を内面から援護し促進した。此の頃から、已に農業國から工業國への發展を完了してゐたアメリカが支那制覇戰に參加した。當時、躍進的な發展を續けてゐたアメリカ資本主義は已に國内市場の狹隘を感じ始めてゐた。國内市場の擴大と發展を追ひ越して發達したアメリカ工業と蓄積された資

本は當然、國外市場を要求することとなり、アメリカの對外的發展を强要したのであつた。その一つの對象として選ばれたのが支那であつた。此の様にして外部から巨大な新しい力が、舊い傳統の中に眠る支那社會に働きかけ、支那の舊い社會經濟機構を掘りくづし始めた。しかも此の様な外からの力はその後に於ても强化されるのみであつた。

かうして支那社會の構造を轉換せしめようとする大きな力が外から働きかけただけではない。支那社會自らの內部にあつても、當時已に新しい方向への努力、支那社會特に經濟機構改革への努力がその萠芽を示してゐた。

第二節　新しい方向への努力

卽ち阿片戰爭以來ヨーロッパ諸國の支那社會に對する壓力が强化されるに從つて、支那社會を彼等の勢力から防衞すべき諸計畫が、一部の進步的な階級に依つて提案せられるに至つた。その具體的な方法として、農業生產力の促進、鑛山の開發、商工業の發達、交通施設の整備、淸朝財政の改善等が夫々の立場から提唱されてゐた。何れもヨーロッパ諸勢力の强化と云ふ事實に直面して、支那社會を彼等から守るべき方法として、支那社會の繁榮を目的とする點に於て軌を一にするものであつた。特にこれら多くの計畫の中に於ても、李鴻章等が阿片戰爭、太平天國の亂等の敎訓に鑑みて提唱した富國强兵政策が淸朝の最高政策として採用せられてゐた。李鴻章の意圖した富國强兵政策は、一面に於ては打ち續く內憂外患に依つ

て崩壞に瀕してゐた清朝の强化を計ると共に、他面かくする事に依つて支那社會をヨーロッパ諸國の壓力から守らうとしたのであつた。從つて彼等の富國强兵政策に於ては、軍備の充實とその物的基礎としての官營軍需工場の創設が中心をなしてゐた。そして此の政策を中心として、一八六二年には曾國藩の主張に基き、安慶に官營軍需工場が設立された。また曾國藩、左宋棠、李鴻章等の提案に依つて各地にも近代的な組織を持つた軍需工場が設立された。更に彼等の主張と一部民族資本の覺醒の結果として一般商品に關しても、或は官營の或は官督商辨に依る工場が設立された。のみならず日清戰爭以後に於ける外資の侵入は、當時漸く眠りから呼び起されようとしてゐた支那民族資本に大きな刺戟を與へた。特に海外に於て早くから蓄積されてゐた華僑資本が大きな役割を持つた。彼等は一八九五年を境として加速度的に各種商品に關して、新しい組織と設備を持つた工場を起して行つた。康有爲の經濟建設綱領（重工業の創設、鐵道の敷設、學校の設立、農業政策と商業政策の合理化）が發表せられたのも此の頃であつた。清朝自體も此の頃から各種の經濟政策を携へて支那社會に呼びかけて行つた。かうして當時これらの運動に促されて鐵道建設、炭鑛の採掘、郵政局の設

置等もあり、これ等事實は淸朝の採つた新式企業奬勵策と共に支那社會の新しい方向への運動に良い影響を及ぼした（新學新法奬勵章程—發明者の奬勵、商律・公司註册章程の制定、その他商品陳列所・硏究機關の開設—天津に工藝總局・工業學堂・考工廠・實習工廠、北京に高等實業學堂等）。此の頃これらの運動の影響と民族資本の覺醒に伴つて、利權囘收運動（鐵道敷設權・鑛山採掘權）も華々しく展開された。勿論これらの運動のすべてが必ずしも成功したものではなかつた。例へば義和團事件の如きは外見的には最も華々しい民族運動の樣に見えたが、支那社會をヨーロッパ諸勢力から守るべき眞の意味が理解されてゐなかつたため、却つて支那社會を窮狀に陷れるべき結果を伴つた。然しこれらの運動は更に孫文の三民主義、建國方略等民族主義精神の强調にまで發展した。かうして支那社會は舊い形態から新しい形態への第一歩を踏み出さうとしたのであつた。

辛亥革命以後に於ける混亂の結果、支那社會はその政治的中心を失つて、漸く端緖に着いたばかりの舊い支那から新しい支那への轉換の動きを破つてしまつた。政治的な混亂に基く社會の動搖は新しい支那への運動を阻害しようとした。然し此の頃に歐洲戰爭が勃發しヨー

ロッパ資本の進出が阻止せられたため、支那社會の新しい方向への運動は政治的な惡影響に打勝つて却つてその步調を伸ばす事が出來た。支那に於ける近代的な工場の多くは寧ろ此の頃に發展したものである。

辛亥革命以來、混亂を極めてゐた支那は一九二五年に於ける蔣介石の擡頭とそれ以後に於ける彼の北伐の成功、國內統一への努力に依つて一應の安定を見た。爾來、蔣介石を中心とする國民黨政府の舊支那の破壞と新支那の建設への努力が、孫文の三民主義・建國方略を基礎とする方針に從つて、極めて强い力をもつて開始せられた。彼の理想と努力は舊い傳統の中に停滯し、因襲の線に沿つて生活する支那社會に一つの活力を與へることに依つて、舊い支那から新しい支那への轉換をなし遂げ、かくて近代的な相貌を持つた支那社會を建設するにあつたのである。政治的な領域に於ては地方軍閥打破のために强力な鬪爭が開始せられた。また都鄙を通じて全國民を對象とする新生活運動が華々しく展開された。經濟部門に於ても、舊い支那に代つて新しい支那を建設するために必要なあらゆる計畫、政策、綱領が發表せられた。例へば一九二八年には孫科の經濟建設大綱と孔祥熙の實業計畫が、一九二九年

には第三次國民黨全國代表大會に於ける全國經濟建設計畫が、一九三一年には四全大會の決議に基く經濟建設計畫が土木交通（鐵道、河川、港灣、水路、航空）と基本工業（電氣、鋼鐵、硫酸、石炭、石油、自動車）を中心として、更にその修正案としての經濟十ヶ年計畫が發表せられた。更に一九三四年には銀行統制、一九三五年には幣制改革が行はれ、之とならんで財政の一元化、交通の一元化も行はれた。その他、農業を對象として新しい内容を盛つた幾多の農業政策も發表せられた。此の樣にして蔣介石の支那統一以來に於けるあらゆる部門に亙る努力は、あたかも、停滯しつづけてゐた支那社會を新しい段階への飛躍に近づけたかの觀を呈したのである。

第三節　新舊の交錯

阿片戰爭以來に於ける外國勢力の侵入と共に、又これに促されて開始された新しい方向への努力に依つて、支那社會は新しい性格を持ち始めたかの如く見えた。然し阿片戰爭を境とする世界歴史の大きな壓力と影響にも拘らず、支那自らの努力にも拘らず、特に清朝末期に於ける革新思想の擡頭と富國强兵政策の採用、最近に至つては蔣介石の熱狂的な努力にも拘らず、支那社會は必ずしも舊い支那から新しい支那にまで發展しなかつた。支那の社會は何世紀にも亙つて作り上げられた傳統的な生活に束縛されてゐた。支那社會は古い歴史を持つ線に沿ひ、それ自らの足取りで依然歩み續けてゐた。かうして支那社會は外からの或は自らの大きな力にも拘らず、全く新しい性格を持つまでには至らなかつたのである。

幾多の努力に依つて、新しい段階への發展を示すべき基準としての工業化が或る程度始まり、此の點に關する限り支那社會は一歩新しい方向への轉換をなしたとは云ふものの、工業機構内部の構成は必ずしも均齊のとれたものではなかつた。重心は輕工業にあり、重工業部

門は極めて未發達な狀態にあつた。しかも工業生產物の三分の二は支那が從來から持つてゐた手工業的生產物であつたとさへ云はれてゐる。近代的な機械工業とならんでマヌファクチュア型工業、都市手工業がなほ餘命を保つてゐた。農村には家內工業がなほ廣汎な範圍に亙つて殘存してゐた。勞働力の資格だけが決定的な生產要因をなしてゐる所、物的の勞働用具が單純であり從つて資本の意義の小さい所では、家內工業、手工業が極めて强靱に機械工業の發達を妨げてゐた。金融部門に就いても此の通りであつた。新しい組織を持つた近代型の銀行が外國銀行の影響を受けて設立された。特に蔣政權の公債政策は此の傾向を促進し、新式銀行が政府の財政政策と結びついて著しく發展した。然し此等の新式銀行の間に、それとならんでなほ支那舊來の錢莊、質屋等が支那社會全般に廣く鞏固な根を張り續らしてゐた。例へばある地方に新しい銀行の支店が設けられたが、その支店は土地の舊式金融機關を媒介とせずしては、その地方の商館と取引を結ぶことができなかつたと云はれてゐる。農村の性格にしても從來の姿を變へてはゐなかつた。勿論、農村に於ても自給經濟部門が縮少せられ、之に反比例して商品經濟部門が增大した。從來、農民を支配してゐた農業を生業と見る

觀念に代つて企業としての觀念が濃厚となつた。これまで自己の土地と犁のみに注がれてゐた彼等の眼は市場關係にも注がれねばならなくなつた。地域的な自給の必要から從來、單一に塗りつぶされてゐた支那生產地圖の上に棉花、茶、大豆、煙草、落花生、胡麻等の栽培地方が前面に現はれてゐた。例へば河北省の西河・御河・東北河地方、山東省の魯北・魯西・魯南地方、山西省の太原盆地等の棉花地域、山東省中部膠濟鐵道沿線の煙草地域等はその顯著な例である。此の樣に農村を自給經濟から商品經濟の方向に押しやるべき多くの事態が生れてゐた。然し農村に於ける此の樣な動きは寧ろ彼等に依つてイニシャティブが採られたものではなく、彼等を動かすべき力は寧ろヨーロッパ及びアメリカの諸國に依つて握られてゐたのである。のみならず此の樣な事實が現はれてゐたとは云ふものの、之も支那全體と比較すれば決して大きな地位を占めるものではなく、特殊な地域での出來事であつた。依然、支那は單一な國民市場、單一な經濟的全體となりきり得ず、なほ地域的、孤立的な多くの市場が形成され、此の小市場を中心とする一つの小さい經濟圈が原則として彼等の自給經濟の領域をなしてゐた。時には農村が、甚しい場合には家族が、一つの自給經濟の單位をなしてゐ

た。事實、農民生産物の主要な部分が自家消費に充てられ、殘された僅かの部分のみが遠隔の市場に賣り出されるに過ぎなかつたのである。農民を支配する農業を生業と見る觀念に、企業としての觀念が代りつつあつたとは云へ、農民の眼が漸次に彼等の土地と犂とから市場關係に移り始めてゐたとは云ふものの、猶その移りきることを、その代りきることを妨げる幾多の薄暗い要素が農村と農民の上に覆ひかぶさつてゐた。農村に覆ひかぶさつた封建的な殘滓はあまりにも大きな障碍となつて、農村が新しい形態を採るのを妨げてゐた。

勿論ある地域では全く新しい生活が始まつてゐた。然し此の樣に面目を改めたのは廣大な支那社會の極く一少部分であつた。過半の部分、大多數の國民は依然として舊態の儘の生活を續けてゐた。舊い支那社會機構の持つ抵抗は依然として强力であり、新しい方向への運動に反抗を續けてゐた。例へば海岸、大河川、鐵道に沿つた幾つかの大都會（上海、廣東、青島、濟南、南京、漢口、天津等―此等の大都會は支那の都市と云ふよりも、支那の土地に在る、支那の土地を借りた外國の都市、支那と外國の勢力の交錯する都市と見る方が適當である）に於てこそ新しい生活が始つてゐた。然しそれらを除いた地域は、寧ろ支那全體と云

つた方がよいかも知れない廣大な地域では、勿論新しいものの萠芽が若干見受けられ、もはや純然たる舊支那の儘の姿ではないとしても、相變らず傳統の上に、因襲と慣習の線に沿つて從來の舊い生活が續けられてゐたのである。

ヨーロッパの社會が產業革命を經過して資本主義社會への躍進をなし終へたのは十八世紀から十九世紀にかけてであつた。此の頃には支那の社會もヨーロッパ社會の產業革命前の狀態と似たものであつた。都市が形成され、農業と工業の分業も僅少ながら始まつてゐた。工業もマヌファクチュアの段階に達し、或るものは可なり大規模のものであつた。商業資本も支配者の干涉と壓迫に抗し乍ら可なりの程度まで蓄積されてゐた。ヨーロッパの社會では當時、商業資本として蓄積されてゐた資本とマヌファクチュア型工業が結び付き、之を新しい時代への精神に目ざめてゐた市民階級が押し進めることに依つて產業革命を完成し、資本主義社會にまで躍進したのであつた。支那社會は同じ樣な條件を備へ乍ら、自らの力に依つてヨーロッパの社會と同じ經路を辿り得ず、次の新しい段階への飛躍をなし得なかつたのである。

産業革命を經過したヨーロッパ諸國は、增大する自己商品の市場を、後れた社會としての東洋に求めた。此の運動の當然の結果として、自らのゆるやかな足取りを以て步み續けて來た支那社會は、阿片戰爭を契機として世界歷史の流れと强く結び付けられた。その後支那社會と世界歷史の動きとはその關係を深めるばかりであつた。かうして外部から遮斷され、久しい期間を通じて孤立を守り通して來た支那社會はヨーロッパ諸國の力に依つて外部から世界歷史の流れへの合流を强制せられたのである。同じ頃、やはり自らの步調を以て自らのコースを步み續けてゐた日本も、外部からの壓力に依つて世界歷史の流れと結びつけられたのであつた。それ以後に於ける日本の躍進は目ざましいものであつた。忽ちにして日本はヨーロッパ社會の到達してゐた段階にまで追ひすがつた。同じ様な運命の下に置かれ乍ら、それ以後の支那社會の歷史は日本と全く異つた姿を示してゐる。

支那社會と世界歷史の交涉が始まつて以來、支那自らに於ても新しい方向への努力が拂はれて來た。例へば清朝末期の富國强兵政策、蔣介石の三民主義に則る廣汎な範圍に亙る政策計畫が之である。資本主義社會への發展の後れた國々に於ては、國家が自ら社會を指導する

ことに依つて、夫々の社會を一段高いレベルにまで持ち上げたのであつた。社會が社會自らの單獨の力に依つて發展したのではなく、常に國家の活動と援護が強く要求され、之に呼應して國家が强い力をもつて社會をゆり動かし、それを指導して始めてその成果を收め得たのであつた。卽ち社會自らの自覺に國家の意思が働きかけ、或は國家が社會の自覺を促すことに依つて、社會は新しい段階にまで押し上げられて來たのであつた。例へば後れて資本主義社會への運動を開始した日本に於ても、獨逸に於ても、夫々の社會は國家の活動と援護を要求した。國家は强い力をもつて全面的に社會に働きかけた。社會の自覺と國家の强い力が結びついて、日本、獨逸は躍進的な發展を完成したのである。支那に於ても淸末の富國强兵政策、蔣介石の經濟建設政策等いづれも支那社會の覺醒を求め、社會の發展に加速度を與へるべき筈のものであつた。にも拘らず支那に於て試みられた此等の上からの働きかけは支那社會の內部にまで滲透して行かなかつた。社會も此の樣な支配階級の努力に呼應しなかつた。支配者の意圖は形だけは整つてゐたが、魂が入つてゐなかつたのである。社會そのものにも支配者の意圖に順應し、それに追隨するだけの準備が出來てゐなかつたのである。支配

階級の運動にしても支那社會そのものの實情を考慮することなく、ただ新しい計畫を地盤の全くない支那社會に無雜作に移植しようとしたものに過ぎなかつた。彼等の實行しようとした政策は、支那社會そのものの中から、その必然的な要求としてもり上つて來たものではなく、ただ彼等の頭の中に一つの理想案として構想せられたものに過ぎなかつたのである。だから一時的には支那社會に刺戟を與へたとしても、更により大きな力をもつて發展することが出來なかつた。此の樣な運動に引きずられて支那社會が新しい方向へ前進すると云ふことはなく、支那社會は依然、從來の段階に止まつてゐた。此等の運動は謂はば突然靜かな水面に投げ込まれた石の樣なものであつた。投げ込まれた瞬間には水面に波紋を呼び起した。然し波紋は忽ちにして消え、水面は再びもとの靜けさに復歸した。波紋が波紋を呼び、水面に大きな波動を生ずると云ふことはなかつた。支那社會は動き出すことなく、依然として舊い殼の中に閉ざされてゐた。

此の樣な特徵を持つのが近代支那社會史の性格である。一方に於ては新しいものが生れようとして猶ほ頑强な抵抗に遭ひ、舊い機構が大きな力のために崩潰の一歩手前まで追ひつめ

られ乍らも、なほ解體しきらずに餘命を繫いでゐた。若し新しい方向へ進まうとする力がもつと强力なものであつたならば、舊いものはその崩潰を早めた筈である。若し舊いものが解體しきれば、新しいものは順調に發展し得た筈である。然し乍ら支那社會に於ける舊いものの抵抗は極めて頑强であつた。何千年に亙る歷史を持つ傳統的な生活樣式は極めて頑强に新しい方向への動きに抵抗した。ある部分では已に新しいものが全く支配的になつてゐた。然し支那全體として見れば、まだまだ舊い生活樣式が反覆されてゐたのである。

第二章　近代支那財政史の概要

――清末以降に於ける財政改革への努力――

第一節　清末に於ける財政窮乏

(一)全盛時代　清朝支配の全期間を通じて支那社會が繁榮の最頂點に達したのは、康熙(一六六二―一七二二年)乾隆(一七三六―一七九四年)二帝統治の時代であつた。事實、康熙乾隆兩帝の仁政に惠まれて、殆んど二百年にも亙る久しい間支那社會の安定が維持され、經濟も隆盛を極めた。當時、支那の支配的な生産部門は農業であつたが、支那の國土は全民衆の生活を支へるに足りただけではなく、農民も土地から豐富な收益を擧げてゐた。その上この頃、淸朝の支配圏が或は北方に或は西方に擴大されて行つた。此の樣な淸朝支配圏の擴大は當然、農業を主要生産部門とする支那社會に對して極めて好い影響を齎らすものであつた。かうして當時何世紀にも亙つて繼承されて來た儒教、儒教の上に立つ世界觀、封建的な社會秩序等を基礎として、支那社會は外部から何の影響を受けることもなく、獨自の生活を續けてゐたが、特に此の二百年にも亙る久しい支那社會繁榮の、最も重要な二つの支柱をなすものは、倦むことを知らぬ勤勉な農民と、中世ヨーロッパの僧侶にも比せられるべき所謂

「讀書人」階級であつた。

此の樣な政治的、經濟的、精神的な諸種の事情から、容易に當時に於ける清朝の財政狀態をも類推する事が出來る。由來、清朝は民衆の經濟生活に對する不干涉主義を以て支那社會統治の最高理想としてゐたのであつた。しかも清朝の支那社會統治に關する不干涉主義は、アダム・スミスの意味に於ける自由主義的なものではなく、謂はば「社會的自由主義」とも云ふべき性質のものであつた。一個人の幸福よりも寧ろ社會全體の福祉が最高の目標とせられてゐたのである。卽ち儒敎の敎理に於ては、あらゆる政策の對象は社會全體であり、しかも支配者が社會に對する干涉を極力避け、それを自然の儘に放置するとき始めて眞の意味の社會が形成されるとされてゐたのであつた。

此の樣な立場に基いて一七一三年（康熙五十二年）に康熙帝は當時、政府の收入の中で最も大きな部分を占めてゐた田賦に關して、爾後その賦課率の引き上げを禁ずる旨の上諭を下してゐる。かうして田賦の賦課率は爾來久しい間、一定の限度內に保たれることとなつた。卽ちその賦課率は夫々土地の收益能力に應じて一畝當り百分ノ一兩から百分ノ二十四兩に至

る範圍内に定められてゐた。一八八七年には山林及び農耕地の總面積は九二四百萬畝に上つてゐたが、そのうち一八六・五百萬畝が官有地であつた。此等の官有地のうち一部分は屯田であり、そこには軍隊が駐屯してゐた。從つて此の樣な方法で官有地が利用せられる場合には、政府は勿論これから直接收入を擧げることが出來なかつた譯である。然し殘餘のうち、ある部分は私人に賃貸されてゐた。あるものは政府自身に依つて管理されてゐた。そして此の樣にして利用されてゐた官有地からの收入が、考試（國家試驗）・難民救濟・治水事業等、特定の政府支出の財源に充當せられてゐたのである。當時、田賦收入と官有地收入の總計、卽ち土地に基く政府の收入は三〇百萬兩乃至三五百萬兩に達したと云はれてゐる。

鹽稅は支那では古くから行はれてゐた租稅の一つであつたが、何回にも亙る改正の結果その規定は極めて複雜なものとなつてゐた。當時、鹽稅收入は年々約五百萬兩に上つたと云はれてゐる。その他、中世紀にヨーロッパで行はれてゐた制度に類似する國內關稅と、南部支那の開港場で一六八四年以來行はれてゐた海關稅とからも政府は數百萬兩の收入を擧げてゐた。此等の租稅のほかに當時、牙稅・當稅・契稅・酒稅等も賦課されてゐたが、此等は財

政的に見てそれほど大きな意味を持つものではなかつた。そのほか古くから自然物貢納の制度も行はれ、全國が八大米產地區に區分され、―特に江蘇・浙江兩省が最も重要な地位を占めてゐた―夫々の地區から年々、四〇〇百萬噸に上る米が大運河に依つて北京に輸送され、軍隊の維持と下級官吏の俸給に充てられてゐた。なほ此のほか鑛山の採掘權が專ら政府に屬し、私人に依る鑛山の採掘が嚴禁されてゐた。然し鑛山特權は財政的には必ずしも大きな意味を持つものではなかつた。また政府は宮廷の需要を充たすために絹織物工場や陶磁器工場を直接經營してゐた。―此の二つの工業は支那で古くから行はれてゐる工業の中に於ても代表的なものである―。以上に揭げた樣な種々の經常的收入の他に隨時、宮廷に於て營まれる祭典等の特別の目的のため必要に應じて臨時的な收入も起されてゐた。朝鮮・印度支那・ビルマ等の屬領地から獻納して來る貢納金は主として、宮廷に於ける祭典等の場合の經費に充てられてゐた。此等のものが當時に於ける淸朝の主要收入のすべてであつた。

支出の側にあつては、軍隊維持に要する費用が年々約二〇百萬兩にも達し、支出中でも最も大きな部分を占めてゐた。

當時、清朝の軍隊は二つの部分に分れてゐた。清朝禁衞隊と職業的軍隊がそれであり、職業的軍隊は六十萬人からなつてゐた。禁衞隊は高い名譽を持つものであり、且つ世襲的なものであつたから、その資格には嚴格な制限が定められてゐた。その所屬員の總數は八十萬人に上つてゐた。勿論、當時に於ては一般的な兵役義務と云ふものは行はれてゐなかつた。十九世紀の中葉に至り太平天國亂の勃發に際し義勇軍が募集せられたが、之も太平天國亂の終熄と共に解放せられた。

之に次いで宮廷費が年々約五百萬兩にも上つてゐたが、一般行政費としては五百萬兩乃至七百萬兩が計上されてゐるに過ぎなかつた。此等の經常的支出のほかに黄河の築堤工事や飢饉救濟のために臨時的な支出も必要であつた。然し例へば一八一〇年には田賦收入三〇百萬兩、自然物貢納としての米四・一百萬噸—當時の價格に換算して一・五百萬兩—、鹽稅收入四・二百萬兩、國內關稅及び海關稅收入二百萬兩、その他の租稅收入七〇百萬兩で、これら總收入の合計は三八・四百萬兩に達してゐた。之に對して軍隊に要する支出二四百萬兩、一般行政費六百萬兩、その他の支出五・一百萬兩、經費總計三六・一百萬兩であつた。此の樣にして清朝は當時、年々數百萬兩の剩餘金を貯へてゐたのであつた。

當時に於ける財務行政の組織もまた至つて簡單なものであつた。卽ち北京には最高財政官

廳としての戶部が設けられ、六個の局に分れてゐた。各省には地方財政官廳として布政使が派遣せられ、ある省には夫々必要に應じて、鹽稅行政の擔當者として鹽運使・鹽法道が、關稅行政を司るべきものとして關差・海關道が派遣せられてゐた。總數一六五七に達する各縣に於ては知縣が布政使に代つて租稅徵收の任に當つてゐた。各地方に於て徵收せらるべき租稅額に關しては、各々の最低責任額が規定され、各省及び各縣はその中の一定額を夫々自己の固有の收入として地方經費に充當することができたのである。然しその額は必ずしも一定せず地方地方に依つて異つてゐた。社會の極めて安定してゐた當時にあつては、此の樣な素朴な制度のもとに於てさへ、何らの困難を感ずることもなくその財政を運營することができたのであつた。

(二)財政の窮乏　此の樣に淸朝の財政は何ら脅やかされることもなく久しい間安定を保ち、却つて十九世紀の中葉に至るまでは剩餘金をさへ殘してゐたが、その頃から引き續いて發生した內憂外患のため財政狀態は漸次窮乏の度を加へて行つた。

財政窮乏の第一の原因は、當時に於ける急激な人口增加であつた。淸朝の調査に依れば支

那の人口は十八世紀の中葉以來、急激な勢で增加し始めてゐた。例へば蒙古・西藏を除く支那の總人口に關しては、一七四八年には一七七百萬人、一七八〇年には二七七百萬人、一八一二年には三六〇百萬人と云ふ數字が掲げられてゐる。此の樣に支那の人口は約五十年程の間に二倍にも達したのであつた。一方此の樣な急激な人口の增加があつたにも拘らず、他方、當時の耕地面積は增加することなく十八世紀初期の狀態と變るところがなかつた。しかも人口增加の土地に對する壓力を緩和すべき滿洲・內蒙古・臺灣等への移住は當時嚴禁されてゐた。

此の移住禁止令は一八七〇年に至つて廢止されることとなり、爾來、滿洲への移住と農民の海外移住が急激な勢で行はれた。

第二の原因は十九世紀末から始つた銀價下落に伴ふ物價騰貴であつた。人口の增加と云ひ物價騰貴と云ひ共に農民の生活に大きな脅威を與へるものであつた。その頃、農民生活窮乏化の當然の結果として、社會の不安と動搖は、益々その激しさを加へて行つた。農民の窮乏に基く政府收入の減退、社會の動搖鎭壓と農民一揆抑壓に要する政府支出の增加は當然、清

朝財政に對しても重大な影響を及ぼした。それでも此等の問題は必ずしも清朝の財政に對して致命的な影響を及ぼす程のものではなかつた。清朝財政に對する致命的な影響は寧ろ外部から齎らされたのであつた。その頃、南方の海岸で大規模な貿易を行つてゐたヨーロッパ人に對する清朝の、時には不可解にさへ思はれるばかりの無頓着な態度は、清朝とヨーロッパ人の間の感情を疏隔するのみであつたが、兩者間のもつれは時を經るに從つて益々激しさを加へて行つた。そして兩者間のもつれが極度にまで達し、その結果勃發したのが阿片戰爭であつた。しかも阿片戰爭の結果清朝も支那社會も取り返しのつかない程の痛手を被らねばならなかつた。卽ち第一に清朝は英國に對する賠償金として二一・一百萬兩の負擔を課せられた。此の負擔は當時の清朝財政にとつては必ずしも些細なものではなかつた。第二に關稅自主權を奪はれた。そのほかに間接的な影響があつた。卽ち阿片戰爭以來、農民の生活は窮乏の度を加へて行つたが、それに伴つて彼等の清朝に對する不滿と不信はつのるのみであつた。此の樣な事情に促されて、遂に彼等の清朝に對する不滿は極點に達し、一八五〇年の西南地方に於ける一揆にまで發展した。しかも一揆は忽ちにして支那全土に擴大した。清朝は

その全精力を消盡することに依つて辛じて之を抑壓することができたが、清朝と一揆の久しい期間に亙る鬪爭は支那の全經濟機構を破壞してしまつた。此の當然の結果として毎年剩餘金をさへ貯へて來た清朝の財政は此の頃から極度の窮乏におちいることとなつたのである。

此の様な事態に直面して、淸朝財政の窮乏を救ふべき方法として、當時、各種の努力が拂はれてゐた。第一に一七一三年に於ける康熙帝の上諭以來、引き上げる事を禁ぜられてゐた田賦の課率が引き上げられた。田賦課率引上げの割合は、例へば河南省に於ては平均一七八%に、多くの縣に於ては二〇〇%にまでも達した。第二に釐金と云ふ名稱の下に新しい租稅が起された。釐金は太平天國の亂平定に要する軍費の財源に充てるため一八五三年に楊州に於て始めて課せられたものであつたが、漸次課稅の地域が擴大されて行つた。釐金は謂はば國内關稅の性質を備へたものであつた。陸路及び水路の重要な交叉黠には至る所に釐金局が設けられた。そして其處を通過する商品に對して、價格の千分の一の割合を以て賦課されてゐた。釐金と云ふ名稱は此の課率の大いさに因んで名付けられたのである。釐金創設の當初には極く限られた範圍の商品が課稅の對象に選ばれてゐただけであり、しかも課稅の期間も

一時的なものと豫定せられてゐたが、釐金は課税技術の簡單と收入の豐富と云ふ二つの長所を持つてゐたため、淸朝財政の窮乏化と共に重要な財源を齎らすものとして、その後に於ても釐金局は增加されるのみであつた。例へば大運河の沿岸では、一五〇粁の間に二五〇個所の釐金局が設けられてゐた。一八七四年の釐金收入は千萬兩にも達したと云はれ、當時の淸朝財政にとつては缺くべからざる收入源の一つとなつてゐた。だから商品の輸送が課税の對象とせられるため、國民經濟の發達に對して最も惡い影響を及ぼすものであつたにも拘らず、國庫窮乏の度が加はるに從つて釐金は益々重視されて行つた。

淸朝が財　窮乏を糊塗するために採つた今一つの方法は公債依存政策であつた。由來、支那に於ては公債政策の採られたことはなかつたのである。それが一八六五年（同治四年）に伊犁地方に於ける回敎徒の亂平定に際して淸朝が外債を起すの端を開いてからは、急を要する經費の生ずるごとに外債が起された。そして一八六五年から一八八〇年に至る間に起された外債額は已に一〇二・七百萬兩にも達してゐた。その後に於ても外債は累增するのみであつた。勿論この間に於ける外債の累積に關しては、單純な財政窮乏救濟のほかに今一つの重

大な理由があつた。卽ち阿片戰爭以來ヨーロッパ諸國の清朝と支那社會に對する壓力は强化されるのみであつたが、此の樣な事態に直面して當時、清朝內部にも外國壓力の强化から清朝と支那社會とを防衞するために、ヨーロッパ諸國の先例に倣つて經濟の發展を計らうとする革新的な思想が擡頭し始めてゐた。經濟の發展を計るべき具體的な方法としては、鐵道の建設、通信制度の整備、船舶の建造等が擧げられてゐた。然し鐵道建設の樣な尨大な資本を必要とする事業を、已に極度の財政窮乏に苦しんでゐた清朝が自らの力に依つてなし得る筈がなかつた。此の樣な事情の下に於てその財源として求められたのが外債であつた。阿片戰爭以來ヨーロッパ諸國は支那社會に對する壓力を漸次强化してゐたが、彼等は更にその勢力を伸張すべき機會を求めてゐた。從つて清朝の外債依存政策は、彼等にその野望を充たす可き絕好の機會を與へるものとして利用され、清朝は極めて容易に必要な財源を調達することができた。然しそれに伴つて清朝の外債負擔額は增加するのみであつた。例へば一八九四年から一九一一年に至るまでに清朝の募集した外債は次の樣な數字に上つてゐた。（單位百萬磅）

戰費及賠償金に基く外債　五五・四五

鐵道建設のための外債	三五・五七
産業開發のための外債	〇・七六

此等の外債のうちその一部は外國銀行、特に英國の銀行を仲介者としてヨーロッパ市場に於て募集せられたものであつた。特に鐵道公債の大部分は此の様な方法に依つて募集せられてゐた。他の一部は當時すでに支那に設立されてゐた外國銀行から直接借り入れられてゐた。然しどの様な方法で外債が募集されたところで、常に清朝に對して極めて不利な條件が課せられてゐた。例へば外債募集に依つて清朝の受け取る金額は大體に於て募集額の九〇%に過ぎなかつた。しかも利子は年利八%にも達する程の高利のものであつた。償還期限にしても、二十ヶ年を超えるものが稀にあるとしても、その大部分は短期のものであつた。その上どの外債に對しても特定の租税收入が擔保に定められてゐた。しかも擔保に定められた租税を債權國が共同管理することさへも行はれてゐた。此の様に外債募集そのものに關して極めて不利な條件が清朝に課せられてゐただけでない。絕えず債權國の政治的な意圖が資金の背後に伴ひ、清朝の政治行政機構の內部にまで喰ひ入つて來た。しかも清朝が之に對抗し得

べき力を缺いてゐたため清朝の外債募集は恐るべき影響を支那社會に齎らしたのである。例へば鐵道の敷設に伴つてヨーロッパ諸國が獲得した所謂「勢力圏と特殊權益」は、支那社會の植民地化を助けた。從つて清朝の近代的交通機關の設立と產業の開發には外債募集以外の方法は殘されてゐなかつたとは云へ、そのために清朝と支那社會が支拂はねばならなかつた代償は極めて高價なものであつた。

財政窮乏救濟のため以上の樣に採り得べきあらゆる手段が清朝に依つて採られてゐたが、當時に於ける關稅收入の自然增加は清朝財政に對して有利な影響を及ぼすものであつた。稅率は價格に對して二%と四%の間を上下してゐたが、阿片戰爭に基く五港の開港以來次表の如く漸增の傾向を示してゐた。(單位百萬海關兩)

一八六九年	一四・九	一八八六年	二三・五	一九〇一年	三九・六

海關兩は一九三〇年に至るまで支那海關稅收入の計算單位として用ひられたものであり、純銀三六・六瓦に當る。

當時窮乏を極めてゐた清朝財政にとつては、二千萬兩乃至三千萬兩に上る海關稅收入は明らかに大きな意義を持つものであつた。

なほ義和團事件直前の一八九九年に於ける清朝の財政狀態を示すものとして次の數字が掲げられてゐる。（單位百萬兩）

(一) 收入			
官有地收入・田賦收入	二九・九	釐金收入	一六・〇
鹽稅收入	一三・四	關稅收入	二六・六
その他	二・八	計	八八・七
(二) 經費			
陸軍費	五一・八	海軍費	五・〇
外務費	一・〇	內務・財務費	五・〇
關稅行政費	三・六	鐵道費	〇・八
各省への交付金	九・一	治水事業費	二・五
公債費・賠償金	二三・〇	計	一〇一・八

此の樣に一八九九年には清朝の財政に於て陸軍費が最も大きな部分を占め、公債の元利償還費と日清戰爭に基く日本への賠償金が之に次いで大きな部分を占めてゐた。しかも經費は

収入を遙かに超過してゐたのである。

㈢財政改革論の擡頭　此の様な事態に直面して、その頃から清朝は財政改革の必要を自覺し始めてゐた。例へば田賦の改正が主張せられてゐた。或は釐金に代へて近代的な租税としての性格を備へた印花税等を採用しようとする計畫が企てられてゐた。特に當時、關税行政に於ける總税務司としての地位にあつたロバート・ハート（R.Hart）に依つても、財政改革の必要が强調せられてゐた。彼に依れば、租税制度が改善され、それと共に豫算制度が確立されさへすれば、清朝の財政窮乏を救ふことはさして難事ではないと云ふのであつた。かうしてその頃すでに財政改革の必要が主張され、或は財政に關する具體的な改善策が提案されてゐたが、それ等は何れも清朝を動かして財政改革の實現に向はしめる程の力を持つものでなかつた。清朝にしても已に勢威を全く失墜し、財政改革實現のための政治的條件を缺いてゐた。從つて、よし清朝が財政改革論を容れその實現に向つたとしても、それは極めて困難な問題であつた。更に一九〇〇年には義和團事件の結果、清朝は莫大な賠償金を課せられ、財政窮乏の度を益々深めて行つた。清朝崩壞の前年に至つて始めて豫算制度が樹立され、之

に從つて豫算が公表されたが、革命の結果、實現にまでは至らなかつた。支那財政史上、歴史的な意義を持つ此の豫算案は次の樣な內容を持つてゐた。（單位百萬兩）

（一）收入

田賦收入	四九・七	鹽稅收入	四七・六
釐金收入	四四・二	關稅收入	四二・一
その他租稅收入	二六・二	官業收入	四七・二
行政收入	五・六	公債收入	三・六
その他收入	三五・七	計	三〇一・九

（二）中央經費

陸軍費	七七・九	海軍費	一〇・〇
外務費	三・一	內務費	四・四
財務費	一一一・二	教育費	二・七
法務費	六・六	實業費	五・五
遞信費	三七・六	蒙藏費	一・七

豫備費	三・五	計	二六四・二

（三）各省經費

警察費	一六・七	教育費	一二・六
勸業費	四・一	交通費	一・七
土木費	〇・五	官業費	二・一
計	三七・七		
中央・各省經費計	三〇一・九		

第二節　辛亥革命後に於ける財政紊亂

(一)財政の紊亂　清朝は十九世紀の中葉以來衰運挽回のためにあらゆる努力を拂つてゐたが、此等の努力にも拘らず、只その威信を失墜するのみであつた。然しよし清朝が此の樣にその勢威を失墜して行つたとしても、光緒帝統治の時代に見られた樣な、清朝復興への機運が今しばらく續き、又その財政が一九〇〇年の義和團事件に依つて致命的な影響を受けてゐなかつたならば、恐らく清朝は崩壞することなく尙その餘命を保ち得たであらうと思はれる。清末には所謂「上からの改革案」が繰り返し繰り返し提案されてゐたが、それらは何れも單なる紙上の計畫に過ぎず、一として實現されたものがなかつたから、却つて清朝に對する民衆の疑惑と不信とを募らせて行くのみであつた。一九一一年十月十日には、遂に民衆の清朝に對する不滿は武漢革命となつて勃發し、次いで一九一二年二月十二日には宣統帝の退位が宣言された。かうして千年にも亙る久しい間繼承されて來た舊王朝の象徵としての專制政體が滅んだのであつた。更に一九一二年三月十一日には臨時憲法(五十一ヶ條)が公布せ

られた。臨時憲法は、新しい支那の政體は二院制の共和國であると定め、併せて參議院議員は各省から、衆議院議員は直接民衆に依つて選出さるべきものと規定してゐた。一九一二年四月八日には此の憲法の定めるところに依つて選擧が行はれてゐる。

然し革命の後、却つて政局は動搖するのみであつた。新しい形體を備へた共和國の成立にも拘らず、社會の動搖に妨げられて財政は依然として改善せられず、清末の窮乏をそのまま繼承してゐた。新しく制定された民主政體にしても、ただ政治家と政黨に對して彼等の野心を充たすべき機會を與へるだけであつた。政府にしても經濟建設、財政改善等に意を用ひることなく、ただ自己の保全と軍閥、政黨との協力に依る勢力の擴大にのみ力を注いでゐた。それのみでなく一九一四年に最初の大總統袁世凱が自らを帝王と稱するに及んで、革命の結果漸く改められてゐた政體は、再び專制制度に逆轉しなければならなかつた。その直後、袁世凱は死去したが、彼の死歿以來北京政府の終末に至るまで絶え間ない軍閥の鬪爭の爲に、內亂の止む間もなかつた。政局の動搖に災ひされ、中央政府の財政支配權の及ぶ地域も僅かに直隷省一省に限られてゐた。從つて甚しい場合には、公債と政府證券の發行に依つて辛う

じて財政が運營されると云ふことさへあつた。此の様な事情の下で秩序ある財政が維持される筈はなく、北京政府の財政は紊亂への一路を辿るのみであつた。一九一四年十月二十二日には財政整理案が提議されたが、それも單なる提案たるに止り、實現にまでは至らなかつた。北京政府の財政狀態を示すべきものとしては一九一三年、一九一四年、一九一六年、一九一九年及び一九二五年度の豫算案が提出されてゐるだけである。その他の年度のものは何れも極めて不完全である。從つて北京政府の財政狀態を示すべき次表の數字にしても、その概要を示すものに過ぎない。

(一) 收入

年度		田賦	鹽税	關税	釐金	その他租税
一九一二	百萬兩	八二・四	七七・六	六八・二	三二・七	四一・八
	%	一四・八	一三・九	一二・二	五・八	七・五
一九一四	百萬兩	七九・二	八四・九	七九・四	三四・二	三三・〇
	%	二〇・八	二二・二	二〇・八	九・〇	八・六
一九一六	百萬兩	九五・七	九六・八	七三・八	四二・七	四四・六
	%	二〇・三	二〇・五	一五・六	九・一	九・二
一九一九	百萬兩	九〇・六	九八・八	九四・〇	三九・二	三七・五
	%	一八・四	二〇・二	一九・二	八・〇	七・六
一九二五	百萬兩	九〇・一	九八・九	一二〇・四	四五・七	三三・七
	%	一九・六	二一・四	二六・一	一〇・〇	七・二

	一九一二		一九一四		一九一六		一九一九		一九二五	
	百萬兩	%	百萬兩	%	百萬兩	%	百萬兩	%	百萬兩	%
官業收入	八・五	一・五	四・四	一・一	二・〇	〇・四	二・四	〇・五	二〇	〇・四
その他收入	三二・七	四・三	四二・三	一一・一	七六・八	一六・三	七七・〇	一五・七	七一・〇	一五・二
公債・政府證券	二二三・三	四〇・〇	二五・一	六・五	四〇・四	八・六	五〇・九	一〇・四	—	—
計	五五七・二	一〇〇	三八二・五	一〇〇	四七二・八	一〇〇	四六〇・四	一〇〇	四六一・八	一〇〇

（二）經費

年度	一九一二		一九一四		一九一六		一九一九		一九二五	
	百萬兩	%	百萬兩	%	百萬兩	%	百萬兩	%	百萬兩	%
外交部	四・三	〇・七	四・二	一・一	六・三	一・三	六・〇	一・二	七・八	一・三
内務部	四三・九	六・九	四二・七	一二・一	四五・七	九・七	四八・二	九・七	五一・六	八・六
財政部	三九一・九	六一・〇	一四九・九	四二・二	二二四・二	四七・四	二〇〇・四	四〇・四	二一四・五	三五・七
教育部	六・九	一・一	三・三	〇・九	五・〇	一・一	六・五	一・三	七・七	一・一
陸軍部	一六三・八	二五・五	一三七・六	三八・七	一六七・三	三五・四	二〇七・八	四一・九	二一六・八	四六・一
海軍部	九・〇	一・四	四・八	一・四	八・二	一・七	九・四	二・一	一九・一	三・二
司法部	二五・〇	二・三	七・三	二・一	九・四	二・〇	一〇・三	二・〇	一三・七	二・三
農商部	六・〇	〇・九	二・三	〇・七	四・〇	〇・九	三・七	〇・八	五・五	〇・九

交通部	一・四	〇・二	一・八	〇、五	一・六	〇・三	二・〇	〇・四	三・九	〇・六
蒙藏院	—	—	一・〇	〇・三	一・一	〇・二	一・四	〇・三	—	—
計	六四二・二	100	三五四・九	100	四七二・八	100	四九五・七	100	六〇〇・〇	100

以上五ヶ年の豫算の中、收支の均衡を保つてゐるのはただ一九一六年度のみである。その頃内亂の絶え間がなく、財務行政も極度の混亂に陷つてゐたのであるから、財政狀態が此の樣に不安定な狀態を呈してゐたのも蓋し當然のことであつた。多くの省も當時中央政府の財政支配權から全く獨立し、省政府は何れも、法規上當然中央政府に屬すべき收入をすべて抑留してゐた。從つて中央政府が自己の支配下に置き得べき年々の收入額を豫定することは全く不可能であつたし、經費についても政治的な混亂と動搖に妨げられ、豫めその必要額を定めることもできなかつた。だから此の樣な環境の中に於て編成されてゐた當時の豫算は勿論、實行性を持たない單なる計畫にすぎず、しかもその計畫にしても決して精密なものではなかつたのである。

次に此等五ヶ年の豫算額はすべて、收入にしても經費にしても、その金額は共に僅少である。その一つの理由として、當時の豫算が極めて不完全なものであつたと云ふことを擧げることが出來る。若し支那が政治的に統一されてをり、又財政に於ても統一國庫制度が行はれゐたならば、收入も經費も豫算に計上されてゐるよりも遙に多額に上つてゐた筈である。第二に支那の經濟が猶ほ幼稚な段階に止まつてゐたと云ふことが、第一の理由にも增してより大きな原因であつた。經濟と財政の關係、經濟の發達狀態が財政の規模と大きな關聯を持つてゐることについては、此處に更めて說くまでもないことである。

(二) 公債の累積　經費各項目の中で最も大きな部分を占めてゐたのは、公債の元利償還費であつた。北京政府の成立以來、財政は年々尨大な收入不足に惱んでゐた。當時の支那の社會經濟の實情の下で、政府が財政の窮乏から免れる爲めに採り得た唯一の手段は公債政策であつた。從つて政府は財政窮乏を糊塗する爲、絕えず公債政策に依存してゐたが、政府の擇んだ公債政策は當然その元利償還費として大きな負擔を政府財政に課してゐた。例へば財政部發表の統計に依れば、公債の元利償還費と義和團事件賠償金とは次の樣な額に上つてゐた。

年度	百萬元
1912	134.8
1913	121.2
1914	117.3
1915	121.5
1916	114.5
1917	93.8
1918	106.9
1919	103.2
1920	89.7
1921	116.7
1922	123.2
1923	125.0
1924	127.3
1925	140.3
1926	132.9
1927	138.3

一九一二年から一九二七年に至る十六ヶ年の間に、北京政府は四四七・八百萬元の內債・政府證券と六三四・七百萬元の外債を發行してゐる。然し此の數字の中に含まれてゐるのはただ特定の租稅が該公債償還に對する擔保として設定されてゐるものだけである。此の他にも擔保の定められてゐない多額の內債・政府證券・外債が發行されてゐた。その額は、一九二三年八月に北京で政府と債權者に依つて開催された財政會議では一一四五・五百萬元と計上されてゐた。從つて此の期間に北京政府は總計二二二二・八百萬元の公債を發行し、年平均一三九・二百萬元に上る額を發行してゐた譯である。此の數字をその頃の政府豫算と比較することに依つて、北京政府が如何に財政の窮乏に苦しんでゐたかを類推し得るのである。勿論、公債そのものについては、如何程その發行額が巨額に上つてゐたところで、その使途さへ當を得てをれば、それ自體としては何等の問題も無い筈である。然し北京政府の公債の

大部分は内亂に基く戰費に充當するものとして發行せられてゐた。勿論、中には鐵道敷設の様な生産目的を持つものもあつた。然しその様な目的を持つた場合にあつてさへ、例へば福州に於ける鐵道敷設の爲に起された外債の様に、債權國に依つて恐るべき交換條件が附せられてゐた。

(三) 豫算の內容と財政改革案 北京政府の支出中で最も大きな部分を占めてゐたのは公債費であつたが、之に次ぐものは陸軍費であつた。公債費と陸軍費の合計は總支出の三分の二を占めてゐた。しかも陸軍費の中でも豫算面に計上されてゐる部分は、眞の陸軍費の一部分に過ぎず、その他にも尙ほ多額の軍費が各省の軍隊維持のために各省に依つて負擔せられてゐた。第三位にあつたのが警察費であり、租稅徵收費は第四位を占めてゐた。租稅徵收費は財政部の統計に依れば、一九一三年・一九一四年・一九一六年・一九一九年・一九二五年に於て、夫々九一・二百萬元、九三・三百萬元、九一・二百萬元、三〇・五百萬元、二一・六百萬元に上つてゐる。鹽稅制度の改革と酒・烟草の專賣制度施行のために多額の稅務行政費を要した一九一三年と一九一六年を除く他の年度に於ても、稅務行政費は總租稅收入の十分の

一に上つてゐた。

鐵道事業、郵便事業に關しては特別の豫算が計上されてゐた。此の他に支那の經濟發展を目的とする經費としては極めて少額のものが支出されてゐるだけであつた。經濟に對する政府の干渉は支那傳統の經濟政策にもとるものであると云ふ主張は、支那社會がまだ舊い段階に止つてゐた場合に於てこそ是認せられ得たかも知れない。然し今や支那社會に於て採らるべき經濟政策は全くその性格を變じ、むしろ支那の經濟は新しい段階に飛躍する爲、經濟の領域に於ける廣汎な國家の活動を必要としてゐたのである。だから經濟發展の爲の國家の活動が此の様な狹い範圍に限られてゐたのは、必ずしも支那傳統の經濟政策に由來するものではなく、中央政府の無力に基く收入不足を原因としてゐたのである。かくて支那社會乃至經濟の近代化と發展の爲に政府は當然重大な役割を演ずべきであつたにも拘らず、內亂と夫に基因する社會の動搖に妨げられてその當然の使命を果し得なかつたのである。

收入の側に於て最も重要な地位を占めてゐたのは田賦・鹽稅・關稅幷びに釐金であつた。豫算面に揭げられた「その他の租稅」には烟酒稅・印花稅・契稅・北京入市稅等の雜稅とも

稱すべきものが屬してゐたが、此等の租稅は何れも收入の點では重要な意義を持つものではなかつた。

關稅は全く中央政府の課稅權の下にあつたが、田賦・鹽稅・釐金には地方附加稅が賦課されてゐた。特に田賦・釐金の地方附加稅は本稅よりも高率であつた。田賦の課稅方法は全く從來の儘であり、しかもその地方附加稅の間には全く統一がなかつた。從つて當時の田賦課率を正確に算出することは不可能である。然し大體に於て田賦は土地收益を基準として、之に對する三〇%の割合で課稅されてゐた。北京政府の時代には、此の樣に田賦はその課稅方法にしても課率にしても地方に依つて區々であり、その間に何等の統一もなかつたのである。にも拘らず田賦改正の問題は當時全く顧慮されてゐなかつた　鹽稅は一九一四年に課稅樣式が改められたが、その改正は大きな効果を齎らす程のものでなかつた。釐金はその性質上、經濟の發展に極めて惡い影響を及ぼすものであつたが、依然として廢止されなかつた。しかも各省の課稅方法の間には何等の統一もなく、夫々獨自の方法に依つて課稅されてゐた。從つて當時等しく釐金と稱されるものの中にも種々雜多なものが含まれてゐたのである

る。例へばある商品は輸送に際してただ一ヶ所の釐金局に於て課税されるだけであつた。ある商品は數個所の釐金局で其處を通過するごとに課税されてゐた。あるものは此の樣に商品の輸送に際して課税される通過税の形式を採つてゐたが、あるものは購入者への賣却に當つて課税される市場税の形式を採つてゐた。税率も區々で、一九二四年には商品生產費の一%から二五%に至る多種類のものが行はれてゐた。全國には七十個所の釐金局と五千三百に上る徵税所が設けられてゐた。課税の對象として定められてゐた商品も必ずしも各省に於て同樣ではなかつたが、多くの場合、砂糖・穀物等の生活必需品が課税の對象として選ばれてゐた。

豫算面に「その他の收入」として揭げられてゐるものには、各省からの貢納金及び治水事業等を目的として臨時に賦課された公課が屬してゐる。各省からの貢納金に關する制度は、義和團事件ののち淸朝が列國に對する賠償金を各省にも負擔せしめる目的をもつて定めたものであるが、貢納金額算定の基礎には、各省の人口數が選ばれず、各省の租税收入額が採られてゐた。だから貢納金は各省租税收入額の變動と共に動搖し、必ずしも確定的なものでは

なかつた。のみならず中央政府の勢力の消長に伴つても動搖した。當時に於ける中央政府の勢威失墜とそれに伴ふ財政窮乏の程度は、各省から中央に送付せらるべき貢納金の減少を通じても窺ふことが出來る。即ち貢納金の送付額は次の様に年々減じ、一九二三年以降は全く送付されてゐない。

年度	百萬元
1912	—
1913	5.6
1914	14.0
1915	36.0
1916	34.5
1917	14.5
1918	6.0
1919	5.5
1920	4.9
1921	2.9
1922	4.2

北京政府の財政はその末期に至るに從つて窮乏の度を加へて行つたが、一九二三年には財政窮乏を救ふため北京に於て財政會議が召集され、此の會議に於て關稅率の引き上げが提案されてゐる。關稅率の引き上げに依つて生ずべき增收の一部は無擔保公債の償還に、他の一部は稅制改革に要する經費に充當される筈であつた。そして此の稅制改革に依る收入增加に依つて財政の改善を企てようとしたのであつた。然し乍ら財政會議はその經過中に於て幾多の難局に遭遇し、遂に何等の成果をも擧げ得ずに終りを告げねばならなかつた。更に一九二

五年には關稅會議の開催が計畫されたが、北京政府の財政は已に關稅會議に於て議定せられるべき關稅率の引き上げのみを以てしては救濟し得ない程の窮狀に立ち至つてゐた。北京政府の財政が此の樣な實情の下に置かれてゐた一九二五年に、國民黨の指導の下に廣東に革命が勃發し、爾後二ヶ年を經過して第一次共和國は崩壞したのであつた。

第三節　蔣政權の財政改革運動と財政の實情

（一）財政改革への努力　一九二五年七月一日廣東に蔣介石を中心とする國民政府が組織された。次いで國民黨の北伐が開始されたが、北伐は極めて短い期間の中に成功し、一九二八年十二月には全支那が國民黨の統一的な支配權の下に置かれることとなつた。國民政府はその北伐中（一九二五―一九二七年）の財政狀態に關して次の樣な數字を公表してゐる。

年度		一九二五		一九二六		一九二七	
		百萬元	%	百萬元	%	百萬元	%
收入	租稅・公課	五五・八	六九・六	一九・一	一五・四	八九・四	五九・三
	公債・政府證券	二四・三	三〇・四	一〇三・五	八四・六	六一・四	四〇・七
	計	八〇・一	一〇〇	一二二・六	一〇〇	一五〇・八	一〇〇
經費	行政費	一七・〇	二一・七	四二・九	三五・二	一五・三	一〇・五
	軍事費	六一・三	七八・三	七八・八	六四・八	一三一・二	八九・五
	計	七八・三	一〇〇	一二一・七	一〇〇	一四六・五	一〇〇

もとより此の數字は當時の國民政府の財政狀態を示すには極めて不完全なものである。然

し北伐中に於ける國民政府の財政狀態が極めて困難な狀態にあつたことを一應この數字から窺ふことが出來る。

一九二七年四月に政府が廣東から南京に移されて以來、國民政府のあらゆる領域に亙る建設工作が開始された。從つて國民政府のノルマルな財政活動はむしろその時から始つてゐる譯である。

一九二八年六月から七月にかけて全國財政經濟會議が開催され、各種の重大な問題が論議されてゐる。先づ第一に、國家と地方團體間の財政調整の問題が取り上げられた。兩者間の財政關係を如何にして合理的に調整すべきかの問題こそ國家財政幷びに地方財政の改善に對して最も重要な前提條件となるものであつた。かくて一九二八年十一月一日には國家と地方團體間の財政調整に關する法律が公布されたが、一九一四年に北京政府の定めた同種の法律と比較して異るところは、田賦・契稅・牙稅が地方稅と定められた點であつた。此の法律の規定に基き、鹽稅・酒稅・烟草稅が直接國家の統一的課稅權の下に置かれることとなつた。此等三種の租稅に對して從來賦課されてゐた地方附加稅も簡易化され、全國的に統一される

こととなり、省幷びに縣に對する國家よりの交付金の形式で存續されることとなつた。その他、此の法律は一八五三年以來引き續き賦課されてゐた釐金の撤廢を決定した。然し此の規定にも拘らず、釐金が現實に廢止せられたのは一九三〇年十月十日のことであつて、諸外國が支那の關稅自主權承認の交換條件としてその撤廢を提議した結果である。更に中央財政は一九二九年四月に設立された財政委員會の監督に服することになつたが、地方財政も亦、一九三二年十二月二日の地方財政監督に關する法律に基き、國家に依る特別の監督の下に置かれることとなつた。

全國財政經濟會議の第二の議題は豫算の均衡確立に關する問題であつた。その結果として一九二九年二月と一九三〇年二月の兩回に亙つて豫算に關する規定が公布されたが、此等の規定は何れも一九三二年九月二十三日の規定に依つて各種の修正を受けた上、一九三二年九月二十四日の豫算に關する法律の中に整理統一された。また豫算の決定に關しては一九三〇年九月二十五日の法律に基き創設された主計處に提出した上、その審査を要するものと定められてゐたが、その意圖した所は、元首に直屬し財政部の支配から獨立した此の機關に依つ

て豫算膨脹の制限とその均衡を計るにあつた。豫算均衡に關聯して最も重要な意義を持つものとして、行政機構幷びに行政技術改善に關する問題もあつたが、特に之と大きな關係を持つものは軍事費の節減の如き財政政策固有の問題であつた。全國財政經濟會議に於て發表された所に依れば、當時支那の軍隊は八十七ヶ師團に達し、之に百五十萬を超える人員が屬してゐた。しかもその爲に年々少くとも六四〇百萬元の經費が支出されねばならなかつた。此の樣な膨大な軍事費の負擔は、當時の支那の財政としては耐へ得ない程のものであつた。從つて全國財政經濟會議に於ては、師團數・兵數及びそれに要する經費を、夫々五十ヶ師團・五十萬人・一九二百萬元に減ずべきことを決議した。一九二九年には此の決議に基き國民政府と各省政府の間に裁兵會議が開催されてゐる。此の裁兵會議は迂餘曲折を經た後、兵數を七十一萬五千人に、夫に要する經費を財政部長の計畫に基いて年一九二百萬元に、即ち一九二九年の總經費の四五％に制限することとした。その他この爲に解雇せられるべき者に支給すべき扶助金の財源として公債を發行することとした。此の樣な豫定に從つて裁兵委員會が漸くその計畫の實行に移らうとした時に、地方軍閥の反國民黨運動が各地に發生した。そし

てその爲、裁兵に關する全計畫も放棄の止むなきに至らねばならなかつた。地方軍閥の討伐が終つた後、一九二九年八月には再び裁兵問題が討議され、軍事費は二一六百萬元に制限されることとなつた。なほ此の結果解雇さるべき者に支給すべき扶助金として三千萬元を計上した。從つて此の樣にして定められた軍事費は、全國財政經濟會議に於て豫定された軍事費に比較すれば可なり高額に上つた譯である。然し此の計畫も當時國內の政治狀勢が極めて不安な狀態に置かれたため、その實現には幾多の難關があつた。

此の樣に國民政府の支那統一後にも軍事費の節減に關しては、北京政府の時と同じく幾多困難な事情が存してゐた。從つて政府は軍事費の節減以外に、豫算均衡確立のため何等かの方法を求めねばならなかつた。此の目的に沿ふべきものとして求められたのが、關稅自主權の回復、從つて關稅率の引き上げであつた。北京政府の時代にも政府は同じく此の目的の爲に大きな努力を拂つてゐた。然しその爲の北京政府の大きな努力にも拘らず、何等の成果をも齎らし得なかつたのである。關稅自主權の回復は、財政上大きな意義を持つただけでなく、支那國民經濟の發展、特に支那民族產業の發展の爲にも必要缺くべからざる前提條件と

なつてゐた。列國との協議の結果、一九二九年二月一日に至つて漸く支那は最恵國約款を伴ふ關稅自主權を囘復したが、此の結果、關稅收入はその後漸增の趨勢を示し始めた。そして關稅收入は國民政府の最も重要な收入源とさへなつた。

國民政府の行つた今一つの財政改革は、從來支那國民經濟の發展に對する最も大きな障碍になつてゐた釐金の廢止に代るべきものとしての消費稅の統一であつた。卽ち從來地方團體に依つて賦課されてゐた釐金に代るべきものとして一九二九年七月十三日の法律に依つて營業稅が新たに設けられ、中央政府の課してゐた釐金に代るべきものとして次の樣な租稅が新たに課せられることになつた。

一九二九年二月　一　日　烟草及卷煙草稅
一九二九年七月　十　三　日　小麥粉稅
一九三一年一月二十八日　綿絲稅・マッチ稅・セメント稅
一九三一年七月　一　日　薬烟草稅・ビール稅

此等の租稅は統稅と云ふ名稱の下に統一され、關稅・鹽稅に次ぐ重要な收入源となつた。

此等の改正の他、鹽稅も改正された。

(二)財政の實情

(1) 豫　算（一九二八—一九三七）

一九二八年度から一九三四年度に至る豫算に關する財政部長の報告と、一九三五年度から一九三七年度に至る豫算は、その間に於ける國民政府の財政狀態に就いて、次の樣な數字を掲げてゐる。（單位百萬元）

(一) 經　費

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
黨務費	四・一	四・六	五・一	三・九	四・七	五・六	六・四	五・九	五・四	七・三
行政費	二七・六	四四・八	四〇・四	三三・一	四〇・六	六六・九	一〇六・八	一七四・六	二四八・二	一九四・五
軍務費	二〇九・五	二四五・四	三一一・六	三〇三・八	三二〇・七	三七二・九	三八七・九	三二一・〇	三三二・〇	三九二・五
各省への交付金	四・七	四二・三	六七・一	七一・一	六八・一	五五・〇	五五・五	一〇七・〇	一〇五・八	三一・〇
徴稅費	—	四五・二	六〇・〇	六六・〇	五四・五	六七・〇	六八・五	六六・〇	六四・五	四二・九
銀行出資金	二〇・〇	—	—	—	—	—	七三・五	—	—	—
公債費	二二一・三	一五九・〇	二四一・〇	二三八・八	一六九・六	二〇三・六	二〇五・八	二七四・八	二三九・〇	三二四・七
義和團事件賠償費	三八・七	四一・三	四八・五	三一・一	四〇・五	四一・七	三一・七			

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
豫備金	六・八	一・七	〇・六	一・二	〇・六	二四・四	四・八	七・八	五・七	七・七
その他	—	—	三・一	一三・七	二七・一	六〇・六	八七・七	—	—	—
計	四三二・七	五八四・三	七七七・四	七六二・七	七二六・四	八九六・七	一〇三〇・六	九五七・一	九九〇・六	一〇〇〇・六

(二) 收入

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
關稅	一七九・一	二七五・五	三一三・〇	三六九・七	三二五・五	三五二・四	三五三・二	三四一・三	三一八・〇	三六九・三
鹽稅	二九・五	一二二・一	一五〇・五	一四四・二	一五九・一	一七七・四	一六七・四	一八四・二	一八九・二	二二八・六
統稅	二九・七	四〇・五	五三・三	八八・七	七九・六	一〇五・〇	一〇四・五	一一三・三	一三二・八	一七五・六
烟酒稅	三・五	六・八	八・六	七・六	九・五	一三・一	一一・五	三三・三	一七・〇	二一・六
印花稅	三・〇	五・四	六・一	四・八	五・一	八・四	六・九	一三・〇	一一・三	一一・〇
取引所稅	—	—	—	—	—	—	—	一・九	一・三	〇・二
銀行券發行稅	—	—	—	—	三・一	一・五	一・六	一・六	一・六	一・六
鑛稅	〇・一	—	—	—	—	一・六	四・二	三・九	三・六	四・八
所得稅	—	—	—	—	—	—	—	五・〇	五・〇	二五・〇
官業收入	—	〇・六	一・二	二・一	三三・六	二〇・〇	六一・八	六一・一	六三・六	四〇・二
手數料收入	〇・一	—	—	—	—	三・二	一〇・六	一〇・九	一〇・九	一三・八
財産收入	—	—	—	—	—	二・五	二・三	八・八	五・八	四・一

その他收入	八七・六	三二・五	二六・〇	一五・六	一〇・三	四・三	二〇・八	一二〇・八	一〇六・五	一〇四・八
公債・國庫證券	一〇一・一	一〇〇・九	二二六・七	一三〇・〇	一二三・六	一八〇・〇	三二六・二	七〇・〇	一二五・〇	—
前年度剩餘金	—	—	—	—	—	二七・一	五九・六	—	—	—
計	四三二・七	五六四・三	七七七・四	七六二・七	七二六・四	八九六・七	一〇三〇・六	九五七・一	九九〇・六	一〇〇〇・六

財政部長の報告は決算を示し、年々國民黨中央執行委員會に提出されたものである。特別刊行物として發表されてゐたが、一九三五年以來その刊行が中止されてゐる。豫算案は主計處の發表する刊行物に依つたものである。なほ支那の會計年度は七月一日に始まり、翌年六月三十日を以て終る。

財政部長の報告中には一九二八年度から一九三四年度に至る取引所税及び一九二九年度から一九三四年度に至る鑛税に關する數字が示されてゐないが、財政部發行の中國財政年鑑には、夫々の年度に於ける兩税收入が揭げられてゐる。即ち此等の兩税の收入は僅少であるため財政部長の報告に於ては、その他の收入なる項目の中に一括されてゐるのである。

財政部長の報告は必ずしも組織的なものではないが、一應國民政府成立以來の財政狀態を示すものである。

經費中に於ては、北京政府の時代と同じく軍事費と公債費が最も大きな部分を占め、一般行政費としては僅少な額が計上されてゐるに過ぎない。次表は軍事費・公債費・行政費が夫

夫總經費中に於て占める割合を示すものである。

	總經費（百萬元）	軍事費（%）	公債費（%）	行政費（%）
一九二八年	四三二・七	四八・四	三六・九	六・四
一九二九年	五八四・三	四二・〇	三四・二	七・六
一九三〇年	七七七・四	四〇・〇	三七・二	五・二
一九三一年	七六二・七	三九・〇	三五・二	四・三
一九三二年	七二六・四	四四・一	二八・九	五・六
一九三三年	八九六・七	四一・六	二七・三	七・四
一九三四年	一〇三〇・六	三七・六	二三・〇	一〇・三
一九三五年	九五七・一	三三・五	二八・七	一八・二
一九三六年	九九〇・六	三二・五	二四・一	二五・〇
一九三七年	一〇〇〇・六	三九・二	三二・四	一九・四

軍事費と公債費とは大體に於て各年度とも、總經費に對して同一の割合を占めてゐるが、一般行政費は政府の經濟建設計畫の進行に伴つて漸增の趨勢を示してゐる。次表は一九三四年度以降に於ける一般行政費の内容を示すものである。（單位百萬元）

	一九三四年	一九三五年	一九三六年
最高機關費	一六・四	一二・六	一五・五
外務費	八・七	九・四	九・七
内務費	五・四	四・三	八・八
教育費	三一・七	三七・三	四四・四
司法費	三・七	二・八	三・二
交通費	六・六	四・九	四・九
實業費	六・七	四・三	四・二
經濟建設費	二六・七	九七・三	一四九・五
補助金等	一・六	—	五・七
蒙藏費	一・七	一・七	二・三
その他	〇・七	—	—
計	一一〇・一	一七四・六	二四八・二

中華民國憲法（一九三一年六月一日の中華民國臨時憲法・一九二八年十月八日の國民政府組織法—一九三〇年十一月二十四日・一九三一年六月十五日・一九三四年十一月十七日に夫々改正—）の規定するところに依れば、國民黨は國策の擔當者であり、國民政府と不可分の關係にある。即ち國民黨中央執行委員會に依つて選出された二十五名よりなる中央政治委員會に依つて國民黨は國民政府に結び付けられてゐる。然して中央政治委員會は立法並びに政策の方向を規定

し、國民政府に直屬する五院の長官副長官並びに各部部長、その他高級機關を任命する。從つて國家權力はすべて中央政治委員會に依つて掌握せられてゐる譯である。

國民政府の最高機關としては次のものが之に屬してゐる。

(Ⅰ) 大總統

(Ⅱ) 大總統に依り任命され大總統を首班とする國家委員會

(Ⅲ) 五院（行政院・立法院・司法院・考試院・監察院）

(Ⅳ) 國民政府直屬の行政機關（軍事委員會・經濟委員會・主計處等）

政府は特に一九三四年以降、經濟建設の爲に大きな努力を拂つてゐたが、政府の此の努力は豫算を通じても之を窺ふことが出來るのである。經濟建設に要する經費は行政組織上、一九三一年六月六日の法律に基き全國經濟建設委員會の管理の下に置かれ、特別の項目として計上されてゐた。法務費は最高法院に關する經費以外はすべて各省政府の所屬となつてゐた。教育事業も一部を除きすべて私人の經營に委ねられてゐた。蒙古及び西藏は支那の一部分をなしてゐたが、此等は特別の行政制度の下に置かれ、權限と活動範圍の極めて制限された蒙藏委員會の監督に服するのみであつた。支那の鐵道は公法上幷びに私法上の法人と見做

されるべきものではなかつたが、一九一八年十一月七日の法律に基いて、一九二八年以降の建設にかかるものはすべて交通部管理の下に置かれ、之に對しては特別の豫算が計上されてゐた。

收入の側に於ては、國民政府成立後の關稅自主權の囘復と消費稅改正の結果、顯著な收入增加が現はれてゐた。收入增加の趨勢は次の表に依つても明らかに之を見ることが出來る。卽ち次の數字は公債・政府證券の發行に基く收入を除き、關稅を始めとしその他の租稅幷びにその他の收入の合計を示すものである。

年度	百萬元
1928	322.1
1929	483.4
1930	557.7
1931	632.7
1932	613.8
1933	716.8
1934	804.4
1935	887.1
1936	870.6
1937	1,000.6

此等の收入のうち最も重要なものは關稅・鹽稅及び統稅である。これら三個の租稅收入額は公債收入を除く全收入に對して次の樣な割合を占めてゐた。

年度	關稅	鹽稅	統稅
	%	%	%
1923	53.8	8 8	8.8
1929	57.0	2 .2	8.3
1930	56.1	27.0	9.5
1931	58.4	22.8	14.0
1932	53.0	25.7	12.9
1933	49.1	24.7	14.6
1934	43.9	20.8	13.0
1935	39.7	21.9	12.8
1936	36.5	21.8	15.2
1937	37.0	22.8	17.5

その他の租税は收入の點に於てはさほど大きな意義を持つものではないが、特に此等の中に於ても酒税・烟草税・印花税等は近い將來に於て大きな收入を齎らし得べきものと期待されてゐた。何れにしても支那の租税制度は此の樣に消費税にその重心を置くものであつた。

官業收入の意義はなほ微々たるものであつたが、ただ鐵道事業のみはその中では可なりの收入を擧げてゐた。次表は鐵道事業の成績を示すものである。

	延長	旅客收入	貨物收入	合計	經費	純收入
	粁	百萬元	百萬元	百萬元	百萬元	百萬元
一九三二年	九三七四	四八・二	七六・六	一二四・八	一〇〇・七	二四・一
一九三三年	九三九四	五二・八	七七・三	一三〇・一	一〇六・一	二四・〇

一九三四年	九三九八	五二・二	八〇・七	一三二・九	一〇六・三	二六・六
一九三五年	九五一二	五三・二	九四・八	一四七・八	一一〇・七	三七・七
一九三六年	九七二六	五四・二	九八・二	一五二・四	一一〇・三	四二・一

然し一九三七年六月末までに鐵道經營の爲に發行せられた公債總額は一、五五〇・六百萬元に上つてゐたのであるから、鐵道事業は財政上いまだ政府に對して貢獻し得る域にまでは至つてゐなかつた譯である。

官業中、鐵道事業に次いで重要なものは郵便事業であつたが、之も次表に示す様に財政上大きな價値を持つてゐなかつた。

年度	收入 百萬元	經費 百萬元	剩餘(+) 不足(−) 百萬元
1931	34.0	3[illegible].3	− 4.3
1932	33.1	39.2	− 6.1
1933	31.4	36.5	− 6.1
1934	33.3	33.4	− 0.1
1935	34.5	3[illegible].7	− 0.2
1936	[illegible]8.1	37.4	+ 0.7

財政部の報告に於て「その他の收入」として一括せられてゐるものの中には、財政部の所管に屬してゐない强制的な性質を持つ公課が包含せられてゐた。卽ち地方軍閥及び共産軍の討伐期間中、ある省の財務行政は軍事委員會の直接管理の下に置かれ、軍事上の必要を充たす爲に强制的な公課が徵收

されてゐたのである。從つて此等の收入の詳細な點に關しては財政部の報告中に示されてゐない。

以上の説明に依つても明らかな樣に、國民政府の財政は北京政府のそれに比較して著しく膨脹してゐた。然も收入不足に苦しんだ點に於ては、國民政府の財政も北京政府のそれと何ら異るところはなかつた。國民政府財政に於ける年々の收入不足は、次表に掲げる樣な額に達してゐる。

年度	經費 百萬元	不足金 百萬元	收入不足の總經費に對して占むる割合 %
1928	432.7	100.1	23.1
1929	584.3	100.9	17.2
1930	777.4	216.7	27.9
1931	752.7	130.0	17.0
1932	7[illegible]6.4	112.6	15.5
1933	896.7	180.0	20.0
1934	1,030.6	226.2	22.0
1935	9[illegible]7.1	70.0	7.3
1936	990.6	1[illegible]5.0	12.6

此等の收入不足の原因としては、地方軍閥の討伐、一九三一年の大洪水、一九三二年の上海事變、一九三五年の凶作等、主として不慮の事件が擧げられてゐる。勿論その一部は鐵道建設の樣な事業にも基いてゐた。然し多くは消耗的經費に基いてゐたのである。此ら不足金を補塡すべき主要な財源は公債或は政府證券の發行に求められてゐた。

此處に我々の特に注意すべき點は、一九三四年一月にアメリカの採つた銀買上政策が國民政府の財政に大きな影響を及ぼしたことである。アメリカの銀買上政策のため銀價が急騰した。之に促されて奥地から銀が大きな流れとなつて開港場に集まり、更に開港場に集つた銀は其處から國外に流出して行つた。一九三四年には銀の流出量は四三七百萬元にも上つてゐた。銀流出の當然の結果として支那の經濟は未曾有の恐慌に襲はれたのであつた。

例へば銀價は一九一〇年から一九一四年に至る平均を一〇〇として、一九三〇年以降次の様な割合で騰貴してゐる。

一九三〇年	六三・三	一九三一年	六一・六	一九三二年	六七・五
一九三三年	七五・七	一九三四年	八三・三		

支那重要工業部門の販賣指數も一九三〇年を一〇〇として次の様に下落してゐる。

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
紡織工業	一〇〇	一二八	一一〇	一一〇
毛織工業	一〇〇	八九	六五	八五
絹織工業	一〇〇	一六〇	一二〇	九〇
紡績工業	一〇〇	七八	五二	三五
製粉業	一〇〇	一二五	八五	五〇

芳香物（香水）製造	一〇〇	一二〇	七五	八五
機械工業	一〇〇	一二五	八一	七三
烟草製造	一〇〇	一一五	一〇五	八〇
化學工業	一〇〇	一〇〇	七〇	五〇

又一九三一年十一月を一〇〇とする上海米價指數は次の如くである。

一九三一年	一〇〇	一九三二年	八六・六	一九三三年	七九・九	一九三四年	七八・六

此の様に一般物價水準は著しく下落した。辛亥革命以來上昇し續けてゐた外國貿易も、一九三二年を轉機として下降し始め、一九三五年にはその最下限に達した。此の様な諸傾向を阻止するため政府は一九三五年に至つて銀輸出禁止令を發する等あらゆる努力を盡したが、之に依つては政府の期待した様な何らの効果をも齎らし得なかつた。そして遂に一九三五年十一月三日の財政部の公布に依つて、支那の銀本位制度が一九三五年十一月四日以來廢棄せられることとなつたのである。此の結果、銀元は支那の法定本位貨幣としての資格を失ひ、併せて銀の國有、私人所有の禁止、中央・中國・交通三銀行發行にかかる銀行券に對する強制通用力の賦與、銀行券發行權の前記三銀行への限定、銀行券の兌換停止等が規定された。

かくて銀行券の發行に當るべき此等三銀行は公開市場政策を以て支那經濟に臨み、之を實施することに依つて貨幣價格の安定維持に努めることとなつた。卽ち愼重な貨幣政策と信用政策に依つて深刻なデフレーションから免れようとしたのであつた。

一九三五年十一月に採られた此等の貨幣政策は漸次その効果を現はし、一般物價水準も一九三六年に入ると共に上騰し始めた。外國貿易もその影響を受け、一九三六年の末頃から上向きの傾向を示し始めた。そして一九三六年の末には、支那經濟を覆うてゐたさしもの不況も克服されるかの樣な觀を呈してゐた。

經濟界不況の影響を受けて財政も一九三四年・一九三五年には極度の窮乏に陷らねばならなかつたが、經濟が不況から恢復するに從つて一九三六年の末頃から漸次好轉の兆候を示し始めてゐた。

此の樣にして、アメリカ銀政策に基因する經濟恐慌の影響の爲に極度の窮乏狀態に陷つてゐた國民政府の財政が漸く窮乏から解放されようとしてゐた時に勃發したのが支那事變であつた。そして國民政府の財政は此の突發的な事件に依つて再び重大な影響を受けることとなつた。

つたのである。

(2) 公　債　前にも説明した樣に、前世紀の中葉に至るまでは支那の財政に於て公債が利用されたことはなかつた。それが一八九四、五年の日清戰爭と一九〇〇年の義和團事件の結果としての賠償金支拂の爲に、或はその頃から始められた經濟建設計畫の財源に充當するものとして、漸次公債が頻繁に利用され始めたのである。特に北京政府は極めて短い期間の中に尨大な內債と外債を起した。しかも公債收入の大部分は之を內亂の爲に費消してゐた。北京政府の末期に至つて政府の信用が全く失はれたため一般市場に於て公債を募集することは殆ど不可能であつたが、それでも一九二四年に開催された財政會議の席上、財政部長の行つた說明に依れば、北京政府負擔の無擔保公債のみでも一、一四五百萬元に上つてゐた。一九二四年の財政會議幷びに一九二五年の關稅會議に於ては公債問題に關聯して各種の計畫が企てられたが、それらは何れも單なる紙上の計畫に過ぎず、紊亂を極めてゐた公債問題を解決し得る程のものではなかつた。

國民政府成立後、直ちに政府は北京政府の發行した公債はすべて之を承認し、爾後公債發

行に關しては特に愼重な態度を以て臨み、交換條件の附隨する外債は一切これを起さないと云ふことを發表した。然し乍ら此の樣な宣言にも拘らず、政府は政治的或は經濟的な諸種の事情に迫られ、財源調達の手段として莫大な額に上る公債を短期間の中に發行せねばならなかつた。一九三七年六月三十日迄に國民政府の負擔となつてゐた公債は次の樣な額に上つてゐた。

(1) 租税收入を擔保とする公債	二、九五四・六 百萬元	内債	二、二三一・〇 百萬元
		外債	七二三・六
(2) 無擔保公債	一、六七七・一 百萬元	内債	五八〇・三 百萬元
		外債	一、〇九六・八
(3) 義和團事件賠償金			一三〇・〇

外債と義和團事件賠償金とは外貨を以て示されてゐるが、特に元に換算した。

一九〇〇年の義和團事件の結果、一九〇一年九月七日の條約に基いて清朝財政に課せられ

た賠償金は四五〇百萬海關兩に上つてゐたが、此の金額が列國に對して次の樣な割合で割當てられてゐた。

	百萬海關兩	%		百萬海關兩	%
露西亞	一三〇・三七	二九・〇	獨逸	九〇・〇七	二〇・〇
佛蘭西	七〇・八八	一五・八	英國	五〇・六二	一一・二
米國	三二・九四	七・三	伊太利	二六・六二	五・九
白耳義	八・四八	一・九	墺太利	四・〇〇	〇・九
その他	一・二三	〇・三			

賠償金の支拂は一九四〇年を以て終る豫定であり、之に對しては年四%の利子が附せられてゐた。從つて實際に支那の負擔すべき總額は九八二・二百萬海關兩に上つてゐた譯である。賠償金の支拂は、支那が第一次世界大戰に參加した一九一七年に至るまで支障なく繼續されてゐたが、支那が第一次歐洲大戰に參加すると共に、先づ獨逸に對する支拂が停止された。然し墺太利に對する支拂はその後も繼續されてゐた。聯合國側の五ヶ國は支那が第一次歐洲大戰に參加する代償として、五ヶ年間に亙る賠償金の支拂停止を許した。また賠償金の額が

義和團事件に依つて列國の受けた損害の程度を遙かに超過するものであると云ふことも各國に依つて認められてゐた。從つて先づ米國は一九〇八年以來、その受け取るべき賠償金の一部を支那に返還してゐたが、更に一九二三年以降はその全額を返還することとした。一九二三年から一九二五年に至る間に日・英・佛・白・伊・和の諸國も之に倣つた。然しそれは賠償金支拂の擔保になつてゐた關稅收入の中から行はれてゐたのであるから、支那は自己の意思に從つてそれだけ使用し得ることになつたが、形式的にはやはり支那の負擔になつてゐた譯である。獨逸及び露西亞に對する分は、一九二一年五月二十日の獨支條約と一九二六年五月三十日の露支條約に依つて支拂が停止された。その後なほ支拂が續けられてゐたのはポルトガル・スウェーデン・ノルウェー・スペイン等に對するもののみで、此等は總額精々百萬元に達する程度のものであつた。

無擔保公債の償還に關しては國民政府は大總統を委員長とする特別委員會を設けた。一九二九年十一月には、政府と內外債債權者との間に會議が開催され、その會議に於て國民政府は此等の公債をすべて承認し、その償還資金として每年關稅收入中より五百萬元を中央銀行

に納付した上、一定期間の後その償還を開始することと定めた。

支那の全人口を四億とすれば、公債一人當負擔額は約十二元となる譯である。從つてヨーロッパ諸國に比較してその一人當り負擔額は必ずしも高額のものではない。國富及び國民所得に關する統計は現在なほ支那には行はれてゐないから、國富及び國民所得と公債との關係についてはその詳細を明らかにし得ない。一人當り公債負擔額が少額で、しかも公債の發行に當り確固たる一定の方針さへ定められてをれば、公債に關しては何等の問題も存してゐない譯である。然し乍ら少くとも支那の公債政策に關する限り、北京政府以來確固たる方針の樹立されたことはなかつた。しかもその發行條件にしても必ずしも是認せられる樣なものではなかつた。例へば政府の手取金は九七％程度であつたし、利子も年八％を超えてゐた。しかも多くは短期公債であつた。かうして政府は公債の元利償還の爲に莫大な負擔を負ひ、遂にはその償還の爲に更に新しい公債を起さねばならない樣な窮狀にさへ陷つてゐたのであつた。それのみでなく政府の無力のため利子負擔輕減を目的とする公債の借換さへ久しい間なし得なかつた。一九三二年二月の上海事變に引き續いて、三ヶ月間に亙つて取引所が閉鎖さ

れたため公債は極めて不利な影響を受け價格も暴落した。例へば一九三一年七月末の公債價格を一〇〇とすれば一九三二年に於ける最高價格は七七・六八であり、最低價格は四九・四八であつた。此の様な公債價格の下落に基く利子負擔の增加は到底、政府の耐へ得ない所であつた。從つて政府は先づ內國債權者との間に會議を開き、一九一七年・一九二〇年及び一九二八年に發行した三種の公債を除き、一切の公債及び政府證券の利子を、年六分と定めた他、償還期限を夫々延長した。且つ關稅收入中、每月八百六十萬元を償還準備委員會に於て保存し、公債償還の資金に充てることとした。此の借換に基く政府の負擔節約額は千萬元にも上つた。之に次いで一九三六年二月三日にも同様の目的をもつて借換が行はれた。卽ち一九二八年に發行せられた二種類の公債が借り換へられたが、借り換への結果、新しく發行された公債の總額は一、四六〇百萬元に上つた。新たに發行された公債は五種類に區分され、利子は何れも年六分と定められたほか、償還期限も夫々十二年乃至十六年に延長されてゐた。一九三二年及び一九三六年の兩回に亙つて行はれた借り換へは、政府幷びに債權者に對して有利な條件を與へただけでなく、公債そのものをも極めて確實な基礎の上に置くことと

なつた。

次表は一九三一年七月末を基準とする公債價格の變動を示すものである。

	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
最高價格	一〇六・八一	七七・七八	九二・八六	一〇九・八〇	一一〇・四四	一〇六・五五
最低價格	五四・七〇	四九・四八	五八・六六	八〇・〇五	八六・〇八	八一・五二

此の期間に於ける公債價格の激しい動搖は、主として當時の國際關係の緊迫に基くものである。

(3) 地方財政　歷史的な研究を終るに當つて、地方財政の經過に關しても簡單に觸れて置く必要がある。

清朝統治の時代には近代的な意味での地方財政は存してゐなかつた。地方團體としての行政事務は全く夫々の長官としての總督幷びに知縣に委ねられてゐた。彼等は固有の收入として國稅收入の一部—主として田賦收入の一部—と、皇帝の認可を得た範圍內に於て徵收し得べき公課を自己の支配下に置き得ただけであつた。地方團體の支辨すべき經費にしても、主

要なものとしては司法費・運輸費・貧民救濟費・考試のための費用があつたに過ぎなかつた。此の樣に當時に於ては近代的な意味での地方財政と云ふものは全くその形態を備へてゐなかつたのである。

一九一一年の革命以來、國家の法的な基礎が絶え間ない內亂のために脅かされ、省・縣の法的な基礎もまた此の政治的な動搖に依つて著しく歪められてゐた。一九一三年四月には北京政府に依つて國家と地方團體間の財政關係を規定すべき法律が公布せられたが、此の法律は僅かに數個の章から成る極めて簡單なものであつた。此の法律は實現にまでは至らなかつたが、あらゆる重要な租稅を國家の課稅權の下に置き、地方團體に對しては田賦・屠畜稅・舟稅・家屋稅等に對する附加稅を許しただけであつた。その後、地方財政は特に一九一六年の內亂勃發以來全く混沌たる狀態に陷つてゐた。例へば內亂に要する經費支辨のため軍閥は恣まに各種の租稅を起し、その收入をすべて破壞的な內亂のために費消してゐた。

國民政府成立の後、始めて政府の嚴格な監督の下に地方財政の改善が實施せられることになつた。國民經濟の發展を阻害するあらゆる地方稅の廢止、地方軍閥に依る地方財政攪亂の

禁絶等に關して幾多の告示が財政部長に依つて發せられた。一九二八年六月から七月に亙つて開催された全國財政經濟會議に於ても地方財政改善の問題は重要議題の一つであつた。勿論、各省の代表も此の會議に參加してゐた。一九二八年十一月一日には國家と地方團體間の財政關係を規定する法律が發令された。此の法律は、田賦・契稅・牙稅は地方團體の課稅權に屬し、鹽稅・酒稅・烟草稅は國家に依つて統一的に課稅さるべきものと定めてゐた。更に國稅と定められたこれら三種の租稅に對して從來賦課されてゐた地方團體の附加稅を、交付金の形式に依つて地方團體に與へることになつた。一九三四年九月の第二次全國財政經濟會議に於ては、更に酒稅・烟草稅は國家に依つて課稅せられるが、その總收入は之を各省に交付すべきものと改めた。印花稅も一九三四年以來その收入中の三〇%を各省に、一〇%を各縣に、即ち合計四〇%が地方團體に交付せられることとなつた。次いで一九三五年には財政調整法が新たに制定せられ、一九三八年一月一日から實施せられる筈であつた。財政調整法第二條は、次の租稅收入は地方團體に屬するものと定めてゐた。

省に……………營業稅・田賦の一部・家屋稅の一部・所得稅の一部・相續稅の一部

立法者は此の法律に依つて、營業税を各省の主要租税とし、田賦と家屋税とを縣の主要租税とし、地方團體に對して豐富な租税收入を與へようとしたのであつた。更に省並びに縣は新たに創設せられるべき國税收入の一部をも交付金として與へられる筈であつた。此の法律は從來行はれてゐた鹽税收入等からの交付金に關しては何等觸れる所がなかつた。又此の法律の第三條は從來各省の負擔となつてゐた法務費の中央移管を規定してゐた。之より先、一九三二年十二月二日には地方財政の監督に關する法律が發表されてゐたが、此の法律は、地方財政は專ら財政部長の監督に服すべきものと定めてゐた。かくて地方債の募集も全く財政部長の監督下に置かれることとなり、從つて地方債は財政部長の許可を得るにあらざれば發行し得ないことになつてゐた。

國家と地方團體間の財政關係に關する諸改善と地方財政の監督に關する法律等は漸次その效果を示し始めてゐた。一九三五年末に至るまでに、國民經濟の發展を阻害するあらゆる地方税が廢止せられた。地方財政健全化の前提としての地方豫算の提出も一九三二年九月二十

四日の法律に基き大體に於て實施されてゐた。

次に河北省・江蘇省・河南省・上海市の豫算を、經濟不況の最も深刻な影響の現はれた一九三三年と、經濟が不況から回復した一九三六年に就き示すこととした。此處に選んだ三省は、夫々異つた北支・中支・南支の經濟狀態と夫々の發展段階を間接乍ら示すものである。

（一）經費　　（單位百萬元）

	一九三三年				一九三六年			
	河北	江蘇	河南	上海	河北	江蘇	河南	上海
黨務費	〇・四二	〇・一九	〇・五〇	〇・一四	—	〇・二〇	〇・三八	〇・一八
一般行政費	二・九二	二・四〇	一・九〇	一・二五	一・七七	二・七三	一・八一	一・三一
法務費	二・九五	二・四五	一・〇八	—	二・二一	二・九三	一・二四	—
治安費	〇・八〇	三・三八	一・三三	三・四三	〇・七〇	三・六九	一・二九	三・七四
財務費	〇・九一	〇・七三	一・六六	〇・六三	〇・八二	一・二六	一・二七	〇・四八
教育費	三・七九	四・四七	二・六四	一・五二	三・〇一	五・七四	三・三二	二・一八
實業費	〇・五五	—	〇・四三	〇・三七	〇・一五	—	〇・二七	〇・三一
交通費	〇・二四	—	一・五〇	—	〇・一一	—	一・二三	—

	一九三三年 河北	一九三三年 江蘇	一九三三年 河南	一九三三年 上海	一九三六年 河北	一九三六年 江蘇	一九三六年 河南	一九三六年 上海
經濟建設費	一・〇六	二・三九	〇・二七	一・一六	一・〇九	五・六二	〇・五七	一・八四
衞生費	〇・〇三	〇・五二	〇・一六	〇・三七	〇・〇三	〇・二三	〇・一四	〇・四四
災害復舊費	六・一七	〇・七三	〇・三四	〇・四三	四・一一	〇・八七	〇・一九	〇・五五
恩給費	〇・〇一	—	—	〇・〇三	〇・〇三	〇・一三	〇・二〇	〇・二〇
豫備費	—	〇・四〇	一・五七	—	三・三三	〇・五〇	〇・六〇	〇・五五
公債費	五・九二	四・一八	—	一・一〇	三・〇九	四・〇一	二・四一	一・五五
その他	—	—	〇・九三	〇・八四	—	—	〇・九六	〇・三五
計	二五・七七	二一・八四	一四・三一	一一・二七	三〇・四五	二七・九〇	一五・九八	三・六八

(二) 收入

	一九三三年 河北	一九三三年 江蘇	一九三三年 河南	一九三三年 上海	一九三六年 河北	一九三六年 江蘇	一九三六年 河南	一九三六年 上海
田賦	六・二七	一〇・七二	二・八五	二・二一	五・五二	一三・七四	三・七四	一・五〇
契稅	二・五一	一・〇九	〇・四五	〇・七九	一・八九	一・三八	〇・八七	〇・三四
營業稅	六・五三	三・八四	〇・七五	〇・一三	四・四五	四・九五	一・五四	〇・三〇
家屋稅	—	—	〇・二〇	二・四一	—	〇・五一	〇・二八	二・九四
舟稅	〇・二九	—	〇・〇五	〇・四二	〇・二〇	—	〇・〇五	〇・三七
自動車稅	—	—	—	一・三二	—	—	—	一・七二

財産收入	〇・七五	〇・二六	〇・〇六	一・六八	〇・三五	—	〇・三四	一・二九
事業收入	〇・五三	〇・二八	一・六〇	〇・三五	〇・二三	一・三一	〇・九〇	〇・三九
行政收入	〇・五八	〇・一六	〇・〇八	〇・七七	〇・三一	〇・九四	〇・六三	〇・八三
交付金	一・二〇	二・一三	—	〇・〇四	二・四六	二・七四	三・四二	〇・一三
その他	—	二・七八	七・二七	一・一五	五・〇四	〇・三二	四・二一	〇・八四
公債	七・〇一	〇・五八	一・〇〇	—	—	三・〇〇	—	二・〇〇
計	二五・七七	二一・八四	一四・三一	二一・二七	二〇・四五	二七・九〇	一五・九八	一三・六五

此の表に依つても明らかな様に、國家財政の特徴として掲げた點が地方財政にもそのまま現はれてゐる。卽ち收入は極めて少額である。從つて地方團體の行ふべき事業もその當然の結果として狹い範圍に限られてゐる。地方經費中、主要なものは敎育費（敎育事業は私人に依つても經營されてゐる）と法務費と治安費である。そのほか公債費が重要な部分を占めてゐる。收入中、最も重要なものは田賦幷びに營業稅の兩稅からの收入である。家屋稅收入は上海の樣な大都市を除けば極めて微々たるものである。事業收入もさほど大きな意義を持つてゐない。

第三章　支那租税制度

——所得税採用に至る迄——

第一節　國稅制度

支那國稅體系の最も大きな特長はその重心が消費稅系統に偏してゐる點にあつた。特に支那國稅體系の此の樣な特長は、國民政府の成立後收益稅の中でも最も重要な地位にあつた田賦が、地方に委讓せられて以來顯著になつてゐた。消費稅の中で最も重要なものは關稅と鹽稅と統稅であつた。酒・烟草稅は一九三四年以來その收入の全額が各省に交付せられてゐたが、依然國家が直接その徵收の任に當つてゐた。從つて此等の租稅も國稅の中に入れて一應說明することとした。印花稅・銀行劵發行稅・取引所稅等は收入の點から云つて、それ程大きな意味を持つものではなかつた。

(一) **關稅**　淸朝は一六八四年以來、南方支那の四開港場に限つて貿易を許し、爾來外國貿易の許可されてゐた此等の四開港場で海關稅を徵收してゐた。當時淸朝は輸入關稅を從價四%輸出關稅を從價一・六%と定めてゐたが、その後輸出關稅を從價七・六%に引き上げた。その頃ヨーロッパでは重商主義的な思想が支配的であつたが、支那では外國貿易はむしろ等閑

に附せられてゐた。輸入關税よりも輸出關税を高く定めてゐた事實に依つても、當時清朝が外國貿易に對して採つた態度を窺ふことが出來るのである。又その頃外國貿易は全く公行商人の獨占に委ねられてゐたから、關税收入にしても決して大きな額に達する程のものでなかつた。

此の様な狀態が一八四一年の阿片戰爭まで續いたが、阿片戰爭の結果支那の關税制度に大きな變化が現はれた。卽ち一八四二年八月二十九日の南京條約に基き、上海等の五港が外國貿易の爲に開放された他、支那は關税自主權を喪失した。更に一八四三年十月八日の英支通商條約及びそれに續いてヨーロッパ諸國との間に締結した通商條約に基き、關税率が清朝の意思を無視して一方的に次の様に定められた。

（イ）　輸入關税、從價五％、但し輸入品が開港場外に積み出される場合には之に二・五％の附加税、なほ滿洲・蒙古等の露支國境に於ける陸境關税は三三％だけ減額

（ロ）　輸出關税、從價五％

（ハ）　支那で生產された商品が開港場から他の開港場に送られる場合には從價七・五％

輸入稅率は事實上、各商品に對して從價五分を基準として算出した從量稅率が適用されてゐたが、十九世紀の後半以後に現はれた物價騰貴の影響を受けて、從價五分に比較して著しく低率になつてゐた。從つて特に輸入關稅に關しては、一八五八年・一九一八年・一九二〇年・一九二二年に、夫々現實從價五分に接近せしめる爲に稅率の改正が行はれた。然し輸出關稅に關しては一八五八年以來、一九二八年に支那が關稅自主權を囘復するまで何等の改正も行はれなかつた。

關稅自主權の喪失は、財政的な見地からも經濟的な見地からも、支那に對して極めて不利な影響を齎らすものであつた。だから經費の膨脹或は經濟建設運動の進展に伴つて、支那の關稅自主權囘復への要求と努力が漸次强まつてゐた。そして一九二五年には此の樣な努力の結果として、支那と列强との間に關稅會議が開催されてゐる。此の會議では迂餘曲折を經た後、兩者の協定の結果、列國は將來支那の關稅自主權を承認し、之に對して支那政府は出來得る限り近い將來に於て釐金を撤廢すべきことを決議した。然し此の會議に於ては支那側から提案されてゐた關稅率はなほ採用されなかつた。從つて一九二六年十月一日に改正された

關稅率表に於ても、ただ奢侈品については五％、その他の商品については二・五％だけ夫々稅率が引き上げられ、輸出稅率が五分から七・五分に引き上げられただけであつた。

國民政府の成立後にも關稅自主權回復の爲には依然大きな努力が拂はれてゐた。此の樣な努力の結果として先づアメリカとの條約に基き、次いでその他の諸國との條約に依つて、支那は遂に八十五年間失つてゐた關稅自主權を回復することとなつた。そして一九二九年二月一日には支那の自主權に基く關稅率が定められたのである。新しく定められた稅率表に於ては稅率が著しく引き上げられてゐた。卽ち輸入品に關しては、從價七・五％に始まり二七・五％に至る各種の稅率が夫々の商品に適用されることになつてゐた。之と共に海關稅と陸境關稅の差別も廢止され、釐金も一九三〇年十月以來撤廢された。最近まで適用されてゐた稅率は一九三四年六月三十日に定められたものであつた。ある商品に對しては從價稅が、ある商品に對しては從量稅が適用されてゐたが、六百七十二種の商品が十六種類に區分され、最高稅率は從價八割であつた。輸出關稅も財政的な立場から廢止されず、一九三四年六月一日以來は輸出品に對して從價七・五％の稅率が適用されてゐた。此等のほか支那にはなほ一九

三一年六月一日以來、沿岸貿易稅が國內商品の開港場間の輸送に對して賦課されてゐた。之は所謂國內關稅とも見られるべきもので、釐金と共に當然廢止されるべきものであつたが、財政收入上の必要から引き續いて行はれてゐたのである。之に對する稅率は五分であつた。その他、一九三一年及び一九三二年以來、夫々救恤費に充てる爲と收入補塡を目的として、輸入・輸出關稅に對して各一割の附加稅が臨時的に賦課されてゐた。

支那の關稅行政に於ける最高官廳は財政部關務署であつた。一九三二年九月には支那に三十四個所の主要海關と多くの稅務處があつたが、その中でも最も重要なものは上海海關であつた。各海關の長官として稅務司と海關監督がその責に任じてゐた。支那關稅行政は此の樣に二元的な制度を採つてゐたのであるが、此の樣な特種な制度は全く歷史的な理由に基くものであつた。卽ち淸朝は十九世紀の中葉以來、關稅行政の近代化を企ててゐたが、當時支那では關稅行政に關する專門的知識を持つ者を求め得なかつたため、獨力に依つては之を爲し得なかつたのである。從つて關稅行政改善のために外人の專門的知識を有する者が顧問兼稅務司として任命せられてゐた。更に英佛聯合軍の北京侵入の後、一八五八年六月二十六日に

は英佛兩國との間に天津條約が締結せられたが、此の條約に於て清朝は兩國の强制の下に、外人税務司をあらゆる海關に任命すべき事を公約した。更に一九〇〇年の義和團事件の後、關税收入が列國に對する賠償金支拂の擔保と定められた結果、關税行政が外債と密接な關係を持つこととなり、外人税務司の地位も之に伴つて著しく强化されて行つた。辛亥革命の後には賠償金の支拂と關税收入擔保の外債の償還が規定通りに行はれなかつたため爾後、關税收入は專ら税務司の權限下に置かれることとなり、一九二九年に支那が關税自主權を回復するまで、外人税務司は支那關税行政に於ける事實上の獨裁者としての地位に立ち、債權國に對して支那政府に代つて債務返還の責を負うてゐた。此の樣に支那の關税行政は清末以來全く外人税務司の支配下に置かれてゐたが、他方、支那の體面を維持する必要上、支那人海關監督が設けられ、關税行政に於て外人税務司に對して監督者としての地位に立つてゐた。卽ち支那關税行政の二元的な制度が此の樣にして作られてゐたのであつた。然し乍ら一九二九年に賠償金と關税收入擔保の外債償還に關する新しい規定が定められてからは、外人税務司の關税行政に於ける從來の地位は著しく弱められた。爾來、彼等は關税行政に關してただ財

政部長に對する責任を負ふのみとなり、支那政府の謂はば吏員としての地位に立つこととなつたのである。之と共に海關監督も稅務司の權限制限に伴ひ不必要なものになつてゐた。

なほ支那の關稅行政に關して特に注意すべき點は、國境線と海岸線が長距離に亙つてゐる關係から、關稅徵收機關が密輸入取締の機關としても大きな意味を持つてゐることである。

次の數字は民國成立以來一九三七年に至る間の關稅收入を示すものである。

年度	百萬元
1912	66.7
1913	73.1
1914	65.7
1915	63.2
1916	64.7
1917	65.4
1918	62.8
1919	78.7
1920	84.4
1921	91.9
1922	98.1
1923	105.9
1924	115.1
1925	116.2
1926	128.7
1927	112.9
1928	128.2
1929	238.1
1930	281.4
1931	385.0
1932	311.9
1933	339.4
1934	334.6
1935	315.5
1936	324.6
1937	342.9

國民政府成立後の關稅收入を各項目別に示せば次の如くである。（單位百萬元）

年度	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	附加稅	噸稅
一九二八年	七二・四	四二・二	九・〇	—	四・六
一九二九年	一六七・一	五六・六	九・五	—	四・九
一九三〇年	二一一・六	五五・四	九・五	—	四・九
一九三一年	三一四・七	四七・八	一五・七	一・六	五・二

一九三二年	二三六・三	二六・八	二〇・五	二四・〇	四・三
一九三三年	二六五・五	二三・二	一八・〇	二八・二	四・四
一九三四年	二六〇・〇	二四・七	一七・〇	二八・四	四・三
一九三五年	二五〇・二	二〇・七	一三・二	二七・一	四・三
一九三六年	二五四・五	二四・四	一三・七	二八・〇	四・〇
一九三七年	二六一・三	二九・一	二〇・一	二九・二	三・二

支那では關稅制度が定められてから一九三〇年に至るまで關稅賦課の計算單位として所謂「海關兩」を採用してゐた。「海關兩」とは抽象的な計算單位である。一九三三年三月八日の貨幣法は純銀二三・四九三四四八瓦を以て一元と定めてゐたから、此の計算に依れば一海關兩は一・五五八銀元に該當した譯である。關稅收入は義和團事件の賠償金支拂と、外國貨幣に依つて示され金を以て支拂ふべき外債の元利償還とに充當せられてゐたため、銀價格の下落は支那政府にとつては關稅收入の實質的な減少を意味してゐた。從つて一九三〇年二月一日以來、政府は海關兩制度を輸入稅については廢止することとし、それに代へて金六〇・一八六六瓰を基準とする抽象的計算單位を採用することとした。此の計算單位は、支那の金本

位制度に關してケメラー委員會の提出した貨幣單位と一致してゐた。そして爾來、輸入稅は銀元と此の計算單位の比率に關して中央銀行が日々公表する相場に基いて賦課されてゐた。從つて銀價が騰貴すれば、納稅義務者の負擔は實質上それだけ輕減される譯であつた。中央銀行は相場を公表すると共に、關稅計算の基礎に用ひられるべき貨幣を表示する證劵を發行してゐたが、實際の支拂には銀元が用ひられてゐた。輸出稅についても一九三三年三月十日以來、海關兩制度は廢止されてゐる。一九三五年十一月四日の幣制改革以來、銀貨は法定通貨としての資格を失つたが、依然として銀元との比率を基礎とした計算單位が採用されてゐた。

次の數字は民國以後に於ける支那外國貿易の趨勢を示すものである。(單位百萬元)

年度	純貿易額	純輸入額	純輸出額	輸入超過額
一九一二年	一、三一四・四	七三七・一	五七七・三	一五九・八
一九一三年	一、五一六・六	八八八・三	六二八・三	二六〇・〇
一九一四年	一、四〇六・〇	八六八・〇	五三八・〇	三三〇・〇
一九一五年	一、三六〇・七	七〇八・一	六五二・六	五五・五

一九一六年	一、五五五・一	八〇四・五	七五〇・六	五三・九
一九一七年	一、五七七・三	八五六・一	七二一・二	一三四・九
一九一八年	一、六二一・五	八六四・五	七五七・〇	一〇七・五
一九一九年	一、九九〇・八	一、〇〇八・〇	九八二・八	二五・二
一九二〇年	二、〇三一・五	一、一八七・六	八四三・九	三四三・七
一九二一年	二、三四八・四	一、四一一・七	九三六・七	四七五・〇
一九二二年	二、四九二・七	一、四七二・四	一、〇二〇・三	四五二・一
一九二三年	二、六一一・六	一、四三八・六	一、一七三・〇	二六五・六
一九二四年	二、七八八・七	一、五八六・三	一、二〇二・四	三八三・九
一九二五年	二、六八六・三	一、四七六・八	一、二〇九・五	二六七・三
一九二六年	三、〇九八・一	一、五七一・五	一、三四六・六	四〇四・九
一九二七年	三、〇〇九・三	一、五七八・一	一、四三一・二	一四六・九
一九二八年	三、四〇七・八	一、八六三・三	一、五四四・五	三一八・八
一九二九年	三、五五四・五	一、九七二・一	一、五八二・四	三八九・五
一九三〇年	三、四三四・八	二、〇四〇・六	一、三九四・二	六四六・四
一九三一年	三、六五〇・四	二、二三三・四	一、四一六・九	八一六・五
一九三二年	二、四〇二・二	一、六三四・七	七六七・五	八六七・二

一九三三年	一、九五七・四	一、三四五・六	六一一・八	七三三・八
一九三四年	一、五六四・九	一、〇二九・七	五三五・二	四九四・五
一九三五年	一、四九五・〇	九一九・二	五七五・八	三四三・四
一九三六年	一、六四七・二	九四一・五	七〇五・七	二三五・八
一九三七年	一、七 一・五	九五三・三	八三八・二	一一五・一

外國貿易と關稅收入に關する前掲の二つの統計に依れば、兩者とも一九三一年に至るまでは大體漸增の傾向を示してゐる。一九二九年以降關稅收入が急增してゐるのは關稅自主權の回復に依るものである。一九二九年以後輸出稅收入は輸入稅收入に劣つてゐる。一九三一年に最高額に達してゐるが、爾來外國貿易も關稅收入も經濟界の沈滯と國際關係の影響を受けて漸次減少してゐる。然し幣制改革以後外國貿易は極めてゆるやかな步調乍らも增加の傾向を示し、關稅收入も增加し始めてゐた。

(二)鹽稅　沿岸と奥地の鹽田では極めて僅少な勞力に依つて多量の鹽が獲られ、支那の民衆に不可缺な生活資料を提供してゐる。鹽の生產は當初官業として行はれてゐたが、後には特許制度を採用して私人にもその生產・販賣を許可し、之に對して鹽稅を賦課する事とした。

清朝の末期には鹽の生産・輸送・販賣等に關する特許權が第三者にも賃貸し得る樣になつたため課稅手續も著しく複雜なものになつてゐた。然し事實上は極く限られた範圍の鹽商が獨占的な地位にあり、六〇・四八瓩に對して二兩乃至三兩の極めて輕い租稅を負擔してゐた。革命の後に至つて、各省が恣まに鹽稅に對する附加稅を徵收したため、實質上の鹽稅負擔額は著しく重いものになつてゐた。北京政府は一九一四年四月に五國銀行團から善後借款二千五百萬磅を借り入れたが、その公債收入の一部は鹽稅行政の改革に充當せられる豫定であつた。善後借款に伴つて一九一四年四月一日に債權國との間に締結された協定の第五條は、鹽稅收入を以て該公債の擔保とし、その收入は之を債權國代表者との共同管理の下に置くべきものと定めてゐた。また善後借款に依る鹽稅行政改革の結果、全國が各收稅區に區分され、各收稅區には支那人徵稅官吏と外人顧問が派遣せられることとなつたが、その他にも次の樣な規定が定められた。卽ち第一に、鹽稅收入は外國銀行に預金されることとなつた。第二に、稅率は六〇・四八瓩につき二・五元に統一された。第三に、地方團體の附加稅徵收が禁止された。第四に、鹽稅は製鹽の後ただちに製鹽業者に賦課されることになつた。かうして

從來久しい間行はれて來た傳統的な鹽稅制度は著しく簡易化される筈であつたが、一九一六年に內亂が始つて以來、地方軍閥が之に對して恣まに附加稅を課したため、漸く簡易化されようとしてゐた鹽稅制度は再び混亂に陷らねばならなかつた。

國民政府は鹽稅を國家の統一的な管理の下に置き、更に一九三一年五月・一九三二年十月の兩回に亙つて地方附加稅を統一し、鹽稅行政を著しく簡易化した。卽ち地方附加稅は中央から派遣された鹽稅官吏に依つて徵收された後、省幷びに縣に交付されることとなつたのである。そのほか、實施はされなかつたが、一九三一年五月には三十九ヶ條からなる鹽稅法が公布されてゐる。同法の第四條は次の樣に稅率を定めてゐた。

(イ) 食料鹽　一〇〇瓩につき　五元
(ロ) 漁業用鹽　〃　〇・三元
(ハ) 工業用鹽　免　稅

然し各產鹽地域に於て實際に適用されてゐた稅率は此の法律の規定した稅率よりも遙かに高く、一九三六年末に至るまでには全國產鹽地域に於て夫々一〇〇瓩に對して〇・二元から

十二元に至る二十二種類の稅額が適用されてゐた。

支那の民衆が家庭に於ける消費用として使用する鹽は精製鹽ではない。一九一四年に始めて精製鹽工場が設立されたが、一九三〇年十二月三十日の法律に於ては稅額を精製鹽一〇〇瓩に對して四・一元と定めてゐた。然し精製鹽の市價が自然鹽より下落する恐れがあれば、精製鹽の稅率を財政部長は任意に引き上げることが出來た。また一九三四年三月八日の法律は精製鹽工場の設立を三ケ年禁止した他、已に設立されてゐる七工場に對してもその生產額を四五〇百萬瓩に制限した。

次の數字は一九一三年以後の鹽稅收入額を示すものである。

年度	百萬元
1913	19.1
1914	68.5
1915	80.5
1916	81.6
1917	82.2
1918	88.4
1919	87.8
1920	90.1
1921	94.9
1922	98.1
1923	91.5
1924	87.9
1925	91.9
1926	86.3
1927	59.7
1928	54.3
1929	85.4
1930	129.7
1931	155.1
1932	145.3
1933	159.2
1934	177.4
1935	185.4
1936	217.8

一九二九年以降の各省に對する鹽稅交付額は次表の通りであつた。

一九三一年と一九三二年の稅法改正以來、鹽稅收入は著しく增加してゐる。

年度	百萬元
1929	35.5
1930	47.5
1931	47.8
1932	47.3
1933	23.0
1934	30.6

最後に注意すべき點は、鹽稅の脫稅が極めて容易に行はれたから政府は脫稅防止のため絕えず嚴重な取締りを行はねばならなかつたことである。卽ち一九一四年三月二十二日には鹽稅脫稅取締法を公布してゐる。一九三四年には脫稅取締りのため一萬七千人を使用し、そのために四百三十萬元の費用を支出してゐる。

㈢ 統稅 統稅と稱されるものの中には一連の消費稅が包含されてゐる。此等の消費稅は同一の稅務官廳に依つて課稅され、全國を通じて夫々統一的な稅率が適用されてゐた。統稅の中に包含されてゐた七個の消費稅はすべて國稅であり、政府は之に對する地方附加稅の賦課を禁止してゐた。然し統稅は稅務行政上、及び經濟政策的な理由から全國洩れなく行はれてゐる譯ではなかつた。從つて統稅の賦課されてゐない省で生產された商品は統稅を免除されてゐた譯であるが、統稅の賦課されてゐる省に該商品が賣却される場合には課稅されてゐた。然し一九三七年六月末には十五省に於て統稅が賦課されてゐたから、統稅は大

體、全國的に行はれてゐた譯である。統税制度採用の結果、內國商品と輸入品との租税負擔の均衡を計る目的で、輸入品に對しては關税の他に更に附加税を課し、小麥以外の輸出品には免税か統税排戻の特典を與へてゐた。

(1) **紙卷烟草税**　一九二〇年に至るまで紙卷烟草に對しては、釐金の他に價格を標準として五%の租税を課してゐた。その他輸入烟草に對しては五%の輸入税率が、更に開港場外に輸送される場合には二・五%の附加税が賦課されてゐた。一九二一年八月に北京政府は國產紙卷烟草に關して新しい規定を設け、品質を顧慮することなく統一的に二・五%の税率と、五〇〇〇個につき二元の附加税を賦課することとした。葉卷烟草には輸入品・國產品とも從來のままの規定を適用してゐた。此の樣に紙卷烟草に對しても葉卷烟草に對しても極めて輕い税率が適用されてゐたが、その後、地方附加税のため著しく負擔が增し、實質上の租税負擔は價格の三割にも達してゐた。

國民政府は一九二六年十二月に葉卷烟草及び紙卷烟草に對する租税を國税と定め、税率を價格に對して一二・五%と定めた。更に一九二九年二月一日に葉卷烟草及び卷烟草に關する

稅法を制定し、內國產のものに對しては三二・五%、輸入品に對しては關稅三二・五%、附加稅七・五%を賦課することとした。爾後、稅率は一九三〇年十月一日、一九三一年十一月一日、一九三二年三月二十一日、一九三三年十二月五日、一九三五年二月二十八日に夫々改正され、次の樣な割合になつてゐた。

（イ）葉卷烟草　販賣價格に應じ五〇、〇〇〇個につき夫々六二元、三一元、一五・五元、七・八元、四・一五元、三・一元

（ロ）紙卷烟草　販賣價格に應じ五〇、〇〇〇個につき夫々、八〇〇元、四〇〇元、二〇〇元、一〇〇元

手工業製品の紙卷烟草については、五〇、〇〇〇個の價格四〇元以下の場合には稅額は五〇、〇〇〇個につき十元に輕減された。安徽・河南・山東省等に於ては此の種の紙卷烟草の製造が農民の重要な收入源となつてゐるため、安徽省については一九三三年三月二十四日の規定、河南省については一九三三年九月十一日の規定、山東省については一九三三年十二月十八日の規定に依つて、夫々此の樣な減稅の制度が設けられたのである。

次の數字は兩者の收入額を示すものである。

年度	百萬元
1927	4.1
1928	21.1
1929	41.1
1930	47.8
1931	50.0
1932	57.4
1933	63.7
1934	74.0
1935	76.9

(2) **小麥粉税**　小麥粉が支那で賣買される様になつたのは極めて最近のことである。從來は各々の家計内に於て直接、自給的に生産されてゐたのである。それが二十世紀に入つて以來漸次、小麥粉が機械工場に依つて生産される様になり、その上、國外からも多量に輸入される様になつた。例へば一九二六年には二、三七〇萬元の小麥粉が輸入されてゐる。輸入品に對しては從來の規定に基き關税は賦課されないことになつてゐた。内國產の小麥粉についても一九二九年に至るまでは課税されず、ただ小麥に對して釐金が課せられただけであつた。國民政府は釐金の廢止と共に之に代るべきものとして小麥粉税を定め、二二・二三瓩に對して一角の租税を賦課することとしたのであつた。但し飢饉救濟に利用されるものは免税されたし、軍隊の給養に充てられるものは一九三三年二月十八日及び一九三三年四月十三日の法律に依つて夫々一五乃至三五%だけ税額が輕減されてゐた。然し小麥粉税法第三條の規定に

依れば、課稅さるべきものは機械生産の小麥粉のみであり、從つて手工業生産の小麥粉は課稅の對象から除外されてゐた譯である。特に最近には經濟界の實情に鑑み、租稅拂戻の形式で稅額が輕減されてゐた。例へば二二・二三瓩につき夫々、上海に於ては一・五分、浙江省及び江蘇省の揚子江南部地帶に於ては三・五分、江蘇省の揚子江北部地帶に於ては四・五分、その他の省に於ては三分だけ租稅の拂戻を受けてゐた。——此の拂戻制度は一九三七年四月五日以來廢止された。

小麥粉稅收入は次の通りであつた。

年度	百萬元
1929	4.3
1930	5.1
1931	5.8
1932	6.5
1933	5.5
1934	6.0
1935	4.7

(3) 綿絲稅　紡績業は支那の近代的工業の中でも最も重要なものであつた。淸朝の末期になつて始めて支那に近代的な設備を持つた紡績工場が設立されたが、爾後特に世界大戰中及び大戰後、急激な勢で發展した。

一九二九年に至るまで紡績製品に對しては釐金が賦課されただけであり、輸入品に對しても從價五乃至七・五分の關税が課せられたに過ぎなかつた。それが一九三〇年十月二十八日の綿絲税法制定の結果、完製品と半製品とを問はず凡てに對して綿絲税が賦課されることになつたのである。一九三七年六月一日の改正では、一〇〇瓩につき品質に應じて夫々、一〇元、七・五元、五・七元、五元の税率が適用されることになつてゐた。

同一工場内で行はれる紡績と紡織との區別が困難なため、課税技術及び營業者の立場を顧慮して、專ら綿絲で商品が製造される場合には商品に課税されることになつてゐた。

一九三二年以來、經濟界の惡化に伴つて農民の購買力が減じたため綿製品の國內市場は著しく縮少した。海外市場に於てもその販路擴大には幾多の障碍が存してゐた。此等の事情に促されて業者はしきりに租税の輕減を要求してゐたが、政府は業者の要求に應じなかつただけでなく、却つて一九三七年には税率を引き上げてゐる。

最近に於ける綿絲税收入は次表の如くである。

年度	百萬元
1930	6.4
1931	15.6
1932	7.3
1933	18.7
1934	18.4
1935	20.0

(4) **マッチ稅**　支那ではマッチ製造は、少額の資本と少數の勞働者を使用する小規模の工場で行はれてゐる。マッチに對しては從來、租稅は賦課されてゐなかつたが、一九三〇年六月二十八日にマッチ稅法が制定され、爾來課稅される樣になつた。稅率は一九三六年八月一日の改正では次の樣に定められてゐた。

(イ) 安全マッチ　七、二〇〇個の小箱を內容とする大箱に對し、各々の容積に應じて夫々　二四元、二〇・一元、一五・六元

(ロ) 黃燐マッチ　小箱七、二〇〇個につき　一五・六元及び一二・六元

(ハ) 小箱に包裝されないマッチ　六〇・四八瓩につき　一・二五元

なほマッチ稅收入額は次の樣な數字を示してゐる。

年度	百萬元
1930	1.5
1931	4.2
1932	4.9
1933	6.6
1934	9.5
1935	9.3

(5) **セメント稅**　セメント稅は一九三一年一月二十八日の法律に依つて創設されたものである。一九三七年六月末には十セメント工場があつたが、そのうち三工場は外人經營のものであつた。此等の工場のうち最も大きなものの資本金は十萬元であつた。

セメント稅の稅率は一九三一年一月二十八日の法律に依れば、一七〇瓩につき六角と定められてゐたが、爾後數囘の改正が行はれ、一九三七年四月五日には一七〇瓩につき一・五元と定められてゐた。

次表はその收入額を示すものである。

年度	百萬元
1930	0.6
1931	1.7
1932	1.4
1933	2.5
1934	3.3
1935	2.6

(6) **葉烟草稅**　一九一四年にアメリカ種の烟草が始めて安徽省・河南省・山東省に栽培されたが、氣候が適してゐたのと地味が肥沃であつたから、栽培者は之から可なりの收益を擧げてゐた。

北京政府は販賣專賣の形式で之に課税し、公定販賣價格の一割乃至五割を政府の收入として徵收してゐた。國民政府は專賣課税の方法を廢止し、一九三四年六月八日に之に對して新しい法律を定め、品質の如何に拘らず一様に五〇瓩につき四・一五元の租税を賦課することとし、不良葉に對しては税額を半減してゐた。此の税法に於ては、納税の義務を有する者は烟草の購入者と定められてゐた。

收入額は次の如くであつた。

年度	百萬元
1930	1.1
1931	1.6
1932	2.7
1933	3.2
1934	3.9
1935	3.9

(7) ビール税　北京政府の時代にはビールに對する課税は税法上、外國酒及び外國飲料品に對する課税と區別されず、同一の取扱ひを受けてゐた。しかも地方税として課税せられてゐたため、税率は全國的に統一されてゐなかつた。一九二七年には税率の全國的統一が企てられたが、革命に妨げられて失敗に終つた。從つて一九三一年十二月の税法改正に至るまで、

ビールは税法上、外國飲料品と同一の取扱ひを受けてゐた譯である。一九三一年十二月二十一日にビール税法が制定され、此處に始めてビールに對する特別の租税が定められることになつたのである。一九三三年六月十五日の改正では税率はビール一立につき一分であつた。

支那に於てはビールの消費は外人に限られてゐるため收入額も次表の様に少額である。

年度	百萬元
1931	0.7
1932	0.6
1933	0.7
1934	0.7
1935	0.7

×　　×　　×

以上、統税なる名稱の下に包含されてゐる七個の消費税の説明を終るが、此等の消費税はすべて財政部統税局の管理の下に置かれてゐる。租税の賦課は、製品が販賣される以前に工場に派遣された税務吏員に依つて行はれた。從つて統税の課税手續は他の租税、特に鹽税に較べて遙かに簡單である。

(四) **酒・烟草税**　從來、支那の税法上の用語で酒・烟草税として單一の名稱を以て呼ばれて

ゐた租稅の中には五種類の租稅と二種類の租稅類似の手數料が包含されてゐた。しかも此等の租稅・手數料のうちあるものは國家に依つて、あるものは地方團體に依つて徵收されてゐた。一九二八年十一月一日の國と地方團體間の財政調整に關する法律に依つて此等の租稅はすべて國家の課稅權の下に移され、從來地方團體に依つて賦課されてゐたものは、交付金として國家から地方團體に支給されることになつた。一九三四年九月には第二次全國財政經濟會議の決議に基き、これら五種類の租稅と二種類の手數料はすべて省并びに縣に交付されることになつたが、課稅は依然として國家に依つて統一的に行はれてゐた。

(1) **烟草專賣** 一九一五年に北京政府は酒及び烟草に關して國家專賣の施行を計畫したが、專賣の實施には多額の經費を要したため、中間的な制度として一九一五年三月一日の法律に依つて卸賣專賣の制度を採用し、販賣を特定の商人に限つて許すこととした。此の制度の下に於ては國家が價格を公定し、酒及び烟草の種類と價格に應じて夫々販賣價格の一乃至五%の手數料を徵收してゐた。然し此の制度にあつては、價格の公定に際し地方官吏の恣意の働く餘地のあつたのと、許可制度そのものに缺點が存してゐたため、國民政府は此の許可制度

を廢止し、一九二九年八月十二日の法律に依つて新しい制度を定めた。新しい法律制定の結果、專賣制度は全く廢止されたが、依然政府に依つて販賣手數料と云ふ名義で業者から一定額が徵收されてゐた。卽ち酒・烟草の價格は年々政府の公定するところであり、價格の二割が政府の收入として徵收せられてゐたのである。生産者が納稅義務者と定められてゐたが時には商人が納稅義務を負ふこともあつた。多くの省では稅率は事實上二割に滿たなかつた。

(2) **酒　稅**　酒稅は內國産の酒に對して賦課され、古い歷史を持つてゐた。烟草專賣は一種の國稅としての性格を持つてゐたが、酒稅は地方稅であつた。課稅對象としての酒の種類が多數に上つたのと、地方に依つて稅率が異つてゐたため、北京政府の時代には酒稅に關する規則は複雜を極めてゐた。一九二八年には酒稅が國家に移管され國家の統一的な課稅權の下に置かれることになつて、雜多な稅率が統一される筈であつたが、それでも全國で五分から二割五分に至る二十種類以上にも上る多數の稅率が適用されてゐた。

(3) **國産烟草稅**　葉烟草稅はアメリカ種葉烟草を課稅對象としてゐたが、國産烟草稅は支那種烟草を課稅對象としてゐた。十九世紀の中葉に至るまで支那の民衆は支那烟草のみを消費し

てゐたが、之に對して始めて課税されたのは北京政府の時代になつてからであつた。爾後、酒税と同じく各地方に依つて夫々異つた課税方法が採られてゐた。一九一五年に至るまでは大體〇・六瓩に對して平均一分の割合で課税されてゐたが、その後、税額は著しく引き上げられてゐる。國民政府の成立後も税率は各省に依つて異り、だいたい販賣價格の五分乃至三割五分の割合で課税されてゐる。

(4) **七省に於ける支那烟草に對する特別税**　烟草に對する課税簡易化のためには、單に名稱を異にするに過ぎない所謂專賣手數料と烟草税の廢止が必要であつたが、政府は此等の租税を一九三三年七月一日の法律に依つて廢止することとした。卽ち江蘇・安徽・浙江・河南・湖北・江西・福建の諸省に於ては此等の租税を廢止し、之に代るべきものとして特別税を採用したのである。税率は品質の如何に拘らず一様に五〇瓩につき四・一五元と定めて烟草購入者を納税義務者と定めてゐた。この租税は全國に亙つて行はれる筈であつた。

(5) **七省に於ける酒に對する特別税**　之は烟草に對する前述の特別税と同一の理由で一九三三年六月十一日に採用されたものである。税率は毎年關係官廳が財政部長の認可を得て決定した。

一九三六年には二十八種類の稅率があつた。例へば燒酎は五十瓩につき五角乃至九・八元、小麥酒は五〇瓩につき一・四元乃至三元、リキユールは五〇瓩につき二元乃至七元であつた。

(6) **外國酒及芳香酒に對する租稅**　此の租稅は支那で釀造された外國酒及び芳香酒（例へばポートワイン）を課稅の對象としてゐた。ビールは一九三一年十二月二十一日の法律に依つてビール稅を課稅されてゐたから、此等の外國酒とは別の取扱ひを受けてゐた。一九二九年六月二日の法律に依れば稅率は販賣價格の三割であつた。

(7) **酒・烟草營業免許料**　一九一四年に創設され、一九三三年七月一日に改正されたが、稅率は次の樣に區分されてゐた。（單位元）

	(烟草)			(支那酒)			(外國酒)	
卸賣商	一〇〇	四〇	二〇	三二	二四	一〇	五〇	一〇
小賣商	一二	八	四	八	四	二	五	
	二	〇・五		〇・五				

營業者は年々免許料を政府に納付しなければならなかつた。

×　×　×

以上七種類の租稅收入總額は次表の如くであつた。

年度	百萬元
1928	3.5
1929	6.8
1930	8.6
1931	7.6
1932	9.5
1933	13.1
1934	11.5
1935	12.9

(五) **鑛稅**　支那の鑛稅は消費稅の一種と見るべきものである。一九三二年一月二十三日の法律に依れば、課稅對象としては鑛石が選ばれ、每年生產費を考慮して改められる稅率が適用されてゐた。稅率は鑛石の種類に應じて異り、生產費の二分乃至一割であつた。一九三五年には石炭・鐵鑛・ウォルフラム・アンチモニー等の重要鑛石には五分の稅率が適用されてゐた。

租稅收入額は次の樣に僅少である。

年度	百萬元
1928	0.1
1929	0.2
1930	0.4
1931	0.8
1932	1.7
1933	1.6
1934	4.2
1935	3.9

(六) 銀行券發行稅　一九三五年十一月に幣制改革が行はれるまでは、銀行券の發行は統一されてをらず、省立銀行・私立銀行等の九銀行も紙幣の發行權を持つてゐた。一九三二年十月二十九日の銀行劵發行稅法第四條は保證準備發行額を課稅の對象として定めてゐた。（一九三五年五月三日の中央銀行法第二十二條に依れば、保證準備發行額は總銀行劵發行額の四〇%と規定されてゐた。）中央・中國・交通の三國立銀行も同じく納稅の義務があつた。稅率は年平均發行額に對する一二・五%であつたが、一九三三年以後、稅率は半減されてゐた。

次の數字は一九三四年度に於ける全國銀行の年平均銀行劵發行額を示すものである。

（單位百萬元）

	總發行額	課稅される部分
中央銀行	六五・三	五三・三
中國銀行	一六六・七	一〇九・三
交通銀行	七五・一	五〇・八
その他九銀行	一三四・九	九八・五
合計	四四二・〇	三一二・九

租稅收入額は一九三二年は三・一百萬元、一九三三年は一・五百萬元、一九三四年は一・

六百萬元、一九三五年は一・六百萬元であつた。

(七)取引所税　取引所税は一九一七年に創設されたもので、一九二八年十月二十九日には新しい取引所税法が定められた。一九二九年三月二十日の改正に依つて税率は次の様に定められてゐた。

年純益				純益に對する税率
一〇、〇〇〇元以上		五〇、〇〇〇元に至るもの		二・五%
五〇、〇〇〇	〃	一〇〇、〇〇〇	〃	五・〇%
一〇〇、〇〇〇	〃	一五〇、〇〇〇	〃	七・五%
一五〇、〇〇〇	〃	二〇〇、〇〇〇	〃	一〇・〇%
二〇〇、〇〇〇	〃	二五〇、〇〇〇	〃	一二・五%
二五〇、〇〇〇	〃	三〇〇、〇〇〇	〃	一五・〇%
三〇〇、〇〇〇	以上のもの			一七・〇%

一九三五年に課税されたものは、全國大取引所のうち證券取引所一、商品取引所七であつたが、そのうち六取引所は上海にあるものであつた。

租稅收入額は次の樣に微々たるものである。

年度	百萬元
1928	0.02
1929	0.05
1930	0.15
1931	0.14
1932	0.09
1933	0.12
1934	0.14
1935	0.14

(八) **印花稅**　最近、印花稅の稅率は一九三五年九月四日と一九三六年二月十一日の二回に亙つて改正された。株券に對しては一〇〇元につき二分課稅されることになつてゐた。

收入額は次の樣に僅少である。

年度	百萬元
1928	3.0
1929	5.4
1930	6.1
1931	4.8
1932	5.1
1933	6.4
1934	6.9
1935	8.5

第二節　地方稅制度

前にも說明した樣に、支那の地方稅のうち最も重要なものは田賦と營業稅である。契稅・家屋稅等は收入の點に於て遙かに此等に劣つてゐる。從つて田賦と營業稅については特に詳細に說明し、他の地方稅には簡單に觸れるのみとする。

（一）**田賦**　田賦は支那の租稅の中でも特に改革を必要とするものの一つであつた。土地課稅の基礎として用ひられてゐた土地臺帳は明朝時代に制定されたものにその源を發してゐた。卽ち一四二〇年と一四三七年の兩回に亙つて地賦賦課の基準としての土地臺帳が作製せられ更にそれを基礎として丁賦賦課の基準としての人名簿が作製せられてゐたが、此等は何れも支那の地域が廣汎であつたのと、統計技術も極めて幼稚であつたため多くの缺點を持つてゐた。そしてそれが殆どそのまま久しい間傳へられてゐたのであつた。淸朝時代に入り康熙年間の初期に部分的乍らも新たに土地の測量が行はれ、土地臺帳と人名簿も之に從つて改正された。更に一七二四年には丁賦が地賦に編入され、それ以來從來の土地臺帳と人名簿が地賦

と丁賦の合體としての田賦課税の基準として用ひられてゐた。此等の臺帳は前世紀の中葉以來頻發した一揆のために大部分消滅したが、その後土地の測量が新たに行はれたことはなかつた。そして田賦はただ從來の慣習に從つて賦課されてゐた。二百五十年も前に作製された此等の臺帳は、勿論土地課税の基準としては決して適當なものではなかつた。

從つて田賦の課率は著しく恣意的であり、その負擔も當然極めて不公平なものであつた。支那の全面積は一一、六〇八、八〇〇〇平方粁と謂はれてゐるが、全國經濟委員會の統計に依れば、耕地・森林・市街地の面積はその二二・三四％、卽ち大體二五九・三百萬ヘクトエーカーに當り、しかもその六三・四四％卽ち一六四・五百萬ヘクトエーカーに對して課税されてゐるに過ぎなかつた。耕地・森林の課税標準として選ばれたものは土地の收益價格であり、多くの省に於ては收益價格に五分乃至一割五分の税率が適用されてゐた。四川省の樣に政治的に安定してゐなかつたところでは遙かに高い税率が適用されてゐた。市街地では課税標準として例へば上海では土地の賣買價格が採られてゐた。特に最近、附加税のため土地の租税負擔は著しく重いものになつてゐたが、例へば江蘇省については次の樣な負擔額が示さ

れてゐる。（六・一四四エーカー――支那の一畝に當る――當り平均稅額、なほ指數は一九二三年を一〇〇とす。）

年度	元	%
1923	0.62	100
1924	0.73	116
1925	0.65	103
1926	0.99	157
1927	0.93	149
1928	0.96	153
1929	0.95	151
1930	1.12	178
1931	1.04	165
1932	0.92	146
1933	1.18	189

若し契稅を土地增價稅と區別すれば、支那には土地增價稅はなかつた譯である。勿論土地評價に關する立法が不完全で、しかも土地登記の完全に行はれてゐない支那では、此の樣な租稅の施行は極めて困難である。

最近に至り收入增加と負擔公正のため屢々田賦改正の問題が論議されてゐた。最善の解決を得るためには云ふまでもなく全國に亙る根本的な土地測量と新しい臺帳の作製が必要であつた。然しこの種の大事業は支那の財政的或は經濟的な實情から考へて容易なことではなかつた。國民政府の成立後、政府は一九三四年六月五日の土地申告法に依つて、土地所有者に對し夫々の所有地の面積・收益力・負債關係等を申告すべき義務を課し、併せて申告に疑

義があり或は申告者の申告の間に矛盾のある場合には、各省をして再調査せしめることとした。然し僅かに浙江省が一九三六年に實施したのみで、他の省は全く之を行はなかつた。若し此の法律がすべての省に於て實施されてゐたならば、支那の田賦は著しく改善されてゐた筈である。

(ニ)營業稅　一九三一年に至るまで支那には一般營業稅は行はれず、ただ屠畜稅・牙稅・當稅等の特別營業稅が行はれてゐただけである。一九三一年に營業稅法が制定され、これら三種の特別營業稅は廢止されることになつたが、新しく採用された營業稅に對しては近代的な課稅樣式を適用してゐた。例へばプロシャで行はれた舊營業稅の樣に階級營業稅の形式に依るものでもなく、フランスの營業稅の樣に外形標準主義に依るものでもなかつた。營業稅法第四條は課稅標準としては三種のものを掲げ、夫々に對する稅率を次の樣に定めてゐた。

(イ)　資本額を採る場合　〇・四―二・〇%
(ロ)　總收入を採る場合　〇・二―〇・五%
(ハ)　純收入の資本額に對する比率を採る場合

(Ⅰ)	一五%に滿たざる時	純收入に對し	二・〇—五・〇%
(Ⅱ)	一五—二五%	〃	五・〇%を超え七・五%に至る率
(Ⅲ)	二五%を超える時	〃	七・五%を超え一〇・〇%に至る率

此の營業税法は單に一般的な規定を示しただけで、實施上の詳細な點に關しては各省に於て夫々の商慣習及び一般的事情を考慮した上、決定することになつてゐた。例へば浙江省に於ては課税標準として各種營業の總收入を採つてゐたが、之に對して次の樣な税率が各營業につき課せられてゐた。(%)

(イ) 小賣商	〇・五—一・〇	(ロ) 運送業	〇・五
(ハ) 建築業	〇・五	(ニ) 電氣機械業	〇・五
(ホ) 借家業	〇・八	(ヘ) 寫眞業	一・〇
(ト) 取引所仲買業	一・〇	(チ) 保險業	一・〇
(リ) 印刷出版業	〇・五	(ヌ) 倉庫業	〇・八
(ル) 銀行・信用業務	一・〇	(ヲ) その他商品加工業	〇・五—一・〇

一九三一年六月十三日の營業税法第五條は、次の樣な條件に觸れるものは營業税を免除すると定めてゐた。

卽ち

（イ）　總收入を課稅標準とする場合は總收入一、〇〇〇元以下のもの
（ロ）　資本額を課稅標準とする場合は資本額五〇〇元以下のもの
（ハ）　純收入を課稅標準とする場合は純收入一〇〇元以下のもの

國家・省・縣の經營する公法上の營業は第六條の規定に依り營業稅を免稅された。營業稅の實際上の課稅は各省に依つて夫々特種の方法が採られてゐたが、課稅の基礎としての帳簿が不完全であるため課稅の實施に多くの障碍が存してゐた。

(三) 契稅　契稅は土地の賣買を課稅對象とするものである。契稅と云ふ名稱は古くから用ひられてゐたが、誤解を招き易い名稱であつた。一九一四年一月十一日の契稅法第一條は、土地所有權及び賃貸契約の成立に際し、所有權及び賃貸契約の目的とせられた土地を課稅の對象とすると定めてゐた。稅率は土地購入の場合には購入價格の五%、賃貸借の場合には賃貸價格の六%であつた。北京政府の時代には契稅は國稅であつたが、一九二九年に田賦が地方に移讓せられて以來、契稅も地方稅として地方團體に移讓せられた。然し之に關する規定と

しては一九一四年の法律がそのまゝ適用されてゐた。税率は大體、購入の場合には購入價格の六%、賃貸借の場合には賃貸價格の三%であつた。

(四) **家屋税** 家屋税は僅か數省に於て行はれたに過ぎない。租税收入も至つて僅少なものであつた。税率は、例へば上海に於ては賃貸價格を基準として、住居については一割二分、店舗・倉庫については一割四分の割合で適用されてゐた。且つ租税は所有者と借受人が折半して負擔することになつてゐた。自己所有のものに對しては租税を免除してゐた。

× × ×

以上の四種が支那地方税の中で最も重要なものであつたが、支那の地方税體系は國税體系と異り收益税に重心を置いてゐた。然し支那の收益税體系は、勞働收益税を缺いたのと家屋税の意義が小さかつたため、必ずしも完全なものではなかつた。

第三節　支那租稅制度の特徵

支那の租稅制度を見る場合に我々は特に次の様な事實を考慮しなければならない。
第一に、支那の全人口の八割までは農民であつた。しかも人口の大半を占める農民の生活は久しい內亂のために極度の窮乏に陷つてゐた。
第二に、支那の工業化は漸く最近に至つてその緒に着き始めてゐたが、支那の工業化運動は結局これに伴つて外國勢力の優越と强化を招くのみで、支那經濟の建設と發展に却つて矛盾することさへあつた。
第三に、支那の財政は十九世紀の中葉以來極度の窮乏に陷つてゐた。
此の樣な事實を頭に置き乍ら支那租稅制度が財政上・社會政策上持つ意義を見ることとする。

(一) **財政的意義**　支那租稅制度の最も大きな缺陷は、それが彈力性を缺いてゐると云ふ點にあつた。

收入額から見て最も重要な租稅は、景氣變動の影響を最も敏感に受ける關稅であつた。從つて政治情勢の急迫或は經濟界の不況等のために財政需要が膨脹し、收入の增加を最も必要とする時に却つて關稅收入は減少した。例へば一九三二年以來、關稅收入は著しく減退してゐるのである。消費稅の中で關稅に次いで重要な地位を占めてゐた鹽稅・統稅にしても、單純な稅率の引き上げのみに依つて收入の增加を計ることは困難であつた。此等の租稅はその性質上無產大衆の負擔となり易いため、却つて稅率を一定限度以上に引き上げる場合には、課稅商品の消費減退を伴ひ收入の減少を生ずることさへあつた。最近行はれた鹽稅課率の引き上げに際して此の事實を已に我々は經驗してゐる。

地方稅に屬した田賦・家屋稅等も財政需要の膨脹と步調を一にし得るものではない。稅率を引き上げれば、たださへ窮乏してゐた農民の生活をより壓迫し、延いては支那の經濟をさへ破滅に導く可能性を伴つてゐた。

鹽稅・統稅も多額の徵稅費を要した。例へば租稅收入の一割が徵稅費として使用されねばならなかつた。從つて此等の租稅は民衆に對して大きな負擔を課し乍らも、財政に對しては

さほどの貢獻をなし得なかつた譯である。

此の様に支那租税制度の改善は、收入の彈力性と云ふ立場からしても極めて重要な問題であつた。所得税の採用が此の點に關してどれ程の貢獻をなし得たかは次章の問題である。

(二) 社會政策的意義　支那の租税制度は負擔の公平と云ふ見地からも極めて大きな缺陷を持つてゐた。負擔の公平に關する普遍の原則も能力原則も支那の租税制度では全く實現されてゐなかつた。

特に田賦負擔の不公平は最近に至るまで政府に對する農民不滿の最も大きな原因であり、その解決は最近五十年を通じて支那政治上の最も重要な問題の一つをなしてゐた。

全國經濟委員會の統計に依れば、農民の間に耕地は次の様な割合で分配されてゐた。

	所屬農家數の全農家數に對して占むる割合	所屬農民の全農民に對して占むる割合	所屬耕地面積の全耕地面積に對して占むる割合
五畝未滿	三五・六一%	二八・六四%	六・二一%
五畝——一〇畝	二三・九九	二二・〇六	一一・四二
一〇畝を超え、一五畝以下のもの	一三・一七	一三・四九	一〇・六三

一五 〃 二〇 〃	七・九九	八・九四	九・一七
二〇 〃 三〇 〃	八・二二	一〇・〇五	一三・一七
三〇 〃 五〇 〃	六・二〇	八・六七	一五・五四
五〇 〃 七〇 〃	二・一七	三・四二	八・三八
七〇 〃 一〇〇 〃	一・三一	二・二四	七・一六
一〇〇 〃 一五〇 〃	〇・七二	一・三一	五・七一
一五〇 〃 二〇〇 〃	〇・二四	〇・四七	二・七六
二〇〇 〃 三〇〇 〃	〇・二〇	〇・三七	三・一七
三〇〇 〃 五〇〇 〃	〇・一一	〇・二〇	二・六三
五〇〇 〃 一、〇〇〇 〃	〇・〇五	〇・一一	二・三〇
一、〇〇〇畝を超えるもの	〇・〇二	〇・〇三	一・七五

即ち支那の農家は一戸當り平均一五・一七畝、一人當り平均二・七六畝の土地を所有してゐた譯である。此の樣な所有地面積の狹小のため、ただでさへ生活に苦しんでゐた農民の生活狀態は、支那固有の小作制度と田賦負擔の不公平に依つて一層困難な狀態に追ひやられてゐた。

支那耕地面積の半は農民の直接所有に屬したが、他の半は地主の所有に歸し、各種の小作契約に基いて農民の使用に供されてゐた。例へばその二一%は永小作契約に依り、七%は二一三年期限の契約に依り、七二%は解約の自由な短期小作契約に依つてゐた。特に短期小作契約の場合には小作人の立場は極めて不安定でしかも不利であつた。しかも農民に課せられた小作料は大體に於て收益の三八%にも上つてゐたため田賦は事實上、小作人の負擔に等しかつた。その上、土地臺帳が不完全であつたため、時には田賦が二重に課せられることがあり、時には納稅の義務のない場合にさへ負擔せねばならなかつた。

營業稅は小營業者の事情を考慮することが少かつたのと、累進稅率の進み方が緩やかであつたため、小營業者にとつては極めて重い負擔になつてゐた。

此の樣に支那の租稅制度は小營業者・農民・無產大衆に對して、その他の階級に比して極めて重い負擔を課してゐたのである。

第四章　支那所得稅制度

――所得稅採用の試みと創設――

第一節　辛亥革命後に於ける所得税採用の試み

(一)北京政府の所得税案　以上、清末から最近に至る近代支那財政史を一瞥することに依つて、我々は次の様な事實を知つた。即ち第一に、支那の財政は清末以降極度の窮乏に苦しみ續けてゐた。第二に、支那租税制度の中心になつてゐた消費税は財政上・社會政策上幾多の缺陷を伴つてゐた。從つて財政改革、特に租税制度の根本的改革は最近二十年程の間に支那政府の直面してゐた最も重要な問題の一つであつた。

即ち此の様な環境の中に所得税採用の試みも企てられてゐたのであつた。所得税採用の試みは已に清朝の末期から行はれてゐたが、具體的な法律が定められると云ふ程のこともなく、ただ此の様な提案があつたと云ふだけであつた。革命の後再び所得税採用の問題が論議され始めたが、その目的としたところは當時に於ける財政窮乏の救濟にあつた。そして所得税の施行に關する何等の準備もなく税法が定められ、一九一四年十二月には、そのまま議會の承認を受け、一九一四年十二月十五日に公布せられた。然し此の様にして制

定せられた所得税法は二十七ヶ條から成る極めて簡單なものであり、謂はば緊急的立法とも見られるべきものであつた。

その第一條は制限付納税義務者と無制限納税義務者を區別してゐた。無制限納税義務者に屬するものは、支那に住所を有する者及び一年以上支那に居住するものであつた。

第二條は課税に當り自然人と法人とを區別すると定めてゐた。法人には二%の比例税率が適用されたが、自然人にあつては所得が二種類に區分され、利子所得には一・五%の比例税率が、その他の所得に對しては次の樣な累進税率が適用されてゐた。

年所得額	税率
五〇〇元を超え　二、〇〇〇元に至る所得	〇・五
二、〇〇〇　〃　三、〇〇〇　〃	一・〇
三、〇〇〇　〃　五、〇〇〇　〃	一・五
五、〇〇〇　〃　一〇、〇〇〇　〃	二・〇
一〇、〇〇〇　〃　二〇、〇〇〇　〃	二・五
二〇、〇〇〇　〃　三〇、〇〇〇　〃	三・〇
三〇、〇〇〇　〃　五〇、〇〇〇　〃	三・五

五〇、〇〇〇	〃	一〇〇、〇〇〇	〃	四・〇
一〇〇、〇〇〇	〃	二〇〇、〇〇〇	〃	四・五
二〇〇、〇〇〇	〃	五〇〇、〇〇〇	〃	五・〇

五十萬元を超える所得に對しては、所得額十萬元を増加する毎に税率も〇・五%づつ増加した。

免税點が五〇〇元に定められてゐたほか、所得額より控除すべきものとして次に示す様な諸項目を掲げてゐた。

（イ） 法人の場合

(1) 各種積立金

(2) 前年度利益金中配當されざる部分

(3) 國債利子

（ロ） 自然人の場合

(1) 法人所得税を已に課税された配當金

(2) 文學・藝術・音樂等に依る所得
(3) 從軍中の軍人俸給
(4) 小學校敎員の俸給
(5) 研究費
(6) 法定の年金
(7) 營利に屬せざる一時の所得
(8) 國債利子

營利を目的としない法人も所得税を免除された。
所得税の課税標準としての所得は法人の場合には純益、自然人の場合には總所得中から必要經費及び前掲の諸項目を控除した殘額であつた。

此の樣な內容をもつた所得税法が北京政府に依つて一九一四年十二月十五日に發令されたが、直ちには實施されず、施行細則も一九一五年八月一日に至つて始めて制定されたのであつた。施行細則に依れば所得税の賦課は一應法人・官吏・議員にのみ限定され、課税の實施

も各省に委任せられてゐた。

かうして漸次、所得税施行の準備が整へられてゐたが、或は政局の不安に妨げられ、或は政府が所得税實施に伴ふ各種の障碍に打ち克つべき力を持たなかつたため、北京政府の所得税法は制定されたまま遂に實施されなかつた。ただ一九二一年に北京在住の官吏と議員に對して課税しただけであつた。從つてその收入額にしても僅かに一萬三百十一元に達したに過ぎなかつた。

北京政府の所得税案は此の樣に全く失敗に終つたが、それは全く當然のことであつた。何となれば、一九一四年十二月十五日の所得税法にせよ、一九一五年八月一日の施行細則にせよ、第一に、その實施に必要な諸種の點に互つてまで詳細に規定してゐなかつた。第二に、所得概念に關しても決して明確な規定を設けてゐなかつた。更に所得税の實施に必要な税務官吏の養成さへも行つてゐなかつた。卽ち北京政府は所得税法を制定したものの、決してその實施を眞劍に考慮してゐなかつたとさへ思はれるのである。

(二)所得税の先驅—國民黨の所得捐　國民政府の成立後間もなく一九二七年八月十五日に財

政部長は二十七ヶ條から成る所得稅法案を制定したが、これは稅率及びその他重要な點に於ては全く一九一四年十二月十五日の所得稅法を模倣したものであつた。一九二八年の全國財政經濟會議では此の所得稅法案を中心として所得稅採用の問題が論議されたが、支那にはなは所得稅の施行に必要な條件が缺けてゐるから、直ちに之を實施するとしても充分な成果を期し得ないであらうと云ふのが一般の意向であつた。

之よりさき一九二七年六月二十四日の全國國民黨大會の決議に基き、國民黨は所得捐を採用した。所得捐とは國民政府及び省・縣所屬官吏の俸給に對して强制的に賦課するもので、所得捐に關する規定の第五條は課率を次の樣に定めてゐた。

月俸給額	課率（%）
五〇元以下	免稅
五〇元を超え　一〇〇元以下のもの	一
一〇〇　〃　二〇〇　〃	二
二〇〇　〃　三〇〇　〃	三
三〇〇　〃　四〇〇　〃	四

四〇〇 〃	五〇〇 〃	五
五〇〇 〃	六〇〇 〃	六
六〇〇 〃	七〇〇 〃	七
七〇〇 〃	八〇〇 〃	八

（八〇〇元は支那に於ける最高月俸額である。）

國民黨の財政は國家財政の中に包含されてゐたが、所得捐は專ら國民黨に依つて直接徵收され、その收入は之を黨員の遺族扶助費に充當すべきものと定めてゐた。

國民黨の發表に依れば、一九三一年、一九三二年、一九三三年の所得捐收入は夫々一・二八百萬元、〇・六五百萬元、一・二三百萬元に上つてゐた。

此の樣に所得捐の賦課は特定の階級と特定の所得にのみ限定されてゐたから、所得税に類似するものであつたが、決して一般所得税と同視すべきものではなかつた。

國民政府は寧ろ一九三五年末に至るまで關税自主權の回復と新しい消費税の創設に全勢力を傾注し、當時所得税の採用は却つて第二義的なものと一般に考へられてゐた。

第二節　蔣政權の所得稅創設

(一) 所得稅の構造　一九三六年の所得稅制定に際して國民政府は次の樣な二つの事情をその主要動機としてゐた。卽ち第一に、支那租稅制度の中に公平課稅の原則を織り込むためには當然所得稅の採用が必要であつた。第二に、國際情勢逼迫のため財政的な見地からしても從來の租稅制度は極めて不完全なものであり、その補强工作が必要であつた。そして此の要求に沿ふべき一つの方法として所得稅創設の必要が强調せられてゐた。

かくて所得稅の實施に必要な諸種の問題を充分討議した上、一九三六年七月二十一日に中央政治委員會は所得稅の實施に關する大綱を定めた。そして此の大綱に從つて立法院に依つて新に實施されるべき所得稅法が制定せられた。かうして制定された所得稅法は一九三六年七月二十一日には直ちに立法院の、更に一九三六年八月十八日には行政院の同意を得、一九三六年十月一日以來實施されることになつた。然し所得稅は實際には直ちに行はれず、一九三七年一月一日になつて始めて施行されたのであつた。

一九三六年の所得稅法に於ては、主觀的な租稅負擔力を基礎とする人稅としての所得稅よりも、むしろ營業收益稅・勞働收益稅・資本收益稅等に類似する極めて素朴な所得稅の採用が立法者に依つて企圖されてゐたことが、所得稅法と施行細則とから知られる。從つて支那の所得稅はむしろフランス所得稅の分類所得稅に類似するものであつた。從つて所得の負擔能力を基礎とする人稅としての所得稅の特徵は採り入れられてゐなかつたのである。

一九三六年七月二十一日の所得稅法は所得概念を明確に規定してゐない。例へばその第一條は營業所得・俸給及び手當・有價證券及び貯蓄に基く所得の三種類の所得を揭げるのみで、個々の所得に對して詳細な說明を加へてゐなかつた。從つて之を補ふべきものとして、施行細則第十二條・第十三條・第十五條・第十六條及び第十七條等に依らねばならなかつた。此の樣に三個の收益稅の單純な集計に過ぎない支那の所得稅は、所得概念としては全く„Quellentheorie"を採つてゐた。農業・園藝・林業等からの收入、富籤・相續に基く臨時收入等は何れも所得稅の賦課を免れてゐた。

(1) **營業所得に對する所得稅**　所得稅法第一條は營業所得を次の三種類に區分してゐる。

（イ）　會社・商店・工場・問屋・個人にして資本金二千元以上のものの營利收入
（ロ）　官民合辨の營利事業收入
（ハ）　一時の營利事業より生ずる收入

所得稅法は自然人の所得と法人所得に關しては何等の區別も設けてゐなかつた。從つて兩者は此の點に關する限りは全く同一の取扱ひを受けてゐた譯である。ただ第二條第一項に於て、營利の意思を有せざる法人の所得は免稅すると規定するのみであつた。

前に揭げた會社には、一九二九年十二月二十六日の會社法の定めるところに依り、合名會社・合資會社・株式合資會社・株式會社が屬してゐた。株式會社と株式合資會社の配當金には、先づ夫々の所得として第一類の所得稅が賦課された後、更に有價證券及び出資額からの所得として第三類の所得稅が賦課されてゐた。從つて二重に課稅されてゐたのである。

營利所得の第一項に屬するものに對する課稅は二千元以上の資本を有するもののみに限られてゐた。支那では資本額二千元以上に上るものはむしろ大營業と見ることができたから、小營業者は所得稅を免除されてゐた譯である。

官民合辨企業に關して特に規定が設けられてゐたのは、支那には此の種の企業が可なりの數に上つてゐたからである。

第一項及び第二項に屬しない營業所得はすべて第三項の所得中に包括され、施行規則第十二條は特に此の點に關して詳細に定めてゐた。例へば取引所定期取引業務からの所得は此の中に包含されてゐた。

營業所得に關する課稅標準としては、經費・消却費・營業年度間に於ける租稅等を總收入から控除した純收益が選ばれてゐた。株式合資會社・株式會社等の法定積立金も控除されることになつてゐた。（一九二九年十二月二十六日の會社法に於ては、積立金が基本資本額の半額に達するまで、年々純益の一割を積立てるべきものと定めてゐた。）此の樣に諸種の控除を終つた後、求められた純益に對して次の樣な稅率が適用される筈であつた。

資本額に對する純益の比率	純益に對する稅率
五%以上　一〇%に滿たざるもの	三%
一〇　〃　一五　〃	四
一五　〃　二〇　〃	六

二〇	〃	二五	〃	八
二五%	以上			一〇

所得税法に於ける資本とは拂込資本額或は現實に出資された資本額であり、施行細則の第七條は、積立金の三割は之を資本額に加算し得ると定めてゐた。從つて實際に適用される税率は著しく低いものであつた。しかも純益が資本額の五%に滿たない場合には所得税の賦課を受けなかつた。

一時の營利事業に基く所得については、該所得が資本と密接な關係を持ち、所得の資本額に對する比率を正確に算定し得る場合にのみ前揭の税率が適用されることになつてゐた。所得と資本額との比率を求め得ない場合には、直接所得額に對して次の樣な税率を適用してゐた。

所得額	一〇〇元を超え	一、〇〇〇元に滿たざるもの		三%
所得額	一、〇〇〇	〃	二、五〇〇　〃	四
所得額	二、五〇〇	〃	五、〇〇〇　〃	六

五千元を超えるものに對しては、千元を超える每に最高二割に達するまで一%づゝ税率を

加へた。

所得稅法に於ては營業所得に關する所得稅の納稅義務者を精確には定めてゐなかつた。例へば營業が法人に依つて經營されてゐる場合に、法人そのものが納稅義務を有するや否やにつき具體的に定めてゐなかつた。ただ所得稅法第八條及び施行細則第二十七條を通じて、營業が法人に依つて經營されてゐる場合には法人が納稅義務を有し、然らざる場合には經營主或は經營代表者が納稅義務を有すると判斷し得るに過ぎなかつた。

營業所得に於ては申告の義務があつた。

(2) **俸給及び特殊手當** 施行細則第十六條に於ては俸給及び特殊手當が次の樣に詳細に規定されてゐた。

(イ) 公務員の俸給・年金・獎勵金・退職金・養老年金及びその他職務上給與せられる金額

(ロ) 自由職業及びその他各業務に從事する者が夫々の職業及び業務上受領する俸給・年金・手當及びその他金錢上の諸給與

所得税法第二條第二項に依れば、前記（イ）に屬するもののうち次に掲げる所得は免税或は所得額中より控除された。

（Ⅰ）業務上死傷した軍人・警官その他官吏に對して支給せられる扶助料

（Ⅱ）小學校教員の俸給

（Ⅲ）不具廢疾者・勞働者及び勞働に從事し得ざる者に對する扶助料・恩給・養老年金

又施行細則第十七條に依れば、上掲（ロ）に屬する所得に對しては次の諸項目の控除が許された。

（Ⅰ）作業場の賃貸料及び住居を作業場として使用する時は賃貸料の六割に達するまでの額

（Ⅱ）業務上の旅行に對して支給される旅費、なほ手當金の支給される時はその三割に達するまでの額

更に諸經費を控除し、その殘額に對して次の樣な超過額累進税率が適用されてゐた。

（所得は月額）

三〇元以上	六〇元以下の所得に對しては	一〇元に付	〇・〇五元
六〇元を超え	一〇〇元以下の所得に對しては	〃	〇・一〇元

一〇〇元	〃	二〇〇元	〃	〃	〇・二〇元
二〇〇元	〃	三〇〇元	〃	〃	〇・三〇元
三〇〇元	〃	四〇〇元	〃	〃	〇・四〇元
四〇〇元	〃	五〇〇元	〃	〃	〇・六〇元
五〇〇元	〃	六〇〇元	〃	〃	〇・八〇元
六〇〇元	〃	七〇〇元	〃	〃	一・〇〇元
七〇〇元	〃	八〇〇元	〃	〃	一・二〇元
八〇〇元	〃	九〇〇元	〃	〃	一・四〇元
九〇〇元	〃	一、〇〇〇元	〃	〃	一・六〇元
一、〇〇〇元	〃	一、一〇〇元	〃	〃	一・八〇元
一、一〇〇元	〃			〃	二・〇〇元

即ち第二類の所得税に於ては、最高税率二割即ち千元につき二百元に達する超過額累進税率が適用されたのである。然し乍ら超過額累進を採る關係上、全所得に對する租税負擔の比率は決して最高税率に達することなく、最も負擔率の大なる場合にも此の最高税率に接近するのみである。例へば全所得に對する實際上の租税負擔の割合は次の様な比率になつてゐた。

所得月額	税額	税率
三〇元	〇・一五元	〇・五%
六〇	〇・三〇	〇・五
一〇〇	〇・七〇	〇・七
二〇〇	二・七〇	一・三
三〇〇	五・七〇	一・九
四〇〇	九・七〇	二・四
五〇〇	一五・七〇	三・一
六〇〇	二三・七〇	四・〇
七〇〇	三三・七〇	四・八
八〇〇	四五・七〇	五・七
九〇〇	五九・七〇	六・六
一、〇〇〇	七五・七〇	七・五
一、一〇〇	九三・七〇	八・五
一、三〇〇	一三三・七〇	一〇・〇
二、五〇〇	三七三・七〇	一五・〇
一〇、〇〇〇	一、八七三・七〇	一八・七

此の様に月額三十元に滿たないものは免稅され、累進稅率の進み方も極めて緩やかである。

小學校敎員の俸給に對する免稅規定は定められてゐたが、一九三六年七月二十一日の所得稅法は、家族事情の考慮に關して何等の規定も設けてゐなかつた。之は次の樣な二つの事情に基いてゐた。第一に、大都市を除き支那では戶籍調査が行はれてゐなかつたから、家族事情を斟酌する事は不可能であつた。第二に、稅率が已に低率であつたから、家族事情を考慮するとしても、實際には個々の納稅義務者の負擔力に大きな影響を及ぼす程のこともなかつた。しかも敢へて家族事情を考慮するとすれば、却つて稅務當局に對して煩瑣な事務上の手續を要求し、その結果多額の經費が必要であつた。

俸給・手當等に對する課稅に於ては源泉課稅の方法が採られてゐたが、施行細則第三十條は、納稅義務者がその義務を支障なく履行した場合には、その納付稅額の五%を納付者に與へると定めてゐた。此の種の規定は所得稅が始めて採用される樣な場合には必ずしも無用なものではない。

(3) **有價證券及びその他投資に基く所得**　所得稅法第一條第三項には四種類の資本所得が揭げられてゐる。卽ち國債利子・債券利子・株式配當金・預金利子が之である。此處に預金と云はれるものの中には、利子を生ずる長期及び短期の預金が一切包含されてゐる。當座勘定の預金に對しても支那では比較的高率の利子が支拂はれてゐる。抵當權利子・その他の債權關係に基く利子等はすべて課稅の範圍外に置かれてゐる。

第三類所得稅に對する稅率はすべて五％であり、次に揭げる諸項目は課稅を免除された。

（Ⅰ）公共團體の預金
（Ⅱ）官吏及び勞働者の法定貯蓄
（Ⅲ）慈善事業及び教育事業を目的とする施設竝びに團體の積立金
（Ⅲ）教育事業を目的とする積立金にして利子收入年額百元に滿たざるもの

なほ課稅はすべて源泉に於て行はれた。

(二) 支那所得稅に關する若干の問題

(1) **外人課稅の問題**　通常外國人は居住國の司法制度に服し、納稅に關しても何等の特權も享

受し得ない筈である。然し支那に於ては此の自明の事實が必ずしも行はれてゐなかつた。
一八四三年の英支通商條約・一八四四年七月三日の米支通商條約・一八四四年十月二十四日の佛支通商條約等の結果、支那に居住する夫々の國民は治外法權の特權を享受してゐた。しかも此の治外法權の特權は更に最惠國約款に基き、その他の國民に對しても與へられることとなり、支那に居住する外國人を支那の法律から擁護すべきものとして役立つてゐた。特に治外法權に關して最も詳細に規定してゐた一八四四年七月三日の米支通商條約第十條は、米國人が被告である場合には、民事に關すると刑事に關するとを問はず、又原告が支那人であると他國人であるとを問はず、彼等は支那の法律に服する必要なく、被告が支那人である場合に限り、支那の法律に從つて裁判せられる可きものと定めてゐた。然し此の規定に於ても稅法上の彼等の特權に關しては何等言及してゐなかつた。從つて一九三六年の所得稅創設に際しては、一九三六年八月十日に諸外國の外交官に對して、支那に居住するすべての外國人は所得稅に關しては何等の特權をも享受し得ずと通告した。(一九三六年末にはなほ十三國が治外法權の特權を持つてゐた。) そして種々の交涉を經た後、一九三六年末には、支那

に居住するすべての外國人は所得稅納付の義務を有するものと定め、財政部長もまた此の方向に沿ひ、脫稅を防止するために各種の規定を定めた。

支那に居住する外國人に對する所得稅課稅の問題は、支那の租稅高權から云つても、財政上の見地からしても極めて重大な問題であつた。例へばリーマーの調査に依れば外國の對支投資額は次の様な額に上つてゐた。

	一九一四年		一九三一年	
	百萬弗	%	百萬弗	%
公債	三三〇・三	二〇・五	四二七・七	一三・二
輪送事業	五三一・一	三〇・〇	八四六・三	二六・一
交通・供給事業	二六・六	一・七	一二八・七	四・〇
鑛山業	五九・一	三・七	一二八・九	四・〇
工業	一一〇・六	六・九	三七六・三	一一・六
銀行・信用業務	六・三	〇・四	二一四・七	六・六
土地所有	一〇五・五	六・五	三三九・二	一〇・五
貿易業	一四二・六	八・八	四八三・七	一四・七
その他	二九八・二	一八・五	二九七・〇	九・一

	一九一四年（百萬弗）	（%）	一九三一年（百萬弗）	（%）
英國	六〇七・五	三七・七	一、一八九・二	三六・七
日本	二一九・六	一三・六	一、一三六・九	三五・一
露西亞	二六九・三	一六・七	二七三・二	八・四
佛蘭西	・四	一〇・七	一九二・四	五・九
獨逸	二六三・六	一六・四	八七・〇	二・七
白耳義	二二・九	一・四	八九・〇	二・七
和蘭	—	—	二八・七	〇・九
伊太利	—	—	四・六四	一・四
その他	六・七	〇・四	二・九	〇・一

ロシヤの對支投資額の大部分は滿洲に於ける東支鐵道に關するものであつたが、一九三五年にソ聯が東支鐵道を賣却してからその投資は消滅した。また獨逸の對支投資額は一九一四年までは大きな額に上つてゐたが、世界大戰中にすべて日本と支那に依つて繼承され、更に日支間の比率はワシントン會議に於て定められた。

中國銀行の調査に依れば諸外國が對支投資に依つて得てゐた收入額は、一九三三年には一、六〇九・二百萬弗（內二二五百萬弗は事業投資よりの收入、九三百萬弗は公債投資よりの收入）一九三六年には一、七七六・八百萬弗（內七〇百萬弗は事業投資よりの收入、一二七・

八百萬弗は公債投資より の收入）に上つてゐた。

施行細則第三條は、外國人の支那居住期間一年に滿たない場合と所得源泉が支那にない場合に限つて、所得税を免除してゐた。その他には、一九三六年七月二十一日の所得税法も、一九三六年八月十八日の施行細則も、無制限納税義務者に關する規定を設けてゐなかつた。然し乍らその樣な規定は、支那の所得税が分類所得税主義に依つてゐるため必ずしも必要なものではなかつた。

(2) **營業所得に對する二重課税の問題**　一九三一年六月以來、營業税が地方税として已に設けられてゐたが、一九三六年七月二十一日に所得税法が制定せられた結果、營業に對して營業税の他に更に所得税が課税せられることになつた。勿論、諸外國にあつても營業に對して所得税と營業税が課税されてはゐるが、兩者は全く異つた立場から課税されてゐるのである。然し乍ら支那の營業税と營業所得に對する所得税とは必ずしも立場を異にするものではなかつた。例へば營業税に關しては三種の課税標準が揭げられ、その一つとして純益の資本額に對する比率が採られてゐたが、之は第一類所得税の課税標準と同一のものであつた。

営業税

純益の資本額に對する比率	税率	
一五%に滿たざるもの	二%以上	五%未滿
一五%以上二五%に滿たざるもの	五%〃	七・五%〃
二五%以上	七・五%〃	一〇%〃

所得税

純益の資本額に對する比率		税率
五%以上	一〇%に滿たざるもの	三%
一〇%〃	一五%〃	四%
一五%〃	二〇%〃	六%
二〇%〃	二五%〃	八%
二五%〃		一〇%

立法院が一九三六年に所得税法を制定した時には、此の二重課税の問題を全く考慮してゐなかつた。然し一九三八年一月一日以降に實施せられる筈であつた一九三五年六月二十四日の國と地方團體間の財政調整に關する法律は、將來新たに採用されるべき所得税の收入のうち、その一部は省幷びに縣に對して交付し、省には收入の一割乃至二割を、縣には二割乃至三割を與へると定めてゐた。從つて地方税としての營業税は之を廢し、むしろ所得税の中に包括すべきものであつた。勿論そのためには所得税の税率をある程度引き上げる必要もあるが、之に依つて營業所得に對する二重課税が避けられ、税務行政も著るしく簡易化され、徵

税費も輕減される筈であつた。

（三）**所得税の賦課**　一九三六年七月二十一日の所得税法は、所得税徵收機關の問題に就いて何等觸れるところがなかつたが、一九三六年八月には財政部内に所得税の徵收に當るべき機關を新たに設け、更に全國に二十二の所得税徵税局を設けた。そして之が三つの階級に區分されてゐた。

（Ⅰ）第一級所得税徵税局　上海市・江蘇省・湖北省・河北省・廣東省

（Ⅱ）第二級所得税徵税局　浙江省・江西省・湖南省・河南省・山東省・山西省・四川省・西康省・福建省

（Ⅲ）第三級所得税徵税局　陝西省・甘肅省・寧夏省・蒙　古・新疆省・察哈爾・綏遠省・廣西省・雲南省・貴州省

支那の所得税が成功し得るか否かは、一に徵税の任に當るべき税務吏員の手腕にかかつてゐた。一九三七年六月末には所得税徵税に關する技術上の困難を克服するため、千人の專門税務吏員を養成した。

然し此の他にも所得稅徵收上の最大の障碍として、納稅義務者の帳簿作製に關する問題があつた。複式簿記法を採用する者は少數の範圍に限られてゐた。例へば銀行業の樣な近代的な企業に於てさへ種々雜多な帳簿を用ひてゐた。從つて申告の正否を調査することも困難であつた。殊に所得稅創設の初期には、納稅義務者に眞實を申告しようとする意思が缺けてゐたため、此の種の缺陷が顯著に現はれてゐた。納稅義務者を敎育し啓蒙することに依つて、彼等の納稅心を喚起し得たに過ぎなかつた。

第三節　所得税の意義

(一)財政的意義　所得税は一九三六年十月一日以來實施せられる筈であつたが、官吏の俸給に對して課税されただけで、その他の部分は一九三七年一月一日に始めて實施された。所得税の施行以來同年六月三十日に至るまでの所得税收入としては次の様な數字が示されてゐる。

(Ⅰ)	第一類	六三〇、七九〇・一七元
(Ⅱ)	第二類	
	官吏俸給	九二一、九三一・四四
	自由職業所得	六四四・一五
	その他	八一、九〇〇・〇四
(Ⅲ)	第三類	
	公債利子	二、二四二、七二五・三四
	地方債利子	四、三七五・〇〇
	銀行預金	一一三、八〇六・九八

株式配當金	一〇、六一二・〇〇
合計	四、〇〇六、七八五・一二

一九三七年度の豫算は所得税收入を次の樣に豫定してゐた。

上海市	二、九五七、六九七・九八
江蘇省	八一七、六八一・一一
(南京市よりの部分	(六九三、九七〇・二一)
四川・西康省	九〇、七二三・〇八
湖北省	三〇、一八二・一六
山東省	二七、六三七・九一
浙江省	一八、五二七・三八
廣東省	一四、五〇〇・〇八
河南省	一四、〇五三・六八
その他	三五、二七二・二四
合計	四、〇〇六、七八五・一二

卽ち支那の所得税は財政上決して大きな意義を持つものではなかつた。例へば所得税收入は關税收入よりも約三五〇百萬元、鹽税收入よりも約一八〇百萬元、烟草税收入よりも約七

五百萬元少なかつた。

(二)社會政策的意義　一九三六年七月二十一日の所得稅法は、勤勞所得に對しては累進稅率を適用し、所得月額三十元未滿のものは免稅してゐた。

　支那の勞働者は新年賞與或は家族手當等を雇傭主から支給され、之が可なりの額に上つてゐたが、經濟部の統計に依れば、業種別勞働者の平均日給額は次表に揭げる程度であつたから、彼等は殆ど所得稅の賦課を受けてゐなかつた譯である。

紡績業	〇・三〇元	化學工業	〇・四〇元
食料品製造	〇・二五	被服製造	〇・三〇
製材業	〇・四五	金屬工業	〇・二八
煉瓦製造	〇・四四	編籠製造	〇・二六
その他	〇・三一		

　家族事情に對しては何等の考慮をも拂つてゐなかつたから、支那の所得稅は必ずしも能力原則に合致してゐなかつたが、少額所得者には極めて輕い稅率を適用してゐたのであるから、此の問題は取り立てて云ふ程のものでもなかつた。政府は汎く大衆にも所得稅を負擔せ

しめることに依つて、彼等の犠牲心と共同意識を喚起しようとしたのである。

最後に支那の經濟狀態はその發達の程度を地方に依つて著しく異にし、從つて同一の貨幣額でも經濟の發達した海岸地帶と未開の奥地でその價値の上に大きな差異がある。此の様な事實に伴つて租税負擔に關しても一つの問題を生ずるのであるが、税率の統一を破ることなく此の問題を解決することは非常に困難である。

(三)國民經濟的意義　一九三六年七月二十一日の所得税法に於ては、營業所得に最高一割の極めて緩やかな累進税率が適用されてゐた。利子所得に對しては五%の比例税率が適用されてゐた。卽ち此の様な低い税率を採ることに依つて資本の形成を促進しようとしてゐたのである。支那に支配的な營業は手工業的乃至問屋制度的なものであり、工業生産物にしてもその四分の三は農民の家内工業生産物であると謂はれてゐる。最も發達し富裕であると謂はれてゐる浙江省に於てさへ、全國經濟委員會の調査は、大企業に屬する資本額千萬元であると報告してゐる。

一九三六年七月二十一日の所得税法は此の様な點を考慮し、資本金二千元未滿のものは免

稅し、資本金二千元以上で純益が資本額の五%以上に達するものにのみ課稅してゐた。更に課稅せられるべきものに對しても極めて緩やかな累進稅率を適用し、積立金に對しては租稅を免除した。例へば資本額二千元、純益千五百元の營業の租稅負擔は四十五元に過ぎなかつた。

文 献 目 録

1) 文獻目錄は直接支那財政に關係ある歐文、華文のものをできるだけ網羅する豫定であつたが，私の一身上の都合の爲これだけのものになつてしまつた。

2) 著者名をアルファベット順に依つて——著者なきものは書名——配列した。

3) 華文のものについては，井上翠氏著井上ポケット支那語辭典の發音符號に從つて分類した。

4) 雜誌論文は一切除外した。

A ——

Allen, G. ; China's position in international finance. London, 1919.

晏 才 傑 ; 公債論（中國經濟問題第四編），民國十年

〃 ; 租稅論（中國財政問題第二編），民國十一年

〃 ; 田賦芻議 民國四年

B ——

Baylin, J. R. and Kann, E. ; Chinese internal loans. Peking, 1929.

Baylin, J. R. ; Foreign loan obligation of China. Tientsin, 1925.

(Special series of the Chinese Government Bureau of Economic Information. No. 1.)

C ——

常 乃 悳 ; 中國財政制度史，民國二十四年

Chang, Y. H. ; The financial reconstruction of China. Peking, 1923.

Carnegie endowment for international peace ; The Consortium, the official text of the four-power agreement for a loan to China and relevant

documents. Washington, 1921.

浙江省財政廳； 浙江省財政統計，民國二十一年度

〃 ； 〃 民國二十二年度

〃 ； 浙江財政月刊專號

〃 ； 最近之浙江財政，民國二十年

浙江財務人員養成所；浙江省地方歲出入豫算概況，民國二十年

〃 ； 浙江財政概要，民國二十年

浙江清理財政局說明書

陳 正 謨； 中國各省的地租，民國二十五年

Chen, L. P.; Income tax in China, 1937.

Chen, S. K.; The system of taxation in China in Tsing dynasty, 1644—1911. N. Y.; Columbia Univ. 1914. (Studies in history, economics and public law. Vol. 59, No. 2.)

盛 俊； 海關稅務紀要

程 叔 度； 菸酒稅史，上·下 民國十八年

季 權 時； 中國關稅問題，上·下 民國二十五年

季 希 聖； 光緒會計錄，二卷

賈 士 毅； 中國經濟建設中之財政

〃 ； 關稅與國權，民國十六年

〃 ； 民國財政史，上·下

〃 ； 民國續財政史，一·二·三·四·五·六·七

張 一 凡； 中國戰時國家收支之分析

江 恒 源； 中國關稅史料 民國二十年

江蘇清理財政委員會報告書，民國十四年

Chinese Year Book. (英文中國年鑑)

經濟學會； 財政說明書
——奉天．直隸省，福建省，山東省，山西．河南省，陝西省，廣東省(二冊)，廣西省，貴州省，安徽．江西省，浙江省，河南省，山西省，江蘇省，湖南．湖北省，黑龍江．吉林省，甘肅省．四川．新疆省，雲南省，

周 念 明； 中國海關之組織及其事務

Chu, C. ; The tariff problem in China. N. Y. Columbia Univ., 1916. Studies in history, economics and public law. Vol. 72, No. 2.)

朱 偰； 中國租稅問題，民國二十五年

朱炳南(國立中央研究院社會科學研究所)；中國之營業稅

Chu, P. K. ; Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Chinas. 1937.

傅 汝 揖； 江西特稅紀要，民國十八年

全國各省市減輕田賦附加廢除苛捐雜稅報告書， 民國二十三年

中華民國法規大全 第三冊(財政．實業 教育之部)，民國二十五年

中山文化教育館； 中國地租問題討論集

中央銀行經濟研究處；中國債務彙編，民國二十四年
中央大學經濟資料室；田賦附加稅調查（行政院農村復興委員會叢書），民國二十四年
Coons, A. G.; The foreign public debt of China. Philadelphia, 1930.
Cordier, H.; Les douanes impériales maritimes chinoises. 2e éd. Paris, 1905.

E —

Edkins, J.; The revenue and taxation of the Chinese Empire. Shanghai, 1903.

F —

Feilchenfeld, E. H.; Public debts and state succession. New York, 1931.
馮　節；中國田賦研究，民國十八年
馮　培；兩浙鹽法志，三十卷
Field, F. V.; American participation in the China consortiums. Chicago, 1931.

H —

汗血月刊社；田賦問題研究，上·下　民國二十五年
H. M. stationary office, Lond.; Correspondence relating to

the decree issued by the Chinese Government on May 9. 1906, respecting the Chinese imperial maritime customs. 1906.

〃 ; Correspondence respecting Chinese loan negotiations. 1912.

〃 ; Correspondence respecting the new financial consortium in China. 1921.

〃 ; Further correspondence respecting to the decree issued by the Chinese Government on May 9. 1906, respecting the Chinese imperial maritime customs.

何廉・李銳； 財政學，民國二十四年

河南省縣地方歲出預算表，民國二十四年

河北省各縣地方經費支出概況表，附公欵收支盈虧概況比較表，民國二十四年

河北省縣政建設研究院；定縣賦稅調查報告書，民國二十五年

河北財政特派員公署；河北財政年鑑，民國二十年

熊漱冰； 江西田賦問題，民國二十一年

徐式圭； 中國財政史略，民國十五年

徐滄水； 內國公債史，民國十二年

胡鈞； 中國財政史，民國九年

胡己任； 中國財政整理策，民國十六年

胡毓傑；　我國創辦所得稅之理論與實施，民國二十六年

Huang, F. H.;　Public debts in China. N. Y., Columlia Univ. 1919. (Studies in history, economics and public law. Vol. 85, No. 2.)

Huang, H. L.;　Land tax in China. N. Y., Columbia Univ., 1918. (Studies in history, economics and public law. Vol. 80. No. 3.)

湖南經濟調查所；　湖南之財政，民國二十三年

K ——

康有爲；　理財救國論

抗州市財政科；　財政業務報告，民國二十二年

孔祥熙；　全國各省市減輕田賦附加廢除苛捐雜稅，民國二十三年

國民政府主計處歲計局；歲計年鑑，第一輯・第二輯・第三輯・第四輯，民國二十三・二十四・二十五・二十六年

〃　；　民國二十年度普通歲入歲出總預算，民國二十一年

〃　；　民國二十四年度國家普通總預算，民國二十四年

關務署；　財政部關務署法令彙編，民國二十四年

L —

李 景 銘；	中國財政史，民國二十四年
〃 ；	修改稅則始末記，民國八年
〃 ；	修改稅則始末記，附新舊稅則比較，民國八年
Lee, C. Y. ;	The system of Chinese public finance. London, 1936.
李 權 時；	國地財政劃分問題，民國十八年
Lee, E. E. ;	Currency, banking and finance in China. Washington, 1926.
Li, C. S. ;	Central and local finance in China. N. Y. 1922.
Li, P. C. ;	Income tax in China. Tientsin, 1937. (Hautes études industrielles et commerciales. Faculty of commerce, Economic studies, No. 7.)
立法院編譯書；	中華民國法規彙編，第五冊
立法院祕書處；	中國各省地方稅捐
劉 世 仁；	中國田賦問題，民國二十六年
羅 玉 東；	中國釐金史，上・下（國立中央研究院社會科學研究所叢刊），民國二十五年

M ——

馬寅初；　浙江省營業稅法一覽

Messing, O.;　Steuer-und Finanzwesen Chinas an Hand der Geschichte. Berlin, 1902. (Abteilung Berlin-Charlottenburg der deutschen Kolonial-Gesellschaft Verhandlungen 1901/02)

民國財政紀要，民國五年

N ——

南京市營業稅徵收處；南京市營業稅特刊，民國二十一年

內國公債類編，二卷

O ——

Overlach, T. W.;　Foreign financial control in China. N. Y. 1919.

P ——

Padoux, G.;　The financial reconstruction of China and the consolidation of China's present indebtedness. Peking, 1924. (Memorandum for the National commission for the study

of financial problems)

潘 定 祥： 雲南鹽政紀要

北京鹽務署； 鹽政彙覽，民國六年—十六年

北京銀行月刊社； 中國關稅問題，民國十二年

R ——

Research department, Bank of China ; Chinese Government foreign loan obligations. Shanghai, 1935.

S ——

山西省省公署統計處：山西省第一次財政統計，第一集—第三集，民國十年

山東財政實況報告書，民國十一年

Schuemacher, K. ; Europäische Zollbeamte in China und ihr Einfluss auf die Förderung unseres Aussenhandels. 1901.

上海總稅務司署； 中華民國海關稅則，民國二十二年

上海交通銀行； 內國公債庫券彙編

Shaw, K. W. ; Democracy and finance in China. A study in the development of fiscal systems and ideals. N. Y., 1926.

Shina-mondai Kenkyusha ; Customs import and export tariff of the Republic of China (1938), showing

rates effective from June 1938. Tientsin, 1938.

Siao, S.; Les régime douaniers de la Chine. Paris, 1931.

Statistical Department of the Inspectorate General of Customs; Code of customs regulation and procedure. Shanghai, 1934.

〃 ; Customs export tariff of the Republic of China (1931), showing rates effective from 1st February 1934. Shanghai, 1933.

〃 ; Customs export tariff of the Republic of China (1934), showing rates effective from 21st June 1934. Shanghai, 1934.

〃 ; Export tariff for the trade of China (General tariff of 1858). Under the cognizance of the Inspectorate General of Customs. Shanghai, 1920.

〃 ; Guide to the import tariff (1934) and classification of returns, effective from the 1st January 1935. Shanghai, 1934.

〃 ; Revised import tariff for the trade of China. 1919, with index. Shanghai, 1920.

T —

譚　憲　澄；　　　地方財政，民國二十八年

丹徒減賦始末記，民國十一年

丹徒田賦近案紀要，民國十五年

Tchéou, J.;　　　Des dettes publiques Chinoises. Lyon, 1927.

田　　斌；　　　中國鹽稅與鹽政

天津市政府統計委員會；天津市稅捐概況，民國二十四年

天津特別市財政局財政年刊，民國十七年

財　政　部；　　　關稅案牘彙編

〃　　；　　　驗契及契稅案牘彙編

〃　　；　　　全國財政會議彙編，民國十七年

〃　　；　　　捲菸統稅史，民國十八年

財政整理會；　　　整理債務案進行概要，民國十七年

財政部參事廳；　　　財政法規新編，民國二十六年

財政部財政年鑑編纂處；財政年鑑，上·下　民國二十四年

財政部菸酒稅處；　　　菸酒稅史，上 下　民國十八年

童　蒙　正；　　　關稅論，（經濟叢書）民國二十三年

W —

Wagel, S. R.;　　　Finance in China, 1914.

〃 ; Finance in China, 1924.

王宗培 ; 中國之內國公債、民國二十二年

外交部編纂委員會 ; 中國恢復關稅主權之經過, 民國十八年

魏頌唐 ; 浙江賦稅源流, 民國十四年

〃 ; 浙江省田賦正稅分類稅率高下等級明細表,

〃 ;

〃 ; , 民國六年

Werner, F. ; e Kampf im Fernen Osten und Chinas finanzielle Schwäche. 1918.

Woodhead, H. G. W. ; The China year book. (中華年鑑)

Wright, S. F. ; China's customs revenue since the Revolution of 1911.

〃 ; The collection and disposal of the maritime and native customs revenue since the Revolution of 1911. Shanghai, 1927.

吳兆華 ; 中國稅制史, 上·下 (中國文化史叢書) 民國二十六年

Y —

楊汝梅 ; 中國財政論, 民國十六年

楊子廉 ; 中國財政史輯要, 四十卷

昭和十七年四月十五日印刷
昭和十七年四月二十五日發行

【㊔定價 金貳圓】

落丁亂丁は何時にても取替へます

著者 柏井象雄（かしはゐきさを）

京都市中京區河原町通四條北入
教育圖書株式會社
發行者 專務取締役 田村敬男

京都市下京區壬生川通五條下ル
同朋舍
印刷者 藤澤淨圓

發兌 京都市中京區河原町通四條北入
教育圖書株式會社
電話本局②五三二二番
振替（京都一〇六一一番 大阪一五七五四番）

（日本出版文化協會登錄第壹〇七五壹參號）

（配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社）